

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第30号
2007.3

目次

巻頭言

- 法整備支援における「日本のスタイル」
法務総合研究所長 松永 榮治…………… 1

特集

- ラオス法制度整備プロジェクト…………… 4
事業事前評価表（技術協力プロジェクト）…………… 6
ラオス法制度整備プロジェクトの実施概要とその成果について
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 10
ラオス民法教科書作成支援について
回顧と展望 慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘…………… 40
債権法について 立教大学大学院法務研究科教授 野澤 正充…………… 57
担保法について 中央大学法学部教授 古積健三郎…………… 67
ラオス商法教科書作成支援について－企業法注釈書の作成と人材養成－
名古屋大学大学院法学研究科 中東 正文
松浦 好治
今井 克典…………… 71
ラオス検察官マニュアル作成支援 弁護士 小口 光…………… 74
ラオス検察官マニュアル(仮訳)…………… 81

国際研修

- 2006年度日本・インドネシア司法制度比較セミナー
－政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで－
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 114
政策提言書案…………… 125
インドネシア司法改革支援中間報告
前JICAインドネシア司法改革支援企画調査員 河田宗三郎…………… 135

国際協力の現場から

- 「ようこそ！ 国際協力部へ」 主任国際協力専門官 西林 秀隆…………… 142

- E-MAIL…………… 113, 146

- ICD NEWS 2006年 記事索引…………… 147

～巻頭言～

法整備支援における「日本のスタイル」



法務総合研究所長 松 永 榮 治

平成18年8月に法務総合研究所長に就任しました。法務総合研究所（法総研）には、1度目は研究官として、2度目は研究第一部長として勤務したことがありますので、今回で3度目の勤務になります。

法総研に法整備支援等を所管する部署として国際協力部が発足したのは平成13年ですが、法総研としては、その前からベトナムの研修員に対する法整備支援に関する研修を開始しており、私が部長として勤務していた平成9年ころには、ベトナム等からの研修員が法務省の赤レンガ棟で研修を受けていました。当時の法総研所長が、研修員に対し、「日本は今から約100年前にヨーロッパの法律制度を導入しましたが、その立法を担当した人たちが執務していたのがこの赤レンガであります。その場所で皆さんに立法支援の研修を行うというのは不思議な巡り合わせで、大変意義深いことであります。」という趣旨の話をしておられたことを記憶しています。そのころから10年以上が経過し、現在の同部の活動を知ると隔世の感があり、法整備支援活動の広がり、その内容の深化又は進化には目を見張るものがあります。所長就任後の少ない見聞からですが、最近の活動についての感想を述べることにします。

活動の中に、ベトナムとカンボジアに対する ODA の技術協力の枠組みによる法整備支援プロジェクトがあります。これらの支援活動の結果、ベトナムでは、平成16年6月に破産法と民事訴訟法が、平成17年6月に改正民法がそれぞれ成立し、カンボジアでも、平成18年7月に民事訴訟法が成立しましたが、これらは目に見える大きな成果です。

平成19年1月にカンボジアの司法大臣アン・ヴォンワッタナ氏が訪日され、幾つかの会合で講演をされました。その中で、同大臣は、法整備支援について、「日本以外の国の専門家のやり方は、カンボジア側から意見を聴取し、本国に持ち帰って法案を起草し、それをカンボジアに引き渡す。」というものがほとんどであったのに、「日本のスタイル」は、それらと大きく異なり、両国の専門家が緊密な意見交換を重ねて法案を起草していくというものであったことを説明された上で、「これがカンボジアが他国や国際機関から立法に対する支援を受けるときのあるべき姿である。」という評価をしておられました。私は、このような話を聞き、時間はかかるものの、押し付けではなく、相手国の実情を踏まえながら、真に相手国に根付き、その国民のためになるような制度作りを目指して、着実に進めてきた我が国の法整備支援が高い評価を受けたことに大変感銘を受けるとともに、そうした法整備支援に無私で根気強く取り組んでこられた学者・研究者、法律実務家等関係者の努力と熱意が報われる思いがいたしました。この場をお借りして、改めて、法整備支援の活動に携わっているすべ

ての皆さまに敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。

法整備支援に法務省が携わり始めた当時、同省の特別顧問であった三ヶ月章先生は、平成8年の財団法人国際民商事法センター設立に当たって、戦後初のフンボルト財団の招へいによりドイツに留学した経験を踏まえ、「10年経ち、20年経ち、30年経ったなら、アジア全域にわたり、各国の指導的な民商事法担当者に、私どもがドイツの大統領の言葉をいつまでも思い起こしているのと同じような気持ちを日本に対して持ってもらえるのではないか。」と希望され、法律分野の国際協力は「戦争中の償いばかりではなしに、やはり日本でなければできない、また、日本がしなければならない、大きな文化事業である。」と主張されました。それから実際に約10年が経過しましたが、国際協力での「日本のスタイル」は相手国から感謝され、高い評価を受けるまでに育っているのです。

カンボジアに対する支援のうち、民事訴訟法の起草支援については、平成11年、三ヶ月先生の愛弟子である竹下守夫駿河台大学長を座長とするカンボジア民事訴訟法部会が組織され、カンボジア側にも司法省内に法案起草のための作業部会が組織され（裁判官、司法省職員らがメンバー）、双方で緊密な意見交換が重ねられるなど、両国の共同作業が続けられました。その結果、民事訴訟法本文（我が国の民事執行法・保全法部分を含む。）、その逐条解説及び教科書並びに附属法案として人事訴訟法草案、執行官法草案、民事非訴訟事件手続法草案、民事過料手続法草案及びそれらの逐条解説が起草されました。そして、カンボジア司法大臣の訪日の際に、我が国の法務大臣から、これらの英語版の贈呈が行われました¹。また、民法についても、森寫昭夫名古屋大学名誉教授を始めとするカンボジア民法部会の委員の先生方によって民法案の起草支援がなされ、平成18年にカンボジアの閣僚評議会（我が国の内閣に相当）における審議を終え、平成19年には国会上程を待つばかりです。

このように一国の民事分野の基本法や付属法の全体について、我が国が起草支援を行うということは、空前の経験であり、今後とも余り予想されない大事業であると言ってよいのではないのでしょうか。この間、先生方には、何度もカンボジアへ出張して現地セミナーを実施し、カンボジア側作業部会のメンバーを日本に招いて行う本邦研修でも講師をしていただきました。長年にわたる起草作業を通じて、カンボジア側の作業部会のメンバーは法曹として著しい進歩を遂げ、その中からは、司法省の次官（その一人は平成19年1月の司法大臣来日に同行）や最高裁判事になったり、クメール・ルージュ特別法廷の判事に任命されるなどした者も少なくなく、人材育成にも大変な寄与をしたこととなります。これも「日本のスタイル」がもたらした成果と言えるかと思います。

一方、ベトナムでは、当初、同国司法省から、前記森寫名誉教授に法整備支援の要請があり、その後、ODAの技術協力の枠組みによるプロジェクトが開始され、民法改正、民事訴訟法及び破産法の起草支援が行われました。ベトナムに対する民事訴訟法の起草支援においては、吉村徳重九州大学名誉教授、元大阪高裁部総括判事の井関正裕弁護士（関西大学法科大学院特任教授）、酒井一立命館大学教授が委員に委嘱されました。

¹ 民事訴訟法のクメール語版はJICAカンボジア事務所で7,000部発行し、現地で配布しています。

ベトナムの場合は、立法作業そのものはベトナム側が行い、支援は、ベトナムでのセミナーや日本での研修などにおいて、日本の法制度や運用の経験を説明するとともに、ベトナム側が起草した草案を検討し、問題点を指摘し、助言するというやり方で行われました。これを実施するには、ベトナムの法制度、歴史、文化、社会はもちろんのこと、ベトナムに影響を与えたフランスや旧ソ連邦の法制度なども理解し、また、ベトナムでは米国などの他の先進国や国際機関からの支援活動もありますから、その調整のためには英米法の知識も必要となりました。

先生方の御活動の詳細については、これまで「ICD NEWS」などで報告されているので省略させていただきますが、様々な厳しい制約の中での御苦勞が並大抵ではなかったであろうことは容易に想像できると思います。しかしながら、例えば、井関先生は、裁判官としての豊富な実務経験や書記官研修所での指導経験がある上、フルブライト奨学生としてワシントン大学大学院に留学され、退官後もデューク大学客員教授を経験し、また、ベトナムに関する多くの書籍（旅行記から文化論なども）を渉猟され、現地を何度も訪れて、ベトナムに関する知識・理解を深められました。他方、ベトナム側の起草担当者も、日本の諸先生方の深い学識、知識に裏打ちされた助言を聞くうち、先生方への信頼を深めていったと聞いております。私は、平成18年10月に、ベトナム最高人民裁判所の専門家メンバーの表敬訪問を受けましたが、これは判決書改善や判例制度整備の研修のための来日であり、ベトナムでは着実に次の実務的なステップに進んでいることが分かりました²。

このように支援対象国の主体性、自主性を尊重し、相手国と信頼関係を構築しながら、担当者の能力を高めつつ、そのニーズを踏まえた支援を行うというのが「日本のスタイル」なのです。

法総研国際協力部では、部長以下全職員が懸命に働いております。多忙な日々ですが、その志気は非常に高く、法整備支援活動のお手伝いをする中で、ご協力いただいている先生方の真摯かつ謙虚な姿と御努力、御苦勞を目の前にし、相手を知ることの難しさと大切さを学び、さらに、相手を知ることで、自国の法制度を見直し、当たり前と思って意識していなかったいろいろな問題点を学び直し、この業務を通じて法曹としても成長してくれたものと信じております。

国際協力は中長期的視点に立った継続性が必要ですが、少ない人員と予算の制約の下で行っていますので、その選択と見極めはなかなか大変です。これからも関係省庁や関係団体との連携を強化し、情報を交換して支援内容の調整を計るなどして、支援効果を高めるように努力していきたいと考えております。

² この成果として、2007年3月、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」と題する報告書がベトナム語・日本語・英語版で発行された（各国語で約110頁ずつ）。

～特集～

ラオス法制度整備プロジェクト

国際協力部教官 田 中 嘉寿子

この特集は、2003年5月から2007年5月まで4年間にわたり実施された JICA ラオス法制度整備プロジェクトについて、プロジェクト概要と各成果物について紹介するものである。

本特集の構成は、以下のとおりである。

1 ラオス法制度整備プロジェクト事前評価表

JICA が本プロジェクト開始に当たり派遣した事前評価調査団の調査結果に基づいて作成されたプロジェクト計画表 (JICA のウェブサイトから参照可)

2 ラオス法制度整備プロジェクトの実施概要とその成果について

別添 1 第 14 回ラオス法整備支援研修日程表

別添 2 同研修員名簿

別添 3 同研修員発表原稿

① 司法省発表 1 司法省の現状と支援ニーズについて

② 司法省発表 2 企業法注釈書作成について

③ 最高人民裁判所発表 1 裁判所の現状と支援ニーズについて

④ 最高人民裁判所発表 2 判決書マニュアル作成について

3 ラオス民法教科書作成支援について

① 回顧と展望

松尾 弘 氏 (慶應義塾大学法科大学院教授)

② 債権法について

野澤 正充 氏 (立教大学大学院法務研究科教授)

③ 担保法について

古積 健三郎 氏 (中央大学法学部教授)

4 ラオス商法教科書作成支援について—企業法注釈書の作成と人材養成—

中東 正文 氏 (名古屋大学大学院法学研究科教授), 松浦 好治 氏 (同法学研究科長) 及び今井 克典 氏 (同助教授)

5 ラオス検察官マニュアル作成支援について

小口 光 氏 (元 JICA 長期専門家, 弁護士)

6 ラオス検察官マニュアル (仮訳)

なお、民事判決書マニュアルについては、本誌第 32 号で紹介する予定である。

我が国が ODA として法整備支援活動を始めたのは、他国や国際機関に比べればずっと遅い後発組である。ラオスでも、国連開発計画 (UNDP) やスウェーデン (SIDA) など、他のドナーが独立

行政法人国際協力機構（JICA）より先に法整備支援分野でも活動していた。しかしながら、ラオス人自身によって大部の理論的教科書や法律の注釈書、判決書の書き方や捜査の基本に関する法曹の執務マニュアルを作成させるという成果を達成したのは本プロジェクトが初めてである。

ラオスの法曹にとって、それがどれだけ意義のあることであったか、恵まれた学習・執務環境にある日本の法曹には想像し難いかもしれない。

明治の先人が味わったに等しい苦労がそこにあったと言えれば少しはご想像していただけるであろうか。また、日本側の先生方の体験をお読みいただき、ボワソナードになるのも簡単ではないこと、しかし、やり甲斐を感じられることをも感得していただきたい。

プロジェクトは本年5月で終了するが、各成果物の普及活動は、各機関において、自主的に継続されている。長期専門家がすべて帰国した後も、JICA 現地事務所の資金的支援と助言を受けながら、各機関が自主的に普及セミナーを実施し続けられたことも、彼ら自身の自信につながっており、嬉しい驚きであった。

ラオスの司法制度はまだ構築の揺籃期にあるといっても過言ではないが、確実に整備され、発展し続けており、我が国がその一助となったことを紹介できることは、法整備支援活動に携わる者としてこれ以上の喜びはない。

本特集を読んで、ラオスに、また、法整備支援活動により一層のご関心を抱いていただければ幸いです。

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 15 年 6 月 16 日

担当部・課：国際協力事業団アジア第一部 インドシナ課

案件名：ラオス法制度整備プロジェクト

対象国：ラオス人民民主共和国

プロジェクト実施予定期間：2003 年～2006 年（3 年間）

1. プロジェクト要請の背景

- (1) ラオス政府は、「新思考（チンタナカーン・マイ）」と呼ばれる構造改革の下、1986 年に「新経済メカニズム（New Economic Mechanism：NEM）」を導入した。それ以降、政府は、「法の支配（Rule of Law）」に基づく市場経済化の進展を目指し、法律及び法制度整備を推進している。経済面においては、1997 年に既に ASEAN 加盟を果たしているが、今後更なる市場経済化及び WTO 加盟を目指し、国内法制度整備に積極的な取り組みを見せている。
- (2) こうした中、ラオス司法省は 2001 年 3 月に公表された 5 か年計画において、国内法整備、法律普及・頒布、39 法律の制定計画を打ち出している。しかしながら、法案起草及び審査が効率的に実施されておらず、計画どおりの法律制定が行われていないのが実情である。この原因として、現政権成立後 80 年代後半までの間は法学教育が停止されていた上、社会主義国への留学生が圧倒的多数を占めていたこともあり、市場経済化促進に資する法律・法制度に精通する人材が不足していることが挙げられる。ラオスと同様に市場経済の導入を推進しているベトナム及び中国と近年の立法状況を比較した結果は表 1 のとおりである。

（表 1）移行経済国における立法比較

| | ラオス | ベトナム | 中国 | 参考(日本) |
|--------|-------|-------|------|--------|
| 年平均立法数 | 約 3.4 | 約 6.1 | 約 15 | 約 150 |

- (3) 他方、法律実務レベルにおいては、検察官及び判事用の執務マニュアル類はほとんど皆無の状態であり、人材不足に加えたこうした法律基礎文書の不足が、迅速かつ公平・公正な事件処理を妨げている。職員一人当たりの事件処理件数は表 2 のとおりである。

（表 2）職員一人当たりの事件処理件数（年平均）

| 2001-2002 年実績 | ラオス | | 日本 | |
|---------------|-------|--------|---------|---------|
| 裁判所 | (民) 9 | (刑) 19 | (民) 118 | (刑) 184 |
| 検察院（検察庁） | 59 | | 518 | |

- (4) かかる状況の下、ラオス政府は、明治以降西欧の法制度を導入し、約 100 年の年月をかけて独自の法制度を築き上げてきた我が国に対し、国内法整備に対する支援を要請してきた。これを受け、我が国は、1998 年度から、当該分野における現状調査と並行して本邦研修及び短期専門家による現地セミナーを実施してきた。その後、ラオス側から、より長期的視点に立った協力の実施が要請されたことから、2001 年度からそれまでの短期専門家に加え、長期専門家及び企画調査員を現地に派遣した。現地における関係者参加型の計画策定の結果、教材や実務マニュアル等の法律基礎文書の整備、及び法律関係者の人材育成を中心とした技術協力プロジェクトが必要であるとの認識をラオス側と共有するに至った。

2. 相手国実施機関

- (1) 司法省 (Ministry of Justice, MOJ)
- (2) 最高人民検察院 (Office of the Public Prosecutor General, OPP)
- (3) 最高人民裁判所 (People's Supreme Court, PSC)

3. プロジェクトの概要および達成目標

(1) 達成目標

1) 上位目標 (協力終了後に達成が期待される目標)

[目標]

- ・ 法案審査及び法律適用が適切に行われるようになる。

[指標]

- ・ 法律辞書, データベース及び判例集の利用頻度が高くなる。
- ・ 法案の形式審査 (法令間の整合性, 用字・用語のチェック) に要する時間が半減する。
- ・ 事件処理件数 (対職員比) が増加する。

2) プロジェクト目標 (プロジェクト終了時の達成目標)

[目標]

- ・ 法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ, 司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上する。

[指標]

- ・ 関係省庁の法律担当者などが, 法律教科書や辞書, データベース, 判例集を使用できるようになる。
- ・ 法律教科書・辞書及び検察官マニュアル執筆者の法律及び実務に関する理解度が向上する (インタビューなどを通じて測定する)。
- ・ 民商事セミナー中に実施する試験の平均点が上昇する。

(2) 成果と主な活動

司法省 (MOJ) に対する協力 (全司法省職員約 900 人)

1) 法令データベースが整備される

既存の法律及び大統領令を収集し, データベース化するとともに, CD-ROM 形式で中央省庁や大学, 他ドナーに配布する。

2) 法令集の普及率が高まる

既存法令集の構成を見直した上で, 上記 1 成果を活用し, 改訂版法令集を作成し, 出版・配布する。

3) 法律教科書及び辞書 (民商事法) が作成される

執筆者に対して JICA 専門家が定期的に講義を行い, 同講義を参考に民法・商法の教科書を章ごとに執筆していく。これと並行して, 法律用語を抽出・集積していくことで, 教科書と同時に辞書を完成させる。

最高人民検察院 (OPP) に対する協力 (全検察官約 570 人対象)

4) 検察官マニュアルが作成される

執筆者の専門知識を向上させるべく JICA 専門家が定期的に講義を行い, 執筆作業を進めていく。成果品は, 中央及び地方の検察官に配布し, その後使用状況を調査した上で, 必要に応じて改定作業を行う。

最高人民裁判所 (PSC) に対する協力 (全裁判官約 50 人対象)

5) 最高裁判例集の内容が改善される

諸外国の判例様式を参考に改定した判例様式に基づき, 改訂版判例集を作成する。成果品は, 中央及び地方の司法関係者に配布し, 使用状況を調査する。

各機関横断的な協力

6) 法律関係者に対し講義が行える人材が増加する

定期的に現地セミナーを開催するとともに、本邦研修を年に2回（初回：司法関係者，2回目：上記支援事業の執筆者）実施する。同研修候補者は、現地セミナーの成績優秀者の中から優先的に選考され、特に優秀な研修員については、研修後現地セミナーで講師を務める。

(3) 投入

<日本側>

長期専門家：2名（司法アドバイザー，プロジェクト管理）

短期専門家：年間8名程度

本邦研修：年間22名程度

内容 第1回：民商事法研修（16名）

第2回：教材・実務マニュアル整備・普及支援研修（6名）

現地国内研修：年間120名程度

民商事法セミナー（期間5週間程度，受講者90人）

法律実務家セミナー（期間2週間程度，受講者30人）

機材供与：コンピューター，事務機器及び消耗品等

<相手国側>

カウンターパートの配置，建物・施設提供，運営経費

<総費用>

約2億円

(4) 実施体制

ア 先方実施機関：

司法省（Ministry of Justice, MOJ）

最高人民検察院（Office of the Public Prosecutor General, OPP）

最高人民裁判所（People's Supreme Court, PSC）

その他，国会やラオス国立大学等を協力機関と位置づける。

イ 国内協力機関：

法務省法務総合研究所，名古屋大学他

4. 評価結果（実施決定理由）

以下の視点からプロジェクトを評価した結果，協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1) 妥当性（Relevance）

国家開発計画及び法整備分野の開発計画である5か年計画（2001～2005年）において，法律・規則に基づいた社会経済発展を推進していくために，国内法の整備，法律・規定の普及・頒布等が急務であるとしている。また，西欧の法制度を参考に独自の法制度を構築した我が国の歴史的経験や技術，人的資源の活用が期待できること，我が国の対ラオス支援に対する事業実施計画においても同分野の優先度は高いことから，日本が協力を行うことは妥当性が高い。

(2) 有効性（Effectiveness）

本プロジェクトでは，教科書・辞書等の教材や実務マニュアルの作成・配布支援と，中央レベルの法律関係者の約8割に対する現地セミナーとの実施を通じ，法律基礎文書の作成・活用を通じた法律関係者全体の知識及び実務能力の底上げが期待できる。また，セミナーへの参加や教材などの執筆により高度な専門知識を習得した者が将来講師となり成果物を継続的に利用していくことが計画されてい

ることから、人材育成体制の強化にも貢献する。

(3) 効率性 (Efficiency)

本プロジェクトは、ラオス側の主体的活動を重視して策定されているため、各種教材や実務マニュアルの作成、中央レベルの法曹約8割に対する人材育成などの成果を、長期専門家2名による協力を中心に、少ない投入により効率的に達成することが期待できる。一方、人材育成については、現地セミナーと本邦研修との連携体制を確保することで、長期的な視点に立った効果的な人材育成が可能となるだけでなく、研修員の受講意欲を高めることに資することが期待される。

(4) インパクト (Impact)

本プロジェクトにおいては、プロジェクト終了後も、法律基礎能力が向上した人材が、策定された法律基礎文書の活用を通じ、更なる法知識及び実務能力の向上が図られ、より適切な法審査及び法運用が行われることが期待される。特に、法令間の整合性の確認及び用字・用語の検索を可能とする法令データベースの構築及びその活用により、司法省における法案の形式審査の効率化を図るだけでなく、司法省から他省庁への的確かつ迅速な審査回答を可能にする。

(5) 自立発展性 (Sustainability)

本プロジェクトの効果を持続するためには、プロジェクトにおける成果物の継続的な改定・出版・販売活動及びそのための財源確保が必要であり、ラオス側の活動努力を促すだけでなく、プロジェクト期間中に予算措置を確保していく努力(予算要求への助言・指導など)が必要である。他方、当該分野の人材育成については、プロジェクトの実施を通じ将来中核となる講師の育成が見込まれることから、協力終了後の持続発展性は高いと判断できる。

5. 外部要因リスク (外部条件)

- (1) ラオス政府の市場経済化推進及び法制度整備推進政策に変更がない。
- (2) プロジェクト実施対象3機関において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が配置され続ける。

6. 今後の評価計画 (中間評価, 終了時評価の実施時期)

- (1) 評価に使用する指標
 - ・セミナー中に実施する試験の平均点
 - ・法律教科書・辞書, 法令データベースの利用状況
- (2) 評価スケジュール (予定)
 - 中間評価: プロジェクト開始後 1.5 年
 - 終了時評価: プロジェクト終了時

ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について

国際協力部教官 田 中 嘉寿子

第1 プロジェクト形成経緯概要

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する法整備支援活動は、1998年の JICA 現地セミナーに法務総合研究所教官が短期専門家として派遣されたのを契機に、翌 1999 年以後、毎年、JICA 国別特設研修を名古屋大学と法務総合研究所とが共同で実施協力し始め、当部が創設された 2001 年度には、当職を含む当部教官 3 名が 3 ないし 6 か月ずつ順次ラオスに短期専門家として派遣され、現地の実情調査、ニーズ・アセスメントを行いつつ、プロジェクト案の作成を行い、翌 2002 年 6 月から 1 年間、当部の工藤教官が長期専門家として派遣され、PDM 案を作成しながらプロジェクトの準備を行った。そして、2003 年 5 月から本プロジェクトが 3 年間の予定で開始されるとともに、当部専門官小宮由美が長期専門家として派遣された。

第2 ラオス各司法機関の組織概要

平成 18 年度の本邦研修参加者の報告によれば、各司法機関の組織概要は以下のとおりである。

1 裁判所

(1) 裁判所制度の成立経緯

| | |
|--------|--|
| 1975 年 | 内戦終結。これ以前、裁判所制度はなかった。紛争があれば臨時的に解決していた。 |
| 1976 年 | 民事紛争解決令（1976 年 10 月 15 日付首相令 53 号） |
| 1979 年 | 人民裁判制度開始。県、市レベルの裁判所のみで、アドホックな合議体。 |
| 1983 年 | 最高裁が司法省の中に設置。 |
| 1989 年 | 最高裁が司法省から独立。しかし、下級裁判所は司法省管轄下。 |
| 1990 年 | 人民裁判所法制定。以後、裁判所制度が徐々に整ってきた。 |
| 1996 年 | 初めて法学部設置、26 名しか卒業できなかったのもので、裁判官には法学士でない者も多数含まれている。 |
| 2003 年 | 憲法改正により、下級裁判所もすべて最高裁管轄下になる。 |

(2) 現在の三審制

- ① 最高人民裁判所（1 か所） 最終法律審。
- ② 高等裁判所（3 か所） 最終事実審。事実・法律の問題点につき審理。

- ③ 県級裁判所（17 か所） 5 部ずつ（民事，刑事，商事，家事，少年部）
- ④ 郡級裁判所（66 か所） 原則として第 1 審（目標：139 か所）
- (3) 最高裁の行政部門 4 部局：官房，統計管理，組織人事，裁判官研修センター
- (4) 裁判所職員

2003 年当時 裁判官 231 人，裁判官を含む職員合計 456 人

2006 年現在 裁判官 319 人（うち女性 47 人），裁判官を含む職員合計 664 人（うち女性 263 人）

2020 年までに職員合計を 1,869 人（3 倍）に増やすのが目標（大統領府承認済み）。

裁判所の職員の教育レベルは，現在，博士 1 名，修士 35 名，学士 223 名，大学卒（学位なし）171 名，法律専門学校卒 90 名，そのほか専門学校卒 100 名，高等教育歴なし 44 名，計 664 名である。

裁判官でも，初期には教師などから採用したこともあったので，職員や裁判官の中には法律を勉強していない者も多く，特別の研修を必要としている。

2 検察院

(1) 組織

| | |
|-------|--------------------------|
| 最高検察院 | 1 か所 |
| 高等検察院 | 3 か所 |
| 県級検察院 | 139 か所（うち 4 か所には検察官配置なし） |

最高人民検察院の組織は，行政部 2 部（総務部，官房長室），専門部 4 部（民事，刑事，一般，刑務所）である。2010 年までに国際交流部，特別捜査部（政府監査庁から汚職事件等の告発を受けて捜査する部）を新設する予定である。

(2) 職員

検察院の職員数（検察官・捜査官・事務官） 計 726 名

(3) 今後の課題

- ① 最高検察院規則などの検察院関連の法令の整備
- ② 捜査機関（警察，森林局（森林警察），税務局）との連携強化
- ③ 中央検察図書館の設置
- ④ 犯罪統計・人事統計の作成
- ⑤ 職員研修所の設立（資金不足のため継続的な研修制度がない。）

3 司法省

(1) 司法省法律学校

1986年、司法省に法律学校が設置され、司法省職員に対し、法学の基礎を教授し始めた¹。

2006年現在は、以下のとおりである。

ビエンチャン（400人）、ルアンパバーン（1,000人）、サヴァナケット（300人。2002年設立当時200人から増加）の3校に計1,700人（うち司法省職員約900～1,000人）が在籍。

学生は、現職職員（司法省・裁判所・検察院・警察）と高卒の学生が6対4程度である。

授業料は無料。現職生徒は所属省庁が給料を支給し、勉強に専念。ただし、各機関に対する各県のクォーター（有給奨学推薦枠）が非常に少なく、予算不足のため減少傾向にある。

カリキュラムは、一般教養、民法、商法、刑法を中心に学習するもので、4年制であるため、ラオスでは学士資格は得られない（5年制にして学士が得られるようにするための認可を教育省に申請中）²。

教材は、上記3法に関する簡潔なものしかない。

講師は、司法省職員と他機関からの臨時講師（含む大学）である。

(2) 法典編纂の予定

2007～2009年に、①民法典（司法省と司法省、最高裁、検察院、国会のシニア法律家からなる臨時委員会）、②商法典（商業省と同臨時委員会）、③刑法典（司法省）、④行政法（内閣府行政庁）に関する情報を収集し（特に①～③が喫緊の課題）、2010～2015年に起草完成予定である。

4 ラオス国立大学法政治学部

(1) 大学の設置経緯³

1991年～1992年 司法省法律学校から大学に昇格（学位付与可能となる。）

1997年 文部省に移管、法政治学部となる（国立大学11学部の1つ）。

学科は法学科と政治学科。

学習カリキュラム：2年（一般教養）＋3年間（法律）の5年制。

2001年 カリキュラム改訂：1年（一般教養）＋4年間（法律）

2004年 国際関係学科新設（外務省から外交官養成のために設置要望あり）。

¹ この経緯は、日本の明治時代と非常に類似していて興味深い。日本では、1871年(明治4年)9月、司法省に明法寮が創設され、司法省の敷地内の旧信濃松本藩邸で司法省の初代お雇い外国人ジョルジュ・ブスケ（フランス人弁護士）からフランス語で法学の基礎を学び始めた。これが、後に1886年(明治19年)、帝国大学令の公布により、「帝国大学」（現東京大学）となった。

² この点につき、裁判所・検察院の研修員からは、賛同が得られなかった。司法省法律学校の格上げには、裁判所・検察院を含めた学校の規模拡大が必要であるが、他機関は独自研修施設の設置拡充を企図していたこと、独自の実務教育を重視していたことからである。

³ ICD NEWS 第4号34頁以下「ラオスにおける法学教育」（瀬戸裕之）参照。

2007年 企業法学科設置予定。

2008年 公法分野の修士課程設置予定。

(2) 学生

5学年総数 2,250人（法学部2－5年生全員で）

各学年は、原則600人であり、政府費用枠（300人）と私費枠（300人）とが半々である。私費の学費は、年間100ドルで、高校卒業後、一般教養を受けずに4年間法学を学ぶ。

(3) カリキュラム

共通科目 法律基礎（民法、刑法、憲法、行政法）、法学、外国語、一般教養。

最終学年は、実習（法学部生の場合、司法省、裁判所等で）と卒業論文。

(4) 教材

全約60科目中、32科目につき、スウェーデン（SIDA）の支援で教材が作成された（著作権はSIDA。大学教材としてのみならず、全国の裁判所・検察院にも配布）。しかし、SIDAの方法は、日本と異なり、ラオス人に書かせ、学部幹部、各科目の教師、裁判所、司法省、検察院代表者からなる「教科書委員会」を設置させてそこで承認させて印刷する資金を提供するだけで、長期専門家も常駐せず、内容についての助言は一切なかった。

最も教材が欠けているのが法律分野であり、既に作成された教材の質量ともに不十分で改訂が必要である。

(5) 教授法

1990年代半ばころは、法律を教えるのは、ただ条文を読み上げるだけで理論面は教えていなかったもので、理論を勉強するには留学させるほかなかった。

単位認定は、試験6割、平常点4割（出席率6割以上必要で、5割未満は落第。5－6割は要補習。50点以下は要追試）。

(6) 講師

法律分野の講師は、54名（定員）である（うち8名は養成中の助手）。

うち、日本、タイに10人が留学中、オーストラリアで6人短期研修中である。

講師の学位は、修士14人（ベトナム、日本、タイ）で博士はいない。

外部臨時講師として、司法省から10名が来ており、逆に、他の学校・各省庁の専門学校にも呼ばれて非常勤講師をしている。

第3 ラオス法制度整備の必要性

ラオスの法整備の実情に関しては、日本の法律家の目から見れば、「ないない尽くし」であった。法律は、2001年当時わずか49本しか制定されておらず、国会の法案審査能力が低いため年間3～4本しか新たな法律が制定されていなかった。

本プロジェクトの各成果物の作成支援の必要性和プロジェクト進行に伴う若干の計画変更経緯は、以下のとおりである。

1 法令集

六法全書のような法令集もほとんどないし、一度発行してもなかなか改訂されず、裁判官等の法律家の座右にほとんどない状態であった。

2 法令データベース

日本の総務省が運用するような法令データベースもなかった。そのため、新しく法令を制定する場合に矛盾が生じないようにチェックするシステムがなかった。

3 民法教科書

法律学の教科書がほとんどなく、法学教育機関である司法省法律学校及びラオス国立大学法学部にも教材がほとんどなかった。SIDA が、教材発行（費用）支援にとどまり、中身に対する助言に至らなかったのも、外国人コンサルタントはラオ語が読めず、ラオス側カウンターパートで英語のできる人材が極めて乏しく、法律分野の翻訳を正確にできる業者も少ないので、コメントしようがないという事情もあったと思われる⁴。

法学の教科書のうち、特に民法・商法を採り上げた理由は、市場経済化への以降において、民法・商法がラオスにとって新規な法分野であり、かつ、市場経済の基礎となる最重要の法分野だったからである。

これまでの民法に関する教材としては、最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワンウィット氏が作成された民法手引書（2003年に一度改訂）及びラオス国立大学法政治学部講師ウィサイ・シーリパンニャー氏が作成した基礎的な手引書、裁判官向けの民法の履行に関する簡易な手引書の3つしかなく、いずれも、市場経済化移行前に作成されたもので、網羅的なものでもなく、民法学に関する国際標準に見合う理論的解釈指針を示すような最新の体系的・理論的・網羅的な教科書が待望されていた。

ラオスでは、大陸法ベースの法体系に各ドナーの支援に基づく英米法的な単行法が制定されている。そのため、司法関係者の中には、理論的混乱を来している者も少なくない。そこで、両法体系についての基礎的な理解・整理の指針となるような理論的な教科書が待望されていた。

4 商法教科書（→企業法注釈書）

商法教科書起草担当であったラオス司法省法律研究所副所長ケッサナ氏によれば、商法の教材は、すべて外国の商法に関する外国の教科書を翻訳もせずそのまま借用している状態で、ラオスの商法ないし企業法に関する教材もラオ語の商法教材も皆無であったとのことである。

2003年プロジェクト開始当初は1994年制定の事業法及び国際的な会社法に関する理論的

⁴ この点、小宮長期専門家はタイ語に堪能であったため、ラオス人と直接対話が可能であり、民法の専門家ではなかったが、日本の民法学者との連携及び自ら民法の学習を進めながらラオス人民法教科書作成WGの連続ワークショップを指導できたことが、民法教科書の完成に大いに貢献したといえる。

教科書としてケッサナ氏他1名の2名体制で執筆を開始した。ケッサナ氏は、海外留学経験も豊富で英語にも堪能であり、ラオス司法省では希少な海外通である。それだけに、ケッサナ氏は、いまだ株式会社も証券取引所も存在せず、そもそも民間の企業活動がどうあるべきかについての具体的なイメージをラオス国民が十分に持っていない現状を打破し、ラオスに市場経済を発展させる基盤となるような、国際標準に合う理論的内容を踏まえた「あるべき商法」を示す必要があるという考えに基づき、各国の商法や国際的な商法理論をも紹介する理論的教科書作成を目指して執筆を進めていた。

しかし、2004年9月、名古屋大学松浦・中東両教授が現地に赴き、執筆担当者らと教科書の在り方について協議した際、両教授は注釈書（コメンタリー）作成を助言した。同年12月、司法省 Steering Committee Members（SCM）と小口光 JICA 長期専門家（弁護士）が会合を持ち、1994年事業法の注釈書という形式で教科書を作成すること、法改正についても教科書の対象とすること、法改正のプロセスにおいて商業省と協力的な体制を採り、WGがこれに可能な貢献をすることについて SCM より了承を得た。

日本側がラオス側に注釈書という形式を提言した理由は、以下のとおりである。

- ① ラオス法律家が、条文の解釈・分析能力を付けるため最適の方式であること
- ② 1994年法に関するこれまでのWGの分析・検討結果を新企業法のコメンタリーの中で条文の比較を行うことで利用できること。

JICA 小口長期専門家とラオス司法省から、商業省と協議した結果、企業法の起草作業に司法省も参加することとなった。その結果、商業省から注釈書起草WGに参加を得られ、また、公布前の草案に基づき注釈書作成作業を進めることができた。

2005年11月9日、従前の事業法（全94条）を全面改訂した新しい企業法（全245条）が制定され、2006年5月、公布された結果、商法教科書作成構想は、1994年事業法注釈書作成を経て、この新企業法注釈書作成へと変更された。

注釈書という形式の法律教材は、ラオスでは初の画期的試みである。

なぜなら、一党独裁・民主集中主義のラオスにおいて、法律の解釈権限は国会のみにあるため、国会以外の機関が法律の解説をする注釈書は存在し得なかったからである。

しかし、企業法という会社設立の基本となる市場経済実務に直結する法律については、解釈指針となる注釈書が必要かつ有用であり、この初の試みが完成することは、ラオスの法学発展のためには画期的な教材となる。

5 法律辞書

ラオ語自体に法律用語が乏しく、外国文献等を翻訳するにも、法律辞書がないため、訳語が不統一で、冗長な説明になりがちであったため、正確で統一的な翻訳ができなかった。そのため、民法・商法教科書で使用される法律用語等につき、法律辞書を作成することが企画された。

6 判決書マニュアル

最高人民裁判所には、執務の参考になる基礎的資料がなかった。

2000年にUNDPの支援で初めて発行された判例集（抜粋・要約版で、「ケース・ブック」と呼ばれる。）により、初めてラオスの判決書を外国人も見ることができるようになり、JICA側で英訳して内容を検討したところ、その書式がばらばらである上、判決の理由（適用法条、証拠の採否・評価を含め）が不明確であるなどの問題が判明した。そのため、プロジェクト開始当初は、ケース・ブックの書式の改善を主眼としていた。

しかし、ラオスには、「判例制度」（最高裁の判例に先例拘束性を認める趣旨）がなく（法律の解釈権限が国会にしか認められず、一個人である裁判官が書いた判決が他の裁判に拘束性を有するなどということは許されないという反応が強く、判例制度の趣旨がなかなか理解されなかった。）、「判例」の意義、在り方、利用方法等につき、日本側とラオス側とで合意に達しなかったため、判例集発行支援は中止された。

そこで、判決書の書式を統一するという名目で、適用法条の示し方、理由の書き方等のモデルを示すことによって判決書の改善を目指す趣旨で、民事判決書起案マニュアル（モデル判決書付き）の作成へと支援内容が移行した。

7 検察官マニュアル

最高人民検察院の職員らは、法学を学んだ者が少なく、検察官がいかなる職責を果たすべきであるかについて十分な知識・訓練を受けていない者が少なくなかったため、適正な捜査の指針となるマニュアルが待望されていた。

上記「ないない尽くし」の状態を踏まえ、各機関を対象として最もニーズの高い執務資料を作成することがプロジェクトの目標とされ、作成されたのが、「JICA 事業事前評価表ラオス法制度整備プロジェクト」計画案であった。

第4 プロジェクトの実施状況

1 長期・短期専門家

ラオス法整備支援プロジェクト専門家派遣実績

| | 専門家氏名 | 指導科目 | 自 | 至 |
|--------------|---------------------|---------------|------------|------------|
| 長期専門家 | | | | |
| 1 | 渡邊 祐美子 | 調査研究員 | 2001.09.21 | 2003.05.31 |
| 2 | 工藤 恭裕 (ICD教官・検事) | 司法アドバイザー | 2002.06.24 | 2003.06.23 |
| 3 | 小宮 由美 (ICD専門官) | 司法アドバイザー | 2003.05.26 | 2006.03.31 |
| 4 | 小川 博史 | プロジェクト管理 | 2003.07.09 | 2005.01.31 |
| 5 | 小口 光 (弁護士) | 法律アドバイザー | 2004.12.02 | 2006.05.25 |
| 6 | 伊藤 史男 | 業務調整 | 2005.01.05 | 2006.05.25 |
| 短期専門家 | | | | |
| 1 | 工藤 恭裕 | セミナー (法律制度) | 2003.07.21 | 2003.08.19 |
| 2 | 松尾 弘 (慶應大学教授) | セミナー (民法) | 2003.07.26 | 2003.08.19 |
| 3 | 中野俊一郎 (神戸大学教授) | セミナー (商法) | 2003.08.17 | 2003.08.26 |
| 4 | 行澤 一人 (神戸大学助教授) | セミナー (国際取引法) | 2003.08.18 | 2003.08.28 |
| 5 | 山下 輝年 (ICD教官・検事) | 検察官マニュアル作成指導1 | 2003.11.16 | 2003.11.23 |
| 6 | 関根 澄子 (ICD教官・判事補) | 判決書マニュアル作成指導1 | 2004.07.07 | 2004.07.22 |
| 7 | 井関 正裕 (元判事, 関西大学教授) | 判決書マニュアル作成指導1 | 2004.07.07 | 2004.07.17 |
| 8 | 松尾 弘 | 民法教科書 (比較民法) | 2004.08.07 | 2004.08.15 |
| 9 | 須網 隆夫 (早稲田大学教授) | 商法教科書 (国際取引法) | 2004.08.11 | 2004.08.20 |
| 10 | 井関 正裕 | 判決書マニュアル作成指導2 | 2005.02.25 | 2005.03.04 |
| 11 | 松尾 弘 | 民法教科書 (物権) | 2005.03.06 | 2005.03.13 |
| 12 | 野澤 正充 (立教大学教授) | 民法教科書 (債権) 1 | 2005.03.12 | 2005.03.19 |
| 13 | 中東 正文 (名古屋大学教授) | 商法教科書シンポジウム | 2005.05.15 | 2005.05.19 |
| 14 | 野澤 正充 | 民法教科書 (債権) 2 | 2005.08.14 | 2005.08.22 |
| 15 | 井関 正裕 | 判決書マニュアル作成指導3 | 2005.08.20 | 2005.08.28 |
| 16 | 廣上 克洋 (ICD教官・検事) | 検察官マニュアル作成指導2 | 2005.10.23 | 2005.10.30 |

現地専門家は、司法省に設置された民法教科書作成ワーキング・グループ（以下「WG」と略す。）及び商法教科書作成WG、最高人民裁判所に設置された判決書マニュアル作成WG、最高人民検察院に設置された検察官マニュアル作成WGをそれぞれ指導し、日常的に助言するほか、必要に応じて本邦研修・現地セミナーを企画・準備・運営した。

2 本邦研修

本邦研修は、原則として毎年2回、秋期には民商事法分野におけるラオスの問題点に焦点を当てた講義中心、冬期にはプロジェクトで作成を支援する民法教科書・企業法注釈書・判決書マニュアル・検察官マニュアルの作成支援に特化した作業中心と位置付け、企業法注釈書関係の研修については名古屋大学が協力され、他の研修は当部が実施に協力した。

| | 期 間 | 実施協力 | 研修員 | 内 容 |
|---|---------------------------------|-------|-------------|--|
| 1 | 2003年11月10日～21日 | ICD | 16名 | ラオス側からの企業法制度及び憲法 |
| | 2003年11月25～12月5日 | 名古屋大学 | 16名 | 改正に関する発表 海外投資と債権担保の講義 |
| 2 | 2004年1月13日～30日 (ICD招へい4名と共同) | ICD | 6名 (10名) | 民商法グループと判決・検察官マニュアルグループとに分かれた論点整理・協議、中間発表等 |
| 3 | 2004年9月27日～10月15日 | ICD | 10名 | 判決書マニュアル・検察官マニュアルの各グループ別作成指導 |
| 4 | 2004年10月25日～11月2日 | 名古屋大学 | 12名 | 商法教科書作成指導 |
| | 2004年11月4日～18日 | ICD | 12名 | 民法教科書作成指導 |
| 5 | 2005年5月23日～6月3日 | ICD | 8名 | 民法教科書作成指導 |
| | 2005年6月6日～17日 | 名古屋大学 | 8名 | 商法教科書作成指導 |
| 6 | 2005年11月7日～18日 | ICD | 7名 | 民法教科書作成指導 |
| 7 | 2006年11月21日～12月1日 | ICD | 7名 | プロジェクト総括 |

なお、研修員数が初期の16名から2004年以後10名以下に減ったのは、プロジェクト開始前の2002年度の現地専門家であった工藤教官が、現地で幅広い司法省職員らに対し、民法・商法の基礎に関する連続セミナーを定期的で開催し、その成績優秀者を本邦研修に参加させることにより、司法省職員らの法学知識習得への動機付け・底上げを図っていたことから、研修員数が多かったのに対し、プロジェクト開始後は、個々のWGを中心として執筆作業に集中するため研修員がWGメンバーに集中し、少数になったものである。

3 現地セミナー

上記短期専門家派遣実績記載のとおり、民法・商法教科書作成指導が計5回、判決書マニュアル作成指導が計3回、検察官マニュアル作成指導が計2回の合計10回にわたり、それぞれの作成指導に継続的にご協力いただいている講師を派遣し、作成担当の現地WGを中心とする法律家に対し、セミナーを開催した。

そのほか、必要に応じ、随時、JICA-Netを利用したテレビ会議によるワークショップを開催した。

4 国際協力部によるラオス専門家招へい

① プロジェクトの準備として、当部は、ラオス司法省法律研究所副所長ケッサナ・フォンマチャ氏を2002年10月10日～11月23日の間（45日間）招へいし、商法教科書作成準備のための調査研究に従事してもらった。

② プロジェクトの進捗を促すため、当部は、ラオス最高裁判所及び最高人民検察院幹部の以下の4名を2004年1月12日～31日の間（20日間）、研修に合わせて招へいし、プロジェクトの進捗に関する中間報告をしてもらうとともに、今後の進行に関する協議を行った。

| | |
|---------------|-------------------|
| ダヴォン・ワーンヴィチット | 最高人民裁判所 副長官 |
| ブンマー・ポンサニット | 最高人民検察院 副官房長 |
| ソンプー・ポティサー | 最高人民検察院 組織人事局組織課長 |
| ブンマー・ドゥアンマラシン | 最高人民検察院 刑事部捜査官 |

5 現地ワーキング・グループ（WG）

| | |
|---------------------|------------------------|
| ① 民法教科書・総則 WG | 3名（司法省） |
| ② 民法教科書・物権 WG | 2名（司法省） |
| ③ 民法教科書・債権 WG | 5名（司法省4名，国立大学1名） |
| ④ 民法教科書・担保物権 WG | 1名（司法省） |
| ⑤ 商法教科書 WG | 5名（司法省3名，商業省1名，国立大学1名） |
| ⑥ 法律データベース・法律用語集 WG | 7名（司法省） |
| ⑦ 判決書マニュアル WG | 4名（最高裁） |
| ⑧ 検察官マニュアル・人事組織編 WG | 3名（最高検） |
| ⑨ 検察官マニュアル・捜査編 WG | 5名（最高検） |

第5 プロジェクトの達成状況

2006年5月のプロジェクト終了予定前の2006年3月のJICA終了時評価調査団による調査の結果、一部の成果（予定）物は未完成であったが、既に日本側が教示・指導すべきことは伝えてあり、後はラオス側WGが自ら執筆作業を完成させ、普及活動をすべき段階に達していることが明らかであった。

そこで、派遣中の3名の長期専門家は予定どおり帰国し、現地での完成・普及作業をJICA現地事務所の指導の下に継続させ、2007年5月末をもってプロジェクトが終了することとなった。

そして、プロジェクトの達成状況と課題について2006年11月、本邦研修（別添1 研修日程表，別添2 研修員名簿，別添3 研修員発表 参照）を実施した際の各機関の代表者が報告したプロジェクトの達成状況及び2007年3月現在のJICAラオス事務所からの情報によれば、以下のとおりである。

1 司法省

(1) 法令データベース

① 内容

2006年11月現在施行中の法律がすべて記録されたCD-ROMである。

キーワード検索が可能である点が特徴。キーワードを入力すれば、該当語を含む条文のある法律の名称、制定年月のリストが画面上部に表示され、その中から1つの法律を選択すると、当該法律の中で該当語の入った条文のリストが画面下部左側に表示され、その中の条文を選択すると条文全文が画面下部右側に表示される（検索語ハイライト付き。）。必要部分だけを印刷することができる。

② 問題点

データ入力、画面表示は早期に完成していたが、印刷トラブルの解消に長期間かかった。ラオ語フォントの特殊性が原因であり、コンピュータ業者の改善努力には限界があった。

③ 2007年3月現在、完成し、配布用のCD-ROMのコピー作成中である（書換え・削除・上書き不可）。

2006年11月の本邦研修では、法令データベースをパソコン上で作動させて法令・条文の検索を行う様子を、初めて司法省関係者以外の参加者にスクリーン上に示した。これまでこの種のデータベースに不慣れで興味を抱いていなかった裁判所、検察院、大学講師らも一様にその便利さに感銘を受け、活用を希望していた。

④ 今後の課題

データベースの更新のため、新規法令が制定された際に起草担当の省庁担当者が必ず司法省にデータを提供し、司法省側もこれを受けてアップデートする体制を構築・維持することが課題である。

(2) 民法教科書

民法教科書については、松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院）、野澤正充教授（立教大学法務研究科）及び古積健三郎教授（中央大学法務研究科）に主として助言指導をしていただき、現地では小宮長期専門家が起草WGのワークショップを指導した。

① 構成

第1章・総則、第2章・物権、第3章・債権、第4章・担保

② 内容

ラオスには、単独の民法典は存在せず、財産法、土地法、契約法、不法行為法、担保法、家族法、相続法等の単行法が個別に制定されているが、ラオス司法省内では、これらを統合整理した総合的な民法典の制定が将来的な立法課題に上がっている。本教科書は、民法典起草作業の基礎となるよう、第1章から第3章まではパンデクテン体系に沿いつつ、日本、フランス、ベトナム等の民法にも言及した比較法的観点も踏まえ、民法の基礎理論を網羅し、現行法の教科書としてのみならず、現行法に欠けている部分にも言及している。

③ 作成方法

司法省内に計9名の執筆担当者からなるWGを設置し、本邦研修4回、現地セミナー6回、小宮長期専門家の指導の下でのWGによるワークショップを計45回開催し、必要に応じてJICA-Netを利用した遠隔セミナーを実施した。

④ 問題点

プロジェクト開始当初、教科書の構成についてWGメンバーと上司らとの協議が不十分であったため、2006年2月、ラオスのシニア法律家から、教科書の構成についての変更を命じられ、改訂作業が必要になった。この種の大部の網羅的教科書作成がラオスでは初めてであったため、関係者間における完成品のイメージ共有が困難であったのが原因である。

⑤ 普及状況

2006年9月、法律普及のトレーナー育成のため、民法教科書第1稿に基づき、セミナーを実施。参加者は、本教科書を利用する予定である各地の司法省・法律専門学校や、国立大学の教師である。参加者にとって物権や債権の概念は初めてであり、特に債権についてはラオスにおける経済取引がまだまだ不活発であることから、参加者がイメージしづらく、理解し難かったため、参加者の要請に基づいて、10月に再びセミナーを開催した。

同年11月、これらのセミナーでの質疑等を踏まえて改訂した第2稿を完成（完成度は80%）。

司法省シニア法律家からチェックを受けた後、司法省内の承認を得た。

特に土地の使用権についてはラオスの実情に合わせるように再考した。

12月25—29日、ルアンパバーン司法省法律学校でワークショップを実施し、2007年2月にサヴァナケットでセミナーを開催して完成した。

2007年3月現在、印刷中である。

(3) 商法教科書（→企業法注釈書）

商法教科書については、名古屋大学の松浦好治教授、中東正文教授、今井克典助教授の助言指導を得、小口長期専門家が日常的な助言指導をした⁵。

① 構成

2005年企業法245条の逐条解説であり、全約400頁である。

各条文につき、1994年事業法との比較、外国法との比較、条文内容の解説、将来の改正の方向性などの7項目の解説をすることを方針とした。ただし、条文によってはごく簡潔な説明にとどまらざるを得なかったものもある。

⁵ 2006年3月の終了時評価調査団のインタビューに対し、WGメンバーは、「名古屋大学の先生に相談すると、先生はいつも複数の回答を用意し、その中でどれがベストか自分たちで考えろという対応であった。それも突き放すのではなくいろいろな資料を用意してくれた。これは大変勉強になった。」「小口専門家がいつでも何でも相談にのってくれた。いつも忍耐強く丁寧に説明してくれた。私は英語が読めないで専門家はタイ語の資料を苦労して集めてくれた。それにより外国の法律条文、その考え方を学べた。」等と評し、謝意を示していた。

② 作成方法

5名のWGで執筆分担を決め、本邦研修、現地セミナー、遠隔セミナー等で名古屋大学共助の指導助言を得ながら起草した。

③ 問題点

企業法の制定が2005年11月、公布が2006年5月であり、その後に施行規則が作成される予定であることから、プロジェクト期間中(2007年5月まで)に原稿を完成させることが相当困難であった。

また、注釈書という初めての形式であったため、執筆担当者は、どのような内容にすべきかイメージを共有するのに時間がかかった。

さらに、法の解釈権限が国会にしか認められないラオスにおいて、注釈書が政府上層部の承認を得られるか否かが不透明であった。

しかも、企業法を施行するための諸制度(企業の登録制度など、人的・物的諸設備の導入完備が必要な部分)に未整備・未実施の部分があり、注釈の書きようのない部分が残った。

④ 普及方策

原稿段階で実施したセミナーでは、新法に関する経験の乏しい参加者から実務経験に基づき原稿を完成させる上で有益なコメントは得られなかったものの、注釈書という形式の教材が法律を理解するのに極めて有益なものであることが周知され、発刊を待ち望む声が聞かれ、司法省内でも、注釈書形式の教材の有用性が認識されるに至った。

⑤ 今後の予定

2007年5月までに完成・発行予定。

(4) 法律辞書(レキシコン)

① 構成

民法・商法教科書から抽出した主要法律用語300語に解説を付したものの。言語の類似するタイのレキシコンも参照した。

② 今後の予定

2007年3月現在、完成し、配布用に印刷中である。

2 最高人民裁判所

(1) 法令集

① 趣旨

裁判官の法律知識を高め、裁判が法律に従ってなされるよう、全裁判官が必ず最新の法令集を座右に置いて執務できるようにすることを目的として発行した。

② 構成

行政法、裁判所法、経済社会文化法、労働と自然資源法に4分類し、2004年現在施行中の56法律を収録した(その後制定された6法律は含まれず)。

③ 普及

合計 1,000 部を全裁判官，検察官，司法省職員らに配布した。ラオス建国 30 周年記念式典で展示すると，「どこで買えるのか。」との問い合わせが多かった。

(2) 判決書マニュアル

民事判決書マニュアルは，元大阪高等裁判所判事の井関正裕先生⁶の全面的な助言指導を得て最高人民裁判所の裁判官らからなる WG が執筆し，裁判所評議会の承認を得て作成された。

プロジェクト進行途中で民事訴訟法の改正があったため，第 2 章「訴訟運営」の改訂が必要となり，まず第 1 章・第 3 章部分を「判決書マニュアル I」として発行し（600 部），第 2 章部分を「判決書マニュアル II」として 2006 年 12 月に発行した。

① 構成

第 1 章 判決に関する一般的知識，第 2 章 訴訟運営方法，第 3 章 判決，添付資料 各種書式，モデル判決書。

② 普及

判決書マニュアル I・IIにつき，各地方で各 6 回ずつセミナーを開催し，WG メンバーが現地裁判官らにマニュアルの内容を説明した。

③ 今後の課題

セミナーでの質疑・コメントを基に，将来の改訂版作成が望まれる。

3 最高人民検察院

検察官マニュアルは，法律の適正な執行や地方をも含めた統一的な運用に資するために作成することとされ，当部検事教官の助言指導と小口現地専門家の指導の下で完成された。

① 構成

検察院の人事・組織編（100 部印刷）と捜査編（500 部，誤植訂正後 800 部各印刷）の 2 種類。全検察院に配布された。

② 作成方法

検察官，捜査官など計 8 人体制の WG で執筆した。WG は，本邦研修，現地セミナーのほか，タイにおける第 3 国研修も受けた。

なお，人事・組織編の内容については，日本とは制度が異なることから，日本側から助言せず，分冊発行となった。

特筆すべきは，検察院随一の法律専門家であるソムリット次長検事が定年退官直前で健康面でも不安のある中，本マニュアルの全般にわたり加筆訂正を加え，強い意欲とリーダーシップを発揮されて完成させたことであり，現地専門家からも敬意を表さ

⁶ 井関先生は，現在関西大学法科大学院教授・弁護士であり，JICA ベトナム法整備支援プロジェクトにおいても，民事訴訟法改正支援，判決書マニュアル作成支援，日越判例制度共同研究書作成支援等で多大のご指導をいただいております。ラオス判決書マニュアルについては，日本・ベトナムとの比較をも交えたご指導を頂戴しました。ラオス判決書マニュアル作成支援概要については，同マニュアル II の発行が遅れたため，ICD NEWS 第 32 号で採り上げる予定である

れていたことである。

③ 普及セミナー

マニュアル完成後、各地方において、順次、普及セミナーを開催し、現場の検察官・捜査官及び警察の代表者を参加させ、マニュアルを配布して内容を解説し、質問・コメントを受けた。

その結果、地方の検察院の組織体制、書類作成、職員の自己の職務に関する理解度、職員の採用方法、検察院と警察との協力連携、刑事事件の早期解決等の全般にわたり、改善がみられた（本研修に参加していたブアトーン判事からも、「警察官が検察の要請指導に従い、令状や法律に基づく職務執行を励行するようになった結果、刑事事件の処理が裁判でも円滑になってきた実感がある。」との指摘があった）。

④ 今後の予定

2006年12月～2007年3月の間、ラオス各県でワークショップを計3回実施し、現場の検察官・警察官らに説明し、質疑を通じてコメントを提出させ、同年4月以後にマニュアル活用状況に関する調査を実施し、今後の改訂案作成の資料とする。

第6 プロジェクト実施上の問題点

1 長期専門家

当初、現地に派遣された JICA 長期専門家は2名体制であったが、業務量が膨大であることから、法律専門家として弁護士の長期専門家1名を増員するに至った。

ラオスのように英語に堪能なカウンターパートが極めて少ない国において、言語を最重要ツールとする法整備支援プロジェクトを実施するためには、現地語に堪能な長期専門家の存在は極めて重要である。

また、カウンターパート側のドナー・コーディネーション能力が低いラオスのような国で、常時3カウンターパートを相手にプロジェクトを進行させるためには、業務調整が極めて重要である。殊に、法整備支援においては、司法制度を支える裁判所、検察院及び司法省の3機関すべてに対して同時並行的にプロジェクトを進めなければ意味がないことが多く、法曹の母体たる大学法学部との連携も不可欠であるが、相互に独立した機関であるから、ドナー側の調整が不可避であり、業務調整専門家の役割は極めて重要である。

さらに、支援内容が高度な法律問題であることから、法曹資格者の専門家も必要であることは論を待たない。

当初から、3名体制で臨むのが望ましい内容・業務量のプロジェクトであったにもかかわらず、2名体制で開始しており、長期専門家に加重な負担をかけていたと思われる。

2 イメージ共有の困難さ

いずれの成果物も、「ラオス初」であるため、ラオス側 WG と承認する立場にある上司 (Steering Committee) 、長期専門家、国内助言者という多数の関係者間で、最終成果物の

内容や活用方法などに関するイメージを共有して合意に達することが相当困難であり、プロジェクトの初期は相当な苦労や意思疎通の齟齬があったようである。

しかし、これは、ラオスのようにラオス語での参考資料やモデルが少なく、実際に読まなければイメージを持ってない法律関係の教材や執務資料の作成というプロジェクトの内容から不可避であったと思われる。

ようやく完成した各成果物については、今後、ラオス人自身による普及・改訂作業が望まれる。

第7 プロジェクトの成果について

1 成果物

法整備支援という技術協力プロジェクトについての評価手法はいまだ確立しておらず、正確で客観的な評価は通常困難である。

しかし、わずか4年間（長期専門家が常駐したのは3年間）という短期間に、司法各機関にとって、いずれも類書のなかった執務マニュアル（全国统一書式付き）や数百頁に及ぶ教科書2冊などの多数の成果物を作成したことは、画期的な成果であるといえる。

司法制度を運用するための法曹養成に必要な資料は、まず法令集（本プロジェクトの法令集と法令データベース）、法律家としての基礎的素養を習得させるための基本的教科書（同民法教科書）、主要な法令の条文の逐条解説である注釈書（同企業法注釈書）、法律学習の基礎となる用語集（同レキシコン）、判例集（中止）に基づき学習し、さらに、裁判官にとっては判決の起案の仕方と参考となる判決例（同判決書マニュアル・添付のモデル判決書）、検察官にとっては自己の職責・権限の範囲を明示する手引書（検察官マニュアル人事・組織編）と適正な捜査を行うための手引書（検察官マニュアル捜査編）である。

本プロジェクトは、司法制度を運用するために必要なものを一から創り上げたのであり、ラオス司法制度の発展の礎となるものであって、正に制度整備支援、司法機関のキャパシティ・ビルディングの見本といえるものであった。

2 人材育成

2006年3月の終了時評価調査団のインタビューに対し、ケット司法省副大臣が、「民・商法教科書については、よくここまで執筆することができた后感心している。今回の日本の支援手法は、ラオス側が執筆し、日本の専門家がアドバイスし、またラオス側が訂正するという繰り返りで仕上げた。この日本のやり方は素晴らしい。他国の支援では、完成品を受け取るだけであり、人材育成にはなっていない。また、日本の専門家はラオスの法律を尊重しながら、日本のみならず諸外国との比較法をも含めた指導をしてくれるので、その点も評価したい。」と答えているが、ラオス人自身に起案させることを重視したのは本プロジェクト共通であり、各機関から、同様の評価があった。

これは、完成品を与えて翻訳する支援と異なり、WGの人材育成になるとともに、理論

的教科書，注釈書，執務マニュアル，統一書式等の作成ノウハウを身に付けさせ，今後このノウハウを応用して他の教材・資料を自ら作成していくことができるようになるという意味で，持続発展性の高い支援手法であったといえる。

第8 ラオス法整備支援の今後の課題

ラオスでは，国連開発計画（UNDP）の支援により，司法改革マスタープランが作成され，本研修で概要について報告してもらったが，いまだ揺籃期にあるといっても過言ではないラオス司法制度にとっては，ほとんどすべての項目が改革課題として列挙されている感があり，今後の支援課題の特定に至る材料とはならなかった。

本プロジェクトによって作成された各成果物は，いずれも十分に普及されて実務で使用され，ラオス人自身によって改訂していくべき性質のものである。ラオス側にもその自覚・能力のあることは，長期専門家帰国後のラオス人自身によって企画・実施された普及セミナーから明らかになった。

ただ，セミナーの開催方法や，記録を作成して改訂作業に活かすべきことなど，日本側の助言の必要性が感じられた面もある。

今後とも，ラオス側のニーズ，各ドナーの支援動向，ラオス側カウンターパートの能力・余力，日本側の支援リソース等を勘案しながら，ラオス側の自立発展性・オーナーシップを高めるような支援方策を検討すべきであろう。

率直に言って，2001年度に短期専門家として3か月半ラオスに滞在してPDM案の叩き台を作成した当職にとっては，おっとりしたラオスの各司法関係者らが，短期間にこれだけの成果物を完成させ普及セミナーまで実施したことは，非常に嬉しい驚きであった。

これも，各長期専門家の非常な努力と各助言者の先生方のご指導，ラオス人自身の努力の賜であり，心からその成果を祝したい。

第14回ラオス法整備支援研修日程表

担当教官：田中嘉寿子

於：JICA 東京(TIC)セミナー室

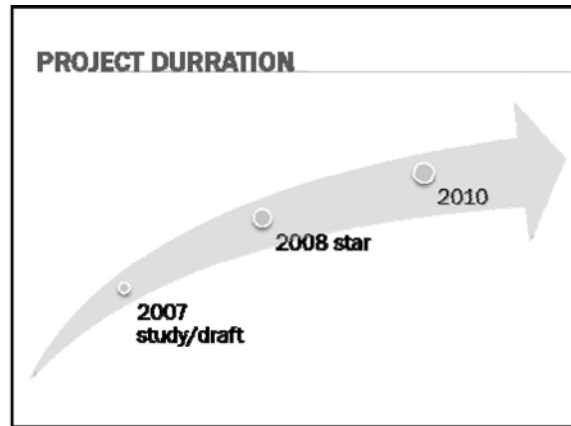
| 月 | 曜 | 10:00 | 14:00 | 17:00 | |
|----|---|--|---|---|--|
| 11 | 日 | | 12:30 | 18:15~ | |
| 11 | 火 | 研修員：本プロジェクトの総括・評価とマスタープランに関するプレゼンテーション I プロジェクトの達成状況・成果物の普及状況に関する各機関報告 | | 法総研所長表敬 | |
| 21 | 火 | 司法省 | 検察院 | | |
| 11 | 水 | 研修員：本プロジェクトの総括・評価とマスタープランに関するプレゼンテーション II プロジェクトの達成状況・成果物の普及状況に関する各機関報告 | | | |
| 22 | 水 | 大学 | 裁判所 | 全体質疑 | |
| 11 | 木 | 祝日 | | | |
| 23 | 木 | 祝日 | | | |
| 11 | 金 | 見学 9:30~ 東京地方検察庁 | 見学 東京地方裁判所(刑事裁判傍聴) 東京簡易裁判所(民事裁判傍聴, 受付, 公示送達等) | | |
| 24 | 金 | | | | |
| 11 | 土 | 休日 | | | |
| 25 | 土 | 休日 | | | |
| 11 | 日 | 休日 | | | |
| 26 | 日 | 休日 | | | |
| 11 | 月 | 講義 立法手続 | 講義 法学教育・法曹養成システムと法学教材 —民法分野を中心に— | | |
| 27 | 月 | 講師 名古屋大学法学研究科長 松浦 好治 | TIC | 講師 慶應大学法務研究科教授 松尾 弘 TIC | |
| 11 | 火 | 見学 9:30~ 慶應大学法科大学院(商法総合), 法学部(債権総論) 大学施設 | 見学 江戸東京博物館 | | |
| 28 | 火 | 講師 慶應大学法務研究科教授 松尾 弘 | | | |
| 11 | 水 | 意見交換会準備 | 13:00~ 見学 東京証券取引所 | 15:00~見学 弁護士事務所・ブリーフィング (弁護士の組織, 弁護士の業務(民事・刑事の 訴訟及び会社業務への法的助言等) 弁護士・JICA専門員佐藤直史 | |
| 29 | 水 | TIC | | | |
| 11 | 木 | 今後の司法制度改革において日本に期待する役割に関する意見交換会 | | | |
| 30 | 木 | 司会進行：田中嘉寿子(国際協力部教官) | | | |
| 12 | 金 | 意見交換に基づく報告書の取りまとめ (各自) | | 評価会・修了証書授与 | |
| 1 | 金 | | | TIC | |

第14回ラオス法整備支援研修 研修員名簿

| | | |
|---|---|-----------------------------|
| 1 |  | ナロンリット ノラシン |
| | | Mr. Nalonglith NORASING |
| | | 司法省法律研究所法務部長 |
| 2 |  | スリヤ シダウオン |
| | | Mr. Souliya SIDAVONG |
| | | 司法省法律研究所法律情報部長 |
| 3 |  | ウン ラスカーン |
| | | Mr. Ounh LASOUKANH |
| | | 最高人民検察院官房長 |
| 4 |  | カムモーン セーンウタイ |
| | | Mr. Khammoune SENGOUTHAI |
| | | 最高人民検察院国際協力部長 |
| 5 |  | ブアトーン チャンタマリン |
| | | Mr. Bouathong CHANTHAMALINH |
| | | 最高人民裁判所官房長 |
| 6 |  | ポムスワン ピラチャン |
| | | Mr. Phomsouvanh PHILACHANH |
| | | 最高人民裁判所裁判官 |
| 7 |  | ブンコン ペットダオフン |
| | | Mr. Bounkhong PHETDAOHUNG |
| | | ラオス国立大学法学部講師 |
| <p>【研修監理員/JICA CDN】</p> <p>小山峰子, チャンタソン・インタヴオン</p> <p>【研修担当/Officials in charge】</p> <p>教官 田中 嘉寿子 国際協力専門官 島崎 幸英 , 松村 幸治</p> | | |

司法省の現状と支援ニーズについて（司法省 1）

MOJ
PROJECT PROPOSAL



- OUTLINE OF PRESENTATION**
1. Current Situation
 2. Needs for assistance
 3. Proposal for assistance
 4. Cooperation with other donors
 5. How to utilize persons obtained long-term training

- CURRENT SITUATION**
- × School of law is established to provide opportunities to local judicial staff to obtain basic legal education.
 - × There are 3 schools of law under supervision of the Ministry of Justice (Regional School of law) which located in Louangprabang, Vientiane, and Savannakhet Provinces.
 - × Originally, the course and curriculums were designed for 3 years, then extended to 4 years, all students shall study about 50 laws

- CURRENT SITUATION**
- × There are more than 1000 students now studying in those 3 schools;
 - × New courses programmes, which are now under consideration of the Ministry of Education, are:
 - 1 Civil Law
 - 2 Criminal Law
 - 3 Commercial Law
 - 4 International relations
 - 5 Administration law
- These programmes will be the courses of school of law in the future, nevertheless, they wont be approved by Ministry of Education

- CURRENT SITUATION**
- × Savannakhet School of Law was established in 2002, were totally 200 students from 4 southern provinces, 60 % of them there were judicial officials from District level of those provinces, 40 % were students graduated from High Schools

NEEDS FOR ASSISTANCE

1. Legal professions:
 - × Presently, to respond to needs for legal and judicial development, the Ministry of Justice requires 2,135 legal professional staff;
 - × There are more numbers of legal professions need to produce for other organizations such as the people's courts, public prosecutor's offices, Lao Bar Association, and several governmental organizations included Central and Local Administrations, [although, the people's supreme court and people's supreme public prosecutor's office will establish its own professional training institutes] *reference to part III of Legal Sectors' Master Plan.*

NEEDS FOR ASSISTANCE

2. Law lecturers:
 - × Increase the numbers of law lecturers in schools of law;
 - × Upgrade and enhance the legal knowledge and teaching methods for existing and new law lecturers;

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- × **3.2. Strengthen the competence of the teachers and managers at legal training institutions: (2007-2010)**
 - × **3.2.1** Recruit more teachers for adding teachers in the legal training institutions, including the use of guest lecturers and visiting teachers from other countries
 - × **3.2.2** Send teachers at legal training institutions to study and practice with judicial or legal professionals abroad or inside the country
 - × **3.2.3** Foster professional teaching skills for teachers through domestic short courses, attracting participation from foreign experts and increased use of modern equipment and technology
 - × **3.2.4** Exchange of law teachers by inviting foreign law teachers to teach in Lao P.D.R's legal training institutions and sending Lao law teachers to teach in legal training institutions in foreign countries –
 - × **3.2.5** Strengthen the competence of the managers at legal training institutions –

*Project results and resources framework
14 -15 p.*

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- × **3.1. Renovation on the targets and contents of programs, text books and teaching methods for legal training(2007-2010)**
 - × **3.1.1** Renovation of programs for basic legal education, legal professional training and retraining existing legal officials (Period 2007 – 2015)
 - × **3.1.2** Making Lao textbooks for basic legal training programs, legal professional training, re-training and developing legal official and experts to meet the requirements of training in the new phase; also, the number and quality of international reference books in Lao language must be increased
 - × **3.1.3** Reform teaching methods and equipment and stimulate the creative and active thinking of students and training participants

*Project results and resources framework
14 p.*

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- × **3.5 Improve legal framework for the training of judicial and legal officials and retraining and continuing education of working legal experts and officials (2007-2010)**
 - × **3.5.1** Draft legal documents to guide the application of Education Law in basic legal training
 - × **3.5.2** Draft a complete and uniform legal document related to the training of judicial and legal officials
 - × **3.5.3** Draft a legal document related to the retraining for legal experts and official
 - × **3.5.4** Draft a legal document, which regulates the reasonable use and compensation of lecturers of legal training institutions
 - × **3.5.5** Draft a regulation for the use of facilities of legal training institutions; design an annual and a 5-year budget plan for such institutions

*Project results and resources framework
14 -16 p.*

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

- 3.2 **Strengthen the competence of the teachers and managers at legal training institutions**
- 3.5 **Improve legal framework for the training of judicial and legal officials and retraining and continuing education of working legal experts and officials (2007-2010)**
 - × Short-terms training:
 - In Lao PDR and Japan, training for law

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

- 3.2 Strengthen the competence of the teachers
- 1.3. Develop comprehensive Laws supporting the socio-economic Policy of the Government toward the years 2020, including the poverty eradication plan, with attention to environmental protection and socio-cultural preservation; and the promotion of justice for all in Lao society
- 2 Long-term training:
Master and Doctorate Decrees for legal professions of MOJ (include, law lecturers who meet requirements)

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

- Making Textbook on Criminal law (3.1; 3.1.2)*
- × General principles of criminal law:
 - Lao criminal law theory;
 - Comparative study with Japanese criminal law
 - 2. Criminal Procedures:
 - Substantives criminal procedures under Lao criminal procedures law;
 - Comparative study with Japanese criminal procedure law

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

Translation of Foreign Textbooks (Japanese) in Lao Language (3.1.2)

- × Civil Law textbook
- × Commercial Law textbook
- × Criminal Law textbook

COOPERATION WITH OTHER DONORS

- French Cooperation:
- × Training models on French laws: civil code, penal code, administration code;
 - × Selected teachers from the Judicial and Legal Institute, MOJ, to participate in tentative courses in France.
 - × Improve facilities of the Judicial and Legal Institute: renovated class rooms in JTI, equipped with furniture and computer's sets (some of computer's sets distributed to Louangprabang and Savannakhet Schools of Law)

COOPERATION WITH OTHER DONORS

- JICA Cooperation:
- × Selected teachers from the Judicial and Legal Institute to be members of civil law working group
 - × Those members had upgraded legal knowledge through several seminars in both Lao PDR and Japan.

COOPERATION WITH OTHER DONORS

- ADB Cooperation:
- × Training series for judges of Commercial division, notary public officers, judgment execution officers
 - Establish the computerization of registration of securities- with Ministry of Finance

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNDP Cooperation:

- × PA project= assisted drafting master plan
- × Project ended,
- × Waiting for approval of master plan, further cooperation will be discussed later

COOPERATION WITH OTHER DONORS

SIDA Cooperation:

- × Through the UNDP Programme:
 - × Lao Bar Association;

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNOCD Cooperation:

- × Anti-terrorism:
 - + Workshops, seminars on UN Treaties

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNICEF Cooperation:

- × Assisted drafting law on child's rights and protections

UNIFEM Cooperation:

- × Gender issues: CEDOW, law on promotion and protections of women

HOW TO UTILIZE PERSONALS OBTAINED LONG-TERM TRAINING

Focus area:

- × Priority=Civil or commercial laws;
- × Prepare, conduct research, participate in drafting civil code, and commercial code, and other related laws to civil and commercial areas
- × Be teachers for law lecturers and produce textbooks

Commentary on enterprise law

Legal and Judicial Development
Project-Ministry of Justice-JICA

Commentary on Enterprise law

- ・ Project's objective in each period
- ・ Productivity of each project implementation
- ・ Dissemination of the commentary of enterprise law
- ・ Future planning
- ・ Issues
- ・ Requirement

Commercial law textbook

- ・ At the beginning of the project objective is to write on commercial law textbook
- ・ Working group comprise of Mr. Ketsana and Mrs. Bounphone

Commentary on Business Law

- ・ From September 2004 the project has changed its objective from commercial law textbook to make commentary on Business Law 1994
- ・ Guidance by Prof. Matsuura From Nagoya University
- ・ JICA Expert Miss. Oguchi
- ・ WG: 5 people, Mr. Somlath from MOIC, Mr. Lengsack from Faculty of Law (UOL) and Mr. Nalonglith from MOJ
- ・ WG had basically finished writing commentary on business law

Drafting Enterprise Law

- MOIC propose to the government to draft enterprise law replacing business law in the early of 2005
- The project has changed its direction making a research and comment to the draft
- Now WG have 6 members

Productivity of making commentary on business law textbook

- Building capacity of WG members include knowledge, expertise and experience
- Opening themselves to learn lessons from foreign in term of commercial or company law
- All of these help WG contributing to develop the Draft of Enterprise Law

Contribution of the project to the draft enterprise law

- JICA Net on 25-27/4/05
- Symposium on 16-17/5/05
- Attend meeting with expert from MPDF
- Workshop in Nagoya on 3-18/6/05
- Attend meeting to amendment the 3rd and 4th draft of enterprise law with MOIC on 6-15/7/05

Enterprise Law

- National Assembly approved the enterprise law on 9/11/05
- Project turned its attention to make commentary on enterprise law
- Do research and make comment to every article
- Up to now a commentary on enterprise law is completed fundamentally with total about 360 pages

First Dissemination Seminar

- The first dissemination seminar took place at ICTC on 31/10-3/11/06
- 55 participants from various organizations such as MOIC, MOF, commercial chamber of supreme court, supreme prosecutors, etc...
- Receive value comment from participants to develop our commentary textbook
- Getting good feedback from participants and public

Next plan schedules

- Second dissemination seminar may hold at Savannakhet province during: on 19-23/2/07
- The last seminar will be hold at Luangprabang province on 26-30/3/07

Issues

- Lack of experience of WG members
- Changed objective of the project many time causing time consuming of remain activity is limited
- Require knowledgeable persons with high effort, but the working environment are not support members enough resulting them to reduce their intention or dedication to the work
- Each members have heavy burden of works from belonging organization an project
- Two of our members are left causing other members who take-over their works trouble due to time limit

Requirement

- Supporting us to hold two dissemination seminars
- Fund for printing commentary textbooks and distribute them to related organizations and public

裁判所の現状と支援ニーズについて（最高人民裁判所発表 1）

The People's Supreme Court (PSC) Presentation

Legal and Judicial Development
For the Lao PDR.

At the TIC Tokyo, 30th Nov 2006

By: Mr. Bouathong CHANITHAMALINI
Mr. Phomsouvanh PHILACHANH

Content of Presentation

- I. Overview current situation of the people's court of the Lao PDR;
- II. The strategy plan to develop the People's court;
- III. Request the assistance from JICA;
- IV. Other donors;

I. Overview current situation of the people's court of the Lao PDR;

1. People's court system (2003-present)
 1. Supreme court (1) Final review on the question of the laws;
 2. Appellate court (3); Appeal level both Q of fact and Q of law, but final level on question of the fact;
 3. Provincial court (17). From PC-PSC have 5 chambers each;
 4. District Court (66). No chamber and based on law each district shall establish the district court.

Continue overview.....

2. The personnel of the People's court
 1. (Transferred 2003) the local court has 456 person "231 judges";
 2. Now the people's court has 664 person (263 women)
 3. 319 judges (47 women)
 4. Necessary in 2020 is 1.869 staff in whole country, this figure the PACSA already approved.
3. Donor and Project at the PSC
 1. JICA end May 2007 (JWM);
 2. French prioritize on appeal court activities;
 3. ADB mainly focus on the commercial matters
 4. UNDP (PA project end September 2006)

II. Strategy to develop People's court

- From now to 2020 the people's court must ensure:
1. Strengthen judicial independent; Article 82 const "The people's court considers the case as panel, the judges must be independent which comply to the law only";
 2. Accountability "access to justice by poor, legal aid program";
 3. Transparency and morality "fair process, justice delay is justice deny";
 4. Expect ability "respected by the society and judgment can be enforced";
 5. Integrate to regional and international;

III. Request the assistance from JICA;

1. Formulate training course;
 1. Create curriculum;
 2. Seminar for Training of Trainer;
 3. Teaching material (text book) for short and Mid-term study;
 1. For judges;
 2. Judges assistant and court's clerk;
 3. Court administrative matters;

Continue request....

2. Formulate hand book for the people's court;
 1. Technique on consider cases and trial process;
 2. Technique on Mediation process;
 3. Case management regulations;
3. Create the Judicial conduct guidance for PC;
 1. Judges regulation " regulation on protect judges"
 2. Process of appointment, removal and dismiss judges and other administrative officers;
4. Organized dissemination seminar;
6 times for the activities 2 and 3 of III

IV. Other donors

1. ADB focus on commercial chambers;
2. French project focus on appellate court;
3. UNDP focus on infrastructure and seminars

Thank you for
your
attention!

判決書マニュアル作成について（最高人民裁判所発表 2）

Presentation from the People's supreme Court of the Lao PDR.

Report on Legal and Judicial Development Project
TIC, Tokyo from 18th Nov - 2nd Dec 2006

By
Mr. BOUATHONG CHANHTHAMALINH
Mr. PHOMSOUVANH PHILACHANH

Contents of presentation

- Project Activities:
 1. Case book;
 2. the Statute Book;
 3. Judgment Writing Manual;
- Plan for distribution of JWM
 1. Northern part 2 seminars
 2. Southern part 2 seminars
 3. Center part 2 seminars

1. Case book activities;

This activities is Cancelled because there are gap of understanding between Japan expert and Lao side:

1. What content should be put in this book?
2. Who is benefit from case book?
3. How to select, combine and printed case book?
4. How to disseminate case book?

2. Statute book activities;

1. Compilation data: divided judges into 4 groups in order to respond to specific sectors such as the laws concern to administrative areas (7 laws) Justice area (13 laws) economic, social and cultural areas (20 laws), Labor and natural resources laws (9 laws)
2. Finish compilation which included all laws (49 laws, up to 2003);
3. Printed 1.000 copies;
4. Distributed to every court in Lao PDR.

Judgment Writing Manual(1/3)

1. Preparation

1. Seminars
 1. External seminars
 1. Osaka Japan, Jan 2004;
 2. Osaka Japan, Sept 2004 after finish draft of JWM
 2. Internal seminars
 1. March and July, 2004 (Iseki sensei to Sekine sensei Lao su e iite kalimashita)

2. Draft and approval

1. WG draft JWM which has three parts,
 1. General information about Judgment (2 parts has 2 lessons)
 2. Process at the people's court is pending (have 7 Lessons)
 3. Structure of Judgment (4 parts, 4 lessons)

Judgment Writing Manual(2/3)

2. Approval

1. Make agreed in WG member
2. Approved by Judges at the PSC, AC and PC
3. Approved by the Judges Council of the PSC

3. Printed

1. Amount 600 copies

4. Disseminate seminars

1. President and Vice president of the Local People's Court (41 participants)
2. Local judges (2 times, 50 participants for each)

Judgment Writing Manual (3/3)

Extension of the project

1 year Causes

1. Law have amended;
2. The word and sentences not clear.
3. Too long which may be caused the reader confused

Proposal for dissemination of JWM

- Plan for distribution of JWM
 1. Northern part 2 seminars
 2. Southern part 2 seminars
 3. Center part 2 seminars

Thank you

- Domo Arigato gosaimashita

ラオス民法教科書作成支援について

－ 1. 回顧と展望 －

慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘

第1 はじめに

ラオスへの法整備支援は、JICAによる技術協力の枠組みの下、法務省法務総合研究所(2001年に国際協力部(以下「ICD」と呼ぶ。)が設置されてからはICD)及び(財)国際民商事法センターが実施に協力してきた国際民商事法研修(1997年からラオスも参加)、名古屋大学及び法務総合研究所が実施に協力してきた本邦研修(1998年に開始)などに遡るが、2001年にICD教官が現地にJICA専門家として派遣されてからは、現地セミナーの一環として日本から民商事法の学者が講師(JICA短期専門家)として派遣され、「民商事法セミナー」が行われるようになった¹。私は、2002年8月の民商事法セミナーを契機に、現地セミナー²、本邦研修³、教科書ドラフトへのコメント、JICA-Netを利用して行うテレビ会議⁴、ミニ・シンポジウム⁵、現地からの質問への電子メール・ベースでの対応、CD-ROM教材⁶の作成等の機会を通じて、この活動に関わった。

当初は、契約法、物権法など、民法の主要領域について、ラオス現行法と日本・その他の外国の制度との比較を中心としたセミナーであった。その際に、数多くの個別質問とともに、民法分野の内容を順次検討したいという要望が強まり、2003年夏の現地セミナーでは、ラオスの民法関連法規とフランス、ドイツ、日本の民法規定との対応(表)を提供し、2004年1月の本邦研修を契機に、その後の現地セミナーや本邦研修の機会を連続的に利用して、民法の総論、物権法、債権法の法理の概要を、ラオス現行法の関連規定と比較しながら、順次検討した。

2003年5月には、JICAによる「ラオス法制度整備プロジェクト」(当初予定は3年間。後に2007年5月まで1年間延長)が開始され、その活動内容の一部として民法教科書作成支援が加えられたことから、2004年11月の本邦研修を前に、教科書作成を意識した支援に対応するために、債権法、フランス法に詳しい野澤正充教授(立教大学)、物権法・担保物権法、

¹ 2001年は加賀山茂教授(当時、名古屋大学)が担当され、2002年は加賀山教授がCivil Law I(契約法が中心)を、私がCivil Law II(物権法が中心)を担当した。

² 民法関連では、①2002年8月8日～17日、②2003年7月28日～8月15日、③2004年3月2日～5日、④2004年8月9日～12日、⑤2005年3月7日～11日、⑥2005年8月などがある。

³ 民法関連では、①2003年11月10日～11日、②2004年1月19日～20日、③同年11月4日～16日、④2005年5月23日～6月3日、⑤2005年11月7日～14日、⑥2006年11月21日～30日などがある。

⁴ 内容的には、教科書作成方針(2005年2月18日、3月3日)、個別事項の検討(2005年10月27日)などが行われた。

⁵ 民・商法典の編纂の意義について(2004年8月13日、ヴィエンチャン)。

⁶ JICA-Net マルチメディア教材『Introduction to the Civil Law Systems』(JICA, 2005)。本教材は、<http://www.jica-net.com/CD/05PRDM015/index.html> において公開されている。

ドイツ法に詳しい古積健三郎教授（中央大学）に私が加わる形で、研修やセミナーが行われた。現地では、小宮由美長期専門家（司法アドバイザー、法務省）が教科書執筆のためのワーキング・グループ（ドラフト作成者が中心。以下「現地WG」と呼ぶ）を指導する形で執筆が進められ、2005年3月の現地セミナー以降は、ドラフト作成者からの報告が開始された。それに前後して、ドラフトに対するコメントや情報の追加、修正等が行われた。その後、民法教科書ドラフトは、司法省幹部の校閲を得て、修正等の指示があり、その作業が継続する形で現在に至っている。

民法教科書の必要性は、既に民商事法セミナーの段階から、法学教材の不足という点で、カウンターパートである司法省関係者との間でもしばしば話題に上り、問題意識を共有する課題の一つであった。また、ラオスにおいては、私が関与した時点でも既にいわばプロセス志向の支援スタンスの雰囲気があり⁷、日本側からの情報・資料を題材の一部にして、カウンターパート自らの手で教科書を作成すること自体が、アウトプットとしての物的成果にとどまらず、関係者の能力養成、知識普及、ラオス側のオーナーシップを維持しつつ、ベトナムやカンボジアとも異なる前提状況に適合した形での共同作業方式の開発につながるのではないかという認識が広まっていた感がある。以下では、この活動を振り返り、今後の法整備支援・協力の方法論の発展のために、反省点や課題を若干取りまとめておきたい。

第2 ラオスにおける民法の現状と民法支援の方法

1 民法関連法の制定経緯と特色

ラオスには、かつてフランス統治下で編纂された民法典も存在したが⁸、ラオス王国の独立（1953年10月）後、クーデタ等を伴う内戦状態が続いた末に、ラオス人民民主共和国の成立（1975年12月）に至ったため、形式的には承継されていない。現在、ラオスには形式的な意味での民法典はなく、実質的な意味での民法が、個別の制定法を中心にした形で存在する。それらは、1986年の人民革命党大会における「新思想」（チンタナカーン・マイ）・「新制度」（ラポップ・マイ）の導入決定を契機に、世界銀行の支援の下で⁹、【表2】にあるように、1990年を中心に、相当短期間のうちに、立て続けに制定された（以下、この実質的な意味でのラオスの民法法規群を「ラオス民法」と表現する）。これら現行ラオス民法の制定準備のプロセスでは、当時のラオス司法省の幹部（フランス語を解し、フランス民法の教育を受けている）に対し、幾人かのアメリカのアドバイザー（ハーバード大学ロー・スクールの David Smith, ニュー・メキシコ大学ロー・スクールの Theodore Parnell など）が関与したようである。そうした経緯を背景にして、現行ラオス民法には、①個別立法積上主義による

⁷ プロセス志向型支援としてのラオス法整備支援の特徴づけに関しては、松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学4号（2006）40-41頁参照。

⁸ これは、27章345か条からなる（1950年3月31日法律68号）（【表1】参照）。ちなみに、日本による仏印処理（1945年3月）後、フランスがいったん植民地支配を復活させた（1946年3月）。

⁹ 包括的な民法典の編纂によらず、財産法以下の単行法を成立させた点は、「世銀の支援を介した英米法の影響」であるとされる。金子由芳『ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点』（国際協力事業団国際協力総合研修所、2001）11頁。

複数法規への分散，②比較的簡潔ないし簡素な条文構成，③フランス法的要素・社会主義法的要素・英米法的要素の混合的な性格といった特色が見いだされる¹⁰。

もっとも，1980年代末以降における自由主義経済システムを導入するための一連の立法に対しては，ラオス内部でも，「世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの，簡素な単行法の羅列の観を呈しており，内容的不足や深刻な不整合が存在すること」などへの危惧も生じていると指摘されていた¹¹。そうした傾向は，民法分野で特に顕著であるように思われる。そのことが，民法支援において特殊な困難さを感じさせた理由でもあった。この点について，ラオス民法の概要を確認した上で，改めて検証してみる。

2 ラオス民法の概要

(1) 概観

ラオス民法を構成する個別法のうち，物権法関連のものとして，財産法・土地法・森林法などが，債権法関連のものとして，契約法・契約以外の債務法・契約履行担保法などが，家族法（広義）関連のものとして，家族法〔親族法〕・相続法・家族登録法などがある。

(2) 財産法（物権法）関連

ア 私有財産権の承認・保障

財産法（【表3】参照）は，ラオスの所有権秩序の根幹をなすものとして，基盤的な重要性をもつ。それは，財産権を定義し，それを5種類に分類し，各種財産権の対象，内容，取得，利用規制をしている。それは，一方では，「消費財，個人用途の商品，施設，住宅，家具，家畜及び個人所得」を対象とし，「必要に応じて自らの資産及び所得を占有，利用，収益，処分する権利」として「私有財産権」を定義し，その保護を保障している（財産法1条，2条，20条，21条）。これに加え，財産法と同日に成立した相続法（【表9】参照）により，これを含む様々な財産権の法定相続又は遺言による承継が認められたことにより（相続法1条，2条，15条，32条，33条など。財産法35条も参照），私有財産制度を承認している¹²。

イ 物権変動関連

財産法（【表3】参照）では，民法関連法規として，財産権の取得・喪失・消滅に関する財産法V章（28条～55条）——これは，物権変動に対応する——，財産権の保護に関する財産法VI章（56条～68条）——これは，物権的請求権に対応する——が重要である。また，物権変動に関しては，土地登記に関する土地法（2003年改正。【表4】参照）10章（43条～51条）も重要である¹³。

¹⁰ ③のうち，フランス法的要素については，本号・野澤正充教授の論考参照。

¹¹ 金子・前掲（注9）1頁。

¹² 1991年憲法15条も，このことを確認する。また，2003年改正憲法17条も同旨。

¹³ もっとも，これらの法律は，「債権」と区別した意味での「物権」を対象を絞るものではないから，これらの規定を「物権法」の概念で表現することは，大陸法的な枠組みを強いて当てはめる印象を生じさせるとすれば，適切ではないかもしれない。ここにも，英米法的要素，社会主義法的要素と大陸法的要素との齟齬・調整問題が今後生じる契機があるといえよう。

ラオス民法では、財産権は、原則として財産の引渡し（当事者間の授受）によって移転するが、引渡前であっても当事者間で財産権の移転時期を契約によって定めるときは、それによる（財産法 28 条 1 項。なお、契約法 37 条 2 項はこのことを前提にしている）。ただし、登記が必要とされている財産権は、「登記が完了した時」に移転する（取得者の下に財産権が発生する）（財産法 28 条 2 項）。かかる物権変動の原則を引渡主義と呼ぶべきか、当事者の私的自治に委ねている部分の広さをどの程度のものとして解釈するかにより、意思主義的要素も無視できず、ファジーな性格を残している。

所有権の原始取得に関する規定（財産法 36 条～44 条）のうち、42 条は取得時効について定めている。取得時効の期間は、不動産は 20 年、動産は 5 年であるが、いずれも「善意で継続した占有」を要件にしている。また、即時取得に関連する規定として、財産法 58 条と契約法 40 条（及び両者の関係）が目される。すなわち、財産法 58 条は、後述する物権的請求権（所有権に基づく返還請求権）関連の規定の中で、真の所有者が財産の返還請求をする際に、相手方たる占有者が他人の財産であることについて善意・無過失であったときは、占有者に対して「その財産の価値に応じた補償」をしなければならない旨を規定する（財産法 58 条 2 項）。一方、契約法 40 条は、売買及び交換に関する一般規定の中で、他人の財産を「市場価格で」購入した者が善意であったときは、真の所有者が返還請求をするときは、「相当の費用」を支払うべきことを規定する（契約法 40 条 1 項）。これらの規定は、いわゆる即時取得を認める一般規定がない中で、所有権の保護にややウェイトを置く形で取引における善意者の保護にも配慮を示しており、静的安全と動的安全とのバランスの取り方として、興味深い。

ウ 物権的請求権関連

財産権の保護に関しては、財産権に基づく請求権として、返還請求権、妨害排除請求権、財産権の侵害を生じさせるおそれのある障害の除去請求権、財産権の確認請求権の類型を規定する（財産法 57 条、62 条、63 条）。その際、善意の占有者に対しては果実・収益の取得や費用の償還請求を認めるが、悪意の占有者には一切否定しており、時効取得の場合と併せ、悪意者に対する制裁的色彩が強い（財産法 59 条～61 条）。

エ 財産権の内容・用益物権関連

いわゆる用益物権については、財産法には規定がなく、財産権の行使範囲に関する規定の中に、相隣関係的な法規が存在するにとどまる（財産法 46 条～54 条）。そこには、隣地から越境した樹木の枝や根の切取権（ただし、所有者への通知後 7 日以内に返答がない場合。財産法 48 条 1 項）、圍繞地通行権（財産法 49 条 1 項）、排水溝の敷設権（財産法 50 条）などが含まれている。

他方、土地法（【表 4】参照）は、財産法よりも遅く 1997 年に制定されたが、2003 年に改正された。これは、1990 年財産法に基づく市場経済システムの導入に伴い、土地使用権の分配（設定）や侵害をめぐって紛争が頻発し、社会問題化したことも背景

にしているとみられる¹⁴。土地法は、土地所有権が国家共同体に帰属することを規定する（土地法3条。なお、2003年憲法17条も参照）一方で、土地に対する使用権の設定¹⁵、その譲渡、相続、使用、果実収取等を承認する（土地法13条、52条～58条、65条～66条。なお、2003年憲法17条も参照）。また、外国人の使用権は最大30年（更新可能）、外国投資家の使用権は最大50年（更新可能）、経済特別区の場合は最大70年（国会決議によって更新可能）とされている（土地法65条）。もっとも、土地法の規定上、更新は「事案に応じて」とされており、国家による土地管理が前面に出た規定となっている。

また、公用収用に対する損失補償も規定されており、「相当な補償」が規定されている（土地法71条）。しかし、現実には、無補償での収用も問題になっているようである¹⁶。

民法との関連では、土地登記の手續規定も重要である（土地法43条～51条）。職権による登記の場合と申請による登記の場合がある（土地法44条）。もっとも、土地登記に関しては、土地法制定前から、既に1992年土地所有・管理令（1992年命令99号）に従い、世界銀行及びオーストラリアの支援を受けたトレンズ・システム方式の地積調査・土地登記・権原証書の発行のパイロット・プロジェクトが実施されている¹⁷。土地登記の後に（90日間の異議申立期間の経過後に）発行される土地権原証書（いわゆる地券。様式・記載内容は土地登記簿と同様）は、土地使用権の「唯一の証拠書類」とされる（土地法49条）。その証明力が実際どの程度のものであるか、いわゆる公信力にまで至るかは、なお明確ではない。加えて、土地登記及び土地権原証書の発行が進行する中で、法定の手續（財産法28条2項、土地法45条・51条など）によらず、同手續の煩雑さや費用を回避するために、土地権原証書それ自体の授受による譲渡や担保権設定の例もあるといわれ、その定着や効力については、今後の推移をみる必要があろう。

(3) 債権法関連

ア 契約法

契約法（【表5】参照）については、既に野澤教授による本号の論考に分析されているので、基本的にそちらに譲りたい。注目されるのは、①契約の有効要件（前提要件）としての約因（契約法5条・6条）¹⁸、②確定無効（絶対無効）と不確定無効（相対無効）との区別（契約法13条、14条）など、フランス民法的要素との連続線の指摘は、制度の連続性という観点からも、大変興味深いものがある。この点については、①の約因のほか、契約の理由（契約法9条）、取消事由における一方的不利益や非良心的成約（契約法

¹⁴ 2004年11月4日の本邦研修におけるチョムカム・ブッパーリワン氏報告でも、この点が指摘された。

¹⁵ ラオス国民の使用権は最大30年（更新可能）とされている（土地法13条）。

¹⁶ メコン川沿いの道路整備に伴う食品店の立退きなど（*Vientiane Times*, January 12, 2004, pp. 1-2）。小宮専門家のご教示による。

¹⁷ 私も、2003年8月、小宮専門家とともに、ヴィエンチャンの土地登記所において、登記簿、地図、権原証書、譲渡証書等の作成実務を見学した。

¹⁸ また、契約の「理由」を求める規定（契約法9条）も、これと同趣旨であろうか。

14条), 契約の履行が困難になった場合の通知義務と契約終了原因としての承認(契約法22条, 33条)などと併せ, 契約法の制定過程における世界銀行やアメリカのアドバイザーを介して, 英米法の影響とみる見解もある¹⁹。しかしまた, 恐らく制定過程からみる限り, フランス法教育を受けたラオス司法省の担当者と, 英米法の影響下にある世銀・アメリカの担当者との意見が合致した結果とみることが妥当ではないだろうか。正確な検証を要する問題であるが, フランス民法典の影響を受けたラオス王国民法典と現行ラオス民法との間には形式的な連続性は切断されていても, 実質的ないしインフォーマルなレベルでは, 一定の連続性が存在することはむしろ自然であるように思われる。

また, 瑕疵担保責任が国際動産売買に関するウィーン条約等の国際的動向を反映した債務不履行ないし契約不適合的構成となっていること(契約法38条)などの指摘も注目に値する。

さらに, 契約類型として, 請負契約のほかに建設契約や運送契約を別類型として設ける点は, 一般消費者の活動に関する民事契約と生産活動に関する経済契約とを区別する社会主義的な発想が辛うじて残存しているとみ得るであろうか。その点の区別が具体的な効果の相違とどの程度連結するかは, 規定が簡素なこともあり, 不明確である²⁰。あるいはまた, 陸上・水上の運送業者の債務や商取引に関する特則を民法典に編入していた旧民法典の承継とみる余地があるかもしれない(【表1】14章, 15章参照)。

イ 契約以外の債権発生原因

事務管理・不当利得・不法行為による債権・債務の発生に関しては, 契約以外の債務法(【表6】参照)に簡潔ながら規定がある。不法行為法は, ①一般不法行為の要件・効果(契約以外の債務法1条~9条)のほか, ②特殊不法行為として, 使用者責任, 監督者責任, 動物所有者・占有者責任, 物の所有者・占有者責任を規定している(契約以外の債務法10条~13条)。後者(契約以外の債務法14条)は, 土地工作物(日本民法717条等)などに限定せず, 広く物の所有者又は占有者の責任を肯定している点が興味深く, 参考になる。

ウ 債権担保法

債権担保に関しては, 契約法5章(24条~31条)のほか, 担保取引法(契約履行担保に関する法律。【表7】参照)が1994年に制定され, 2005年に改正された。2005年改正法は, 知的財産, 将来確実に生じることが証明できる事業又は活動の財産や果実, 物に対する権利又はその果実も, 担保の客体とし得ることを定めた(担保取引法19条)。経済活動の活性化に伴う担保財産の拡大の要請を背景とするものであろうか。本号における古積教授の論考は, 同法へのアメリカ統一商事法典(UCC)の影響, 約定担保に対する法定担保の優先(担保取引法7条1項)などの特色を指摘する。また, 担保契約は財務分野の登記事務所で登録しなければならず, 不動産による担保契約は当該不動産の

¹⁹ 金子・前掲(注9)13頁。

²⁰ こうした契約法=国内法規定の簡潔性についても, それが「膨大な特約条項などを用いて当事者自治を貫徹する方針を有する」外資にとって有利な立法であるとの見方がある。金子・前掲(注9)13頁。

所在地の土地管理事務所で登記しなければならない（担保取引法 31 条 1 項）。こうした包括的な担保登録制度は、欧州復興開発銀行（EBRD）の担保取引に関するモデル法（Model Law on Secured Transactions）の影響を受けているとも解されるが、これをラオスの取引実務に導入することが可能かつ適切かは、今後の検証課題である。ちなみに、不動産の担保（抵当）の場合は、土地権原証書の裏面に担保取引の内容が記載できるよう、記載欄が変更されている²¹。担保取引法によれば、担保契約は登録日以降に正式なものとなり、登録をしない担保契約は、契約者間で効果を持つものの、登録をした担保契約と同様の優先権を持たないと規定されている。さらに、登記事務所又は土地管理事務所で行われた担保契約の登録は公開され、閲覧可能にしなければならないとも規定されている（担保取引法 31 条 2 項・4 項・5 項）。これは、当該不動産について取引関係に入ろうとする第三者が、担保取引の内容についても容易に確認できるようにすることにより、担保不動産の流通を促すための規定のようにみえる。しかし、担保物件の譲渡は禁止されており、実務でも担保権付での取引はないようである²²。

(4) 家族法関連

家族法（狭義＝親族法。【表 8】参照）では、夫婦と親子を中心に規定されている。夫婦の氏については、選択的別氏制がとられている（家族法 15 条）。子の氏は合意によって決定され、父又は母と異なる氏をもつ子はその親の承認を得て父又は母の氏を用いることができる。合意が成立しないときは、子の氏は裁判所が定める（家族法 31 条 4 項）。婚姻は申請に基づいて登録官が登録した日から効力を生じる一方、無効な婚姻（家族法 9 条、10 条違反）も、人民裁判所の裁判によらなければ解消されない（家族法 18 条）。そして、婚姻の登録後、人民裁判所による解消前に出生又は懐胎された子は、たとえ無効な婚姻（家族法 9 条、10 条）による男女間の子であっても、嫡出子とみなされる（家族法 19 条）。ここではいわば形式主義が貫かれている。

相続法（【表 9】参照）では、法定相続人として、被相続人の子と現存配偶者を挙げ、これらの者がいない場合に、①直系尊属、②傍系血族（兄弟姉妹がない場合、伯父（叔父）・伯母（叔母）にも及ぶ）、③国家又は法人、その他本法で定めた者の順となる（相続法 6 条）。相続権の内容は、被相続人の子と配偶者がある場合、夫婦財産は子と配偶者が 2 分の 1 ずつ、その他の被相続人の財産は子が相続する。直系尊属と配偶者間がある場合、夫婦財産は配偶者に、その他の被相続人の財産は 2 分の 1 ずつ分配される。傍系血族と配偶者間がある場合も同様に規定されている（相続法 17 条、18 条）。また、裁判所の決定により、親子関係が解消された親子は相互に相続権を失う（相続法 8 条）。また、養子縁組がされた場合、養子は実親から相続する権利を失う（相続法 19 条 3 項）。遺言、贈与又は負担付贈与による財産の処分は可能であるが（相続法 32 条、34 条、35 条）、一定の制限がある。すなわち、①被相続人に相続資格のある子が複数あるときは、その 1 人に全財産を遺贈、贈与、負担付で贈与することができない。また、②被相続人に子が 1 人あるときは被相続人の財産の 2 分の 1 を超えること

²¹ 小宮長期専門家がヴィエンチャン市公証事務所で行った調査（2005 年 5 月 10 日）による。

²² 担保取引法 25 条 2 項、古積教授の本号の論稿（「1」）、小宮（前掲注 21）調査。

ができず、③被相続人に子が2人あるときは、各人に対する割合が被相続人の財産の3分の1を超えることができず、④被相続人に子が3人以上あるときは、各人に対する割合が被相続人の財産の4分の1を超えることができない（相続法29条）。ここでは、共同相続人たる子との間の平等の確保に特に配慮されているように窺われる。

3 民法支援のあり方の模索

以上のように、1990年代において世界銀行を中心に、英米法的な色彩の強い単行法による民法関連の立法が一通り終わった後に、2000年前後から開始された日本の民法支援が、何を目標にして、どのように行うべきか、その支援や協力のあり方は必ずしも自明であったとはいえ、むしろ、いわば「個別立法積上主義」²³の副作用を受ける形で、当初から様々な問題に直面してきたように思われる。その主な理由として、次の3点を挙げることができる。

第一に、現行ラオス民法が、複数の個別法に分散しているために、集中的に、かつ、まとまった形でその解釈や将来の改正の方向性を検討する対象を絞り込むことが困難であった。実際、司法省等の法律関連部局の担当者の間でも、個別法律間の民法規定の関係の仕方については意見が一致しないことが多く、規定の欠缺が存在するかしないか、特別規定の前提にあるべき原則規定は何か（どれか）といった問題についても、しばしば議論が紛糾した。現地セミナーや本邦研修を行うたびに、参加者から、民法全体を鳥瞰ないし順次網羅するような解説を求められたことにも、そうした背景があったものと推測される。したがって、現行法のコンメンタール作成方式の支援は、民法分野では、主要な関連個別法の並列的な規定解説になってしまい、法律実務において必要な事項を迅速に検索・確認するにも、法学教育において体系的な思考を深めるためにも、いずれも限界があったと思われる。

第二に、前記のようなラオス民法の現状にかんがみると、遠くない将来に改正があり得ることも予想され、また、実際、民法典の制定が立法計画の中に組み込まれていることも考慮に入ると、財産法、土地法、契約法など、特定の単行法に絞った形での教科書やコンメンタールの作成に着手すべきか、判断しかねたと考えられる。

しかしまた、第三に、いかに簡素な単行法とはいえ、いったん国家が定めた正式な手続に従って「法律」になると、事業の指針、裁判の基準、人々の行動パターンを規定するものとして、実際に解釈・適用が始まり、行政庁による取扱いや裁判例の蓄積による解釈論が展開され、その法規の下に様々なインフォーマル・ルールの形成が始まる。それゆえに、最初に簡素な単行法を試行的につくり、必要に応じて改正すれば足りる、と短絡的に考えることはできない。制度づくりに関しては、現行制度を——たとえその一部でも——完全に消去して、ゼロから出発することは決してできない。その意味で、現行ラオス民法を構成する個別法を横断的に視野に入れる必要がある。

以上の点を踏まえ、民法支援の方法としては、①現行制度をできるだけ網羅的に踏まえ

²³ 個別立法積上主義の長所と短所については、松尾・前掲（注7）47-49頁。

た解説をする一方で、②将来の民法改正の方向性も見据えて、小さくとも理論的に首尾一貫した内容を持ち、③実際に利用しながら、必要に応じて改訂を加えてゆけるような教科書を、まずは作成することが目標とされた。以下では、そのプロセスで感得された経験の幾つかを記しておきたい。

第3 民法教科書支援の経緯と課題

1 現地 WG の活動とそれに対するコメント

教科書のドラフトの執筆は、その全体的な規模や内容構成について、現地 WG、小宮長期専門家、我々研究者の間で何度も協議を重ね、各章の執筆担当者を決めて、順次進めることになった。実質的な作業としては、小宮長期専門家の指導の下で行われた現地 WG の作業が重要であり、その記録が丹念に作成、配布されたことは、進展状況の把握、情報共有、経験の蓄積の上で、有益であったと思われる。

現地 WG の作成したドラフトは、英訳され、総則・物権法（松尾）、債権法（野澤）、担保取引法（古積）が分担して、通読し、コメント、追加情報、疑問点、確認等を付して返送した。それに対し、再度質問やコメントが求められ、それに回答する作業が行われた。

その後、出版許可を得るためにも、司法省幹部の校閲を要することが判明し、その手続を経て改定の上、印刷中であると聞いている。

2 総論問題・前提問題

(1) 全体構成

教科書の全体構成としては、概ね、①総論・総則、②物権、③債権、④債権担保という順序立てによることとなった。これは一見パンデクテン的な構成に近いスタイルにもみえるが、むしろ、第一次的には、④にも現れているように、現行ラオス民法の状況を尊重し、②では財産法、土地法を、③では契約法、不法行為法を、④では担保取引法をベースにした解説が想定されているといえる。その上で、第二次的に、パンデクテン方式によることは、主要問題をできるだけ漏れなく把握するための便宜のためであること、また、インスティトゥティオネスとパンデクテンとは必ずしも水と油の関係にはなく、いわゆる民法総則の中味はミニ・パンデクテンとあってよいし、カンボディア民法典草案のように、両者の折衷が可能であると考えられたことなども、理由に挙げられよう。こうした構成の採用も、最終的には現地 WG・各執筆者に最終的に委ねられた。ベトナム民法典の影響などもあり、パンデクテン的なスタイルがとられた。

(2) 基本用語

権利能力・意思能力・行為能力、取消し・解除・撤回・合意解除など、言語上明確な区別がない法律用語については、説明的な記述を付し、コンテキストによって判断できるようにする形で対処することになった。

基本概念や制度の定義のほか、適切な具体例を入れた解説をどのようにすべきか、しばしば議論した。

3 民法総則関係

概ね、人・法人、物、法律行為、時効の構成によることになった。法律行為の概念は、ベトナム民法の影響などから、やはり採用されることになった。また、代理制度の位置付けについては、総則と債権法の委任の箇所の双方で言及することとされた。

4 物権法関係

所有権の定義や種類の解説をどの程度詳細にすべきかが若干議論になった。本邦研修や現地セミナーでは、所有権の種類をどう理解すべきか、所有権は一種で、主体や客体に応じた内容の相違があるとみるべきかなども話題になった。社会主義的な思想や理論にも絡む問題であり、ドラフト執筆者の考えに委ねられることになった。

引渡主義、意思主義、登記主義がミックスされたラオス民法の規定の解釈（財産法 28 条 1 項・2 項、契約法 37 条 2 項）については、あえて一義的な性格規定をせず、比較法的な情報記述の中で、ラオス民法の特色を位置づけることによった。

用益物権の記述をどうすべきかが問題になった。用益物権には、比較法的に多様な形態があり、しかも、それらは各国の土地利用の慣習や沿革にも規定される問題であり、標準的な類型があるとはいえないように思われる。また、土地の工業的利用、農業的利用など、長期間の安定した権原の要請にどうこたえるかは、各国の社会・経済状況も踏まえて、法政策的な判断に委ねられる問題でもあり、事実、ラオスの土地法でも、そうした配慮がみられる。

もともと、用益物権の中でも、地役権の制度は、土地所有権思想のあり方にかかわらず、技術的な汎用性が比較的高いと考えられる。ラオス民法では、土地使用権の内容規制の中で、相隣関係における法定地役権的な規定があるが（土地法 61 条）、相隣関係を超えて適用可能な約定地役権に関する解説が将来的には有用であろう。この点は、提供すべき題材や議論を蓄積する時間が十分になかった点であり、今後展開の余地がある課題領域であろう。

また、環境保護の観点から、共同体的所有が再評価されつつあるが、この点についても、十分に踏み込む時間がなく、今後の課題である。

5 債権法関係

既に、野澤教授の論考でも指摘されているが、債権総論に当たる規定の取扱いが、最も困難な点であり、今後の発展的な課題として残されている。この領域は、国際的にも、また、日本の国内でも、改めて議論の対象になっていることから、今後引き続き情報交換を続けてゆくことが、相互に有益であると考えられる。

また、契約類型の規定に関しては、ラオスにおいて、商法（総則）分野がどのように展開・発達するかに応じ、その領域との調整も今後問題になると思われる。

6 その他

現地 WG の活動やドラフト執筆者にとってはもちろん、今後、ラオスの法制度を質・量ともに充実させてゆくためにも、ラオ語でアクセス可能な、より多くの比較法的情報の蓄

積が必要かつ有益であると思われる。今回のプロジェクト（第1フェーズ）では、この点をプロジェクト内容に組み入れるよう提言するタイミングがなかったが、フランス法、ドイツ法、アメリカ法、イギリス法、日本法など、良質の法学文献をラオ語訳する活動を支援することには、将来にわたる大きな副産物も予想され、インフラ整備的な重要な意義があるように思えてならない。少なくとも、そうした法学関係の資料が、司法省を始めとする官庁にも、大学にも、十分ではないという印象を受けた。

ベトナム、カンボディアに対する法整備支援が先行する中で、ラオスの法整備・法発展に対する日本側の長期的な支援スタンスが不明であり、限られた視野の中で、協力の在り方を探らなければならなかったことは、お互いにどこまで踏み込んでよいか、躊躇される場面が少なくなかったように思われる。

他方において、支援・協力を行う立場にある私自身が、ラオスの歴史（法制史を含む）・社会・経済・政治についての研究が不十分であったように思われるし、ラオ語の習得もできないままであったことが、大いなる反省点と課題であることも明らかである。

第4 おわりに

私がラオスに関心を惹かれたきっかけの一つとして、1997年7月から9月の間、シドニー大学法学部に客員教授として滞在していた折に、国際法のイワン・シーラー（Ivan Shearer）教授が研究室で雑談をしていて語ってくれた話が忘れ難い。かつてUNDPの活動でラオスを訪れていたシーラー教授にとって最も印象的だったことは、仏教遺跡の洞窟のあちこちに置かれた仏像が、だれでも手に取れる場所に置かれていて、小さなものなら手を伸ばしてポケットに入れてしまえば分からないのに、人々は決してそういうことをしたがるらない、ラオスは小さいがとても不思議な美しい国だという話であった。その後、偶然にも、2001年12月のJICEによる留学生無償支援の面接や、2002年8月の現地セミナーを契機に、ヴィエンチャンを訪れる機会に恵まれたが、この話がしばしば思い起こされた。

シーラー教授が訪れていたころのラオスは、まさに1990年代初期の最初の法制度整備期にあったと思われるが、その後、ラオスでも徐々に経済活動が活性化し、訪れるたびに少しずつではあるが、変化も感じ取られるようになった。と思われたころ、ある時ふと立ち寄ったヴィエンチャンの骨董品店で、古めかしい木彫の仏像に魅せられていたとき、150ドルでどうだと勧められ、「これはどの地方のものですか」と尋ねると、「ルアンプラバンの洞窟からです」という答えが返ってきたのには面喰った。一瞬、「私はここで一体何をしているのだろう」という思いに駆られた。結局、何も分かっていなかったのではあるまいか。

法整備支援に、わずかばかりであるが、携わる中で、今まで当然と思っていた原則に、想定以上の多様性があることを実感し、自らの知識の浅薄さや了見の狭さをしばしば再認識する中で、改めて開発の意味、市場メカニズムやそれを支える法原則の普遍性、その前提条件、導入のペースと順序の問題を、改めて真剣に深く考えてみたいと思う。

【表1】ラオス（旧）民法典

| 章 | タイトル〔内容〕（該当条文） | 章 | タイトル（該当条文） |
|----|------------------------------------|----|--------------------------|
| 1 | 前置規定（1～3） | 15 | 商取引に関する特則（226～229） |
| 2 | 婚姻（4～22） | 16 | 売買及び交換 |
| 3 | 離婚（23～29） | 17 | 賃貸借契約 |
| 4 | 夫婦財産に対する婚姻の効果（30～43） | 18 | 組合契約（272～279） |
| 5 | 〔親子関係〕（44～54） | 19 | 貸借（280～301） |
| 6 | 父親・未成年子・無能力者であることから生じる権利・義務（55～71） | 20 | 保証（302～306） |
| 7 | 不在者（72～74） | 21 | 賭博（307） |
| 8 | 財産及び様々な形態の財産権（75～105） | 22 | 担保設定（308～315） |
| 9 | 相続（106～134） | 23 | 民事及び商事に関する身体の強制（316～323） |
| 10 | 〔尊属分割〕（135～137） | 24 | 寄託（324～328） |
| 11 | 生前贈与及び遺言（138～151） | 25 | 委任（329～335） |
| 12 | 契約及び合意による債務一般（152～185） | 26 | 和解（336～339） |
| 13 | 合意なしに成立する義務（186～201） | 27 | 時効（340～345） |
| 14 | 陸上及び水上の運送業者の債務（202～225） | | |

【表 2】ラオス民法

| 法令名 | 法律番号 | 人民最高会議採択日 | 公布日 |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ①財産法 | 1990 年法律 1 号 | 1990 年 6 月 27 日 | 1990 年 7 月 27 日 |
| ②契約法 | 1990 年法律 2 号 | 1990 年 6 月 27 日 | 1990 年 7 月 27 日 |
| ③相続法 | 1990 年法律 3 号 | 1990 年 6 月 27 日 | 1990 年 7 月 27 日 |
| ④家族法 | 1990 年法律 7 号 | 1990 年 11 月 29 日 | 1990 年 12 月 24 日 |
| ⑤契約以外の債務法 | 1990 年法律 8 号 | 1990 年 11 月 29 日 | 1990 年 12 月 24 日 |
| ⑥家族登録法 | 1991 年法律 3 号 | 1991 年 12 月 30 日 | 1992 年 4 月 6 日 |
| ⑦公証法 | 1991 年法律 4 号 | 1991 年 12 月 30 日 | 1992 年 4 月 6 日 |
| ⑧担保取引法 ／改正 | 1994 年法律 7 号 | 1994 年 10 月 14 日 2005 年 5 月 20 日 | 1994 年 11 月 5 日 |
| ⑨森林法 | 1996 年法律 1 号 | 1996 年 10 月 11 日 | 1996 年 11 月 2 日 |
| ⑩土地法 ／改正 | 1997 年法律 1 号 2003 年法律 48 号 | 1997 年 4 月 12 日 2003 年 10 月 24 日 | 1997 年 5 月 31 日 2003 年 10 月 27 日 |

* ほかに、関連民事法として、民事訴訟法（1990 年法律 9 号・同年 11 月 29 日人民最高会議採択・同年 12 月 24 日公布）、事業法（1994 年法律 3 号・同年 7 月 18 日人民最高会議採択・同年 3 月 13 日公布／2006 年改正）などがある。

【表 3】財産法

| 章 | タイトル | 該当条文 |
|-------|--------------------|-----------|
| 第 1 章 | 総則 | 1 条～ 2 条 |
| 第 2 章 | 国有財産権 | 3 条～ 8 条 |
| 第 3 章 | 共同体財産権 | 9 条～13 条 |
| 第 4 章 | 自営財産権、民間財産権及び私有財産権 | 14 条～27 条 |
| 第 5 章 | 財産権の取得と消滅 | 28 条～45 条 |
| 第 6 章 | 財産の使用の範囲 | 46 条～55 条 |
| 第 7 章 | 財産権の保護 | 56 条～68 条 |

【表4】土地法

| 部・章 | タイトル | 該当条文 |
|------|---|---------|
| 第Ⅰ部 | 総則 | 1条～7条 |
| 第Ⅱ部 | 土地管理及び土地登記 | |
| 第1章 | 土地管理 | 8条～14条 |
| 第2章 | 農地の管理 | 15条～18条 |
| 第3章 | 林地の管理 | 19条～22条 |
| 第4章 | 水源地の管理 | 23条～26条 |
| 第5章 | 工業地の管理 | 27条～29条 |
| 第6章 | 交通用地の管理 | 30条～32条 |
| 第7章 | 文化的史跡地の管理 | 33条～34条 |
| 第8章 | 防衛施設地の管理 | 35条～37条 |
| 第9章 | 建設用地の管理 | 38条～42条 |
| 第10章 | 土地登記 | 43条～51条 |
| 第Ⅲ部 | 土地使用者の権利及び義務 | |
| 第1章 | 土地に対するラオス国民の権利及び義務 | 52条～63条 |
| 第2章 | 居住外国人, 無国籍者及び外国人による土地 の賃借又は譲与に関する権利及び義務 | 64条～67条 |
| 第3章 | 損害賠償・損失補償 | 68条～72条 |
| 第4章 | 解放闘争時に管理当局が人々に授与した土 地及び国家を捨てて国外に逃亡した者の 土地 | 73条～76条 |
| 第Ⅳ部 | 土地使用の検査 | 77条～79条 |
| 第Ⅴ部 | 土地紛争の解決, 生産的な者に対する政策及 び違反者に対する措置 | 80条～84条 |
| 第Ⅵ部 | 最終条項 | 85条～87条 |

【表 5】 契約法

| 部・章 | タイトル | 該当条文 |
|--------|---------------|-----------|
| 第 I 部 | 総則 | |
| 第 1 章 | 一般原則 | 1 条～ 2 条 |
| 第 2 章 | 契約の前提要件 | 3 条～12 条 |
| 第 3 章 | 無効な契約 | 13 条～17 条 |
| 第 4 章 | 契約の履行 | 18 条～23 条 |
| 第 5 章 | 契約の履行を担保する方法 | 24 条～31 条 |
| 第 6 章 | 契約の変更, 解除及び終了 | 32 条～36 条 |
| 第 II 部 | 契約の性質 | |
| 第 1 章 | 売買及び交換 | 37 条～42 条 |
| 第 2 章 | 売買契約について | 43 条～45 条 |
| 第 3 章 | 消費貸借契約 | 46 条～48 条 |
| 第 4 章 | 貸借契約 | 49 条～52 条 |
| 第 5 章 | 寄託契約 | 53 条～55 条 |
| 第 6 章 | 委任契約 | 56 条～58 条 |
| 第 7 章 | 請負契約 | 59 条 |
| 第 8 章 | 建設契約 | 60 条～61 条 |
| 第 9 章 | 運送契約 | 62 条 |
| 第 10 章 | 組合契約 | 63 条～65 条 |

【表 6】 契約以外の債務法

| 部・章 | タイトル | 該当条文 |
|--------|--------------------------------------|-----------|
| 第 I 部 | 自己, 他人, 国家の行為, 自己の管理下にある物から生じる責任について | |
| 第 1 章 | 自己の行為から生じる責任 | 1 条～ 9 条 |
| 第 2 章 | 他人, 国家の行為, 自己の管理下にある物から生じる責任 | 10 条～13 条 |
| 第 II 部 | 事務管理及び不当利得 | |
| 第 1 章 | 事務管理 | 14 条～16 条 |
| 第 2 章 | 不当利得 | 17 条～18 条 |

【表7】担保取引法（契約履行担保に関する法律）

| 章 | タイトル | 該当条文 |
|-----|------------|---------|
| 第1章 | 総則 | 1条～9条 |
| 第2章 | 動産による担保 | 10条～19条 |
| 第3章 | 不動産による担保 | 20条～25条 |
| 第4章 | 人による保証 | 25条～30条 |
| 第5章 | 担保に関する共通原則 | 31条～38条 |
| 第6章 | 最終条項 | 39条～40条 |

【表8】家族法〔親族法〕

| 部・章 | タイトル | 該当条文 |
|-------|--|---------|
| 第I部 | 総則 | 1条～5条 |
| 第II部 | 婚姻の申込及び婚姻 | |
| 第1章 | 婚姻の申込 | 6条～8条 |
| 第2章 | 婚姻 | 9条～10条 |
| 第3章 | 婚姻の手続 | 11条～12条 |
| 第4章 | 婚姻関係 | 13条～15条 |
| 第5章 | 婚姻関係の解消 | 16条～25条 |
| 第6章 | 夫婦の財産 | 26条～28条 |
| 第III部 | 親子の権利及び義務 | |
| 第1章 | 認知〔及び親子の権利・義務〕 | 29条～36条 |
| 第2章 | 養子縁組 | 37条～42条 |
| 第3章 | 子及び無能力者の後見人の指名 | 43条～46条 |
| 第IV部 | 外国人，外国人居住者，無国籍者及び海外のラオス人に対するラオス家族法の適用 | |
| 第1章 | ラオス国民と外国人，外国人居住者又は無国籍者との婚姻並びに離婚，及びラオス人民共和国にいる外国人，外国人居住者又は無国籍者との婚姻並びに離婚 | 47条～48条 |
| 第2章 | 外国にいるラオス国民間の婚姻及び離婚 | 49条～50条 |
| 第3章 | ラオスの子の養子縁組 | 51条 |

【表9】相続法

| 部・章 | タイトル | 該当条文 |
|-----|-----------------|---------|
| 第Ⅰ部 | 総則 | |
| 第1章 | 相続財産及び相続の根拠 | 1条～5条 |
| 第2章 | 相続人 | 6条 |
| 第3章 | 相続権の喪失 | 7条～9条 |
| 第4章 | 相続の承認と放棄 | 10条～14条 |
| 第Ⅱ部 | 法定相続権 | |
| 第1章 | 法定相続人間での相続財産の配分 | 15条～24条 |
| 第2章 | 相続の順位 | 25条～27条 |
| 第3章 | 遺産分割の請求 | 28条～31条 |
| 第Ⅲ部 | 遺言によって相続する権利 | |
| 第1章 | 遺言の作成 | 32条～39条 |
| 第2章 | 遺言の取消し | 40条～42条 |
| 第3章 | 遺言の執行 | 43条～44条 |
| 第Ⅳ部 | 相続財産の保全及び相続人の責任 | |
| 第1章 | 相続財産の保全 | 45条～48条 |
| 第2章 | 相続人の責任 | 49条～52条 |

ラオス民法教科書作成支援について

－ 2. 債権法について －

立教大学大学院法務研究科教授

野澤正充

第1 はじめに

私がラオスの法整備支援に携わったのは、2004年11月15日の本邦研修に際して、慶應義塾大学の松尾弘教授から、日本の債権譲渡、債務引受及び契約当事者の地位の移転についての講義をしてほしいと依頼されたことに始まる。この本邦研修は、朝10時から夕方5時まで行われ、その際に印象的だったのは、ラオス司法省のメンバーが、債権譲渡の対抗要件（民法467条）をなかなか理解することができなかつた点である。というのも、債権譲渡の対抗要件としては、債権を譲渡した旨を債務者に通知する（又は債務者がこれを承諾する）ことが要求されるが、ラオスのメンバーによれば、譲渡人が債務者に「通知」すれば、債務者がそれに対して「返事」を返すのが普通ではないか、その返事の時点で債権譲渡が効力を生じるのではないか、という点が疑問だったのである。

ところで、ラオスの契約法（「契約における債務に関する法律」）でも、債権譲渡の規定は存在する。すなわち、同法23条1項は、「債権者は、債務者に物を請求する権利を第三者（新債権者という）に譲渡する権利を有する」とし、債権譲渡の有効性を認めている。ただし、同2項は、「債権者は新債権者に対し、債務の請求に関する書類を引き渡さなければならず、また、新権利者に譲渡した権利に虚偽がある場合は、新債権者に対してその責を負う」と規定し、債権譲渡の対抗要件を規定せず、その権利行使に「債務の請求に関する書類」を要求している。これは、債権の譲渡及びその権利の行使に書面を要求する制度であり、債権譲渡は確実になされるものの、容易にはできず、必ず書面の引渡しを要するため、手続としてはかえって面倒である。換言すれば、現時点のラオスの経済社会が、日本におけるような頻繁な債権譲渡を要求していない、ということを実示しているといえよう。そして、前述した、債権譲渡の対抗要件に対するラオスのメンバーの、私たちにとってはやや奇異に思える問いも、農業を中心としたラオスの社会を前提とすると容易に理解することができる。

しかし、今回の法整備支援の目的からも明らかなように、ラオスの経済社会も転換点を迎えている。すなわち、旧ソビエト連邦やベトナムにおける改革の影響を受け、ラオスも経済の開放化や市場経済原理の導入がなされている。ラオスには、2005年の3月と8月との2回にわたって、現地セミナーの講師として訪れたが、近いうちにその経済構造は大きく変わることが予測される。そうだとすれば、債権譲渡をはじめとして、これまでのラオスでは必ずしも必要のなかつた我が国や欧米の法制度も、ここ数年のうちに導入する必要性が生じてく

るものと思われる。

私が関与した民法（債権法）の教科書支援も、日本法及びその背景となったフランスやドイツの法制度の理解が中心となり、ラオスのメンバーには理解が困難であったと思われる部分もある。しかし、ラオスの将来の経済発展とそれを支える法制度の整備にとって、このような支援が必要かつ不可欠なものであると考えている。

以下では、この教科書支援（民法の債権法、特に契約法）において、ラオスのメンバーの理解が困難であった点を中心に、日本法との比較の観点から検討する。

第2 ラオス民法に存在しない日本の法制度

1 民法典とパンデクテン・システム

ラオスには、民法典という法典は存在しない。すなわち、ラオスの「民法」といわれるものは、先に触れた契約法のほか、事務管理・不当利得・不法行為などの法定債権関係を定めた「契約以外の債務に関する法律」と、物権関係を定めた所有権法とから成る。なお、担保物権法に相当する部分は、契約法の第5章に「契約履行の担保手段」として、質権と保証を中心に若干の規定が置かれている（24条～31条）。

この構成からも明らかなように、ラオス民法では、民法総則を始めとして、すべての編に総則を有し、各則と対置される、いわゆるパンデクテン・システムが採用されていない。これは、ラオスの民法が、主として、かつての宗主国であるフランス法の影響の下に制定されたことによるものであろう。すなわち、フランス民法典は、人事編・財産編及び財産取得編の三編から成るインスティチューション・システムを採用し、ラオス民法も、それにならって、人事編とは別に、財産編に当たる所有権法と財産取得編に当たる契約法とを区別したものであると思われる。

パンデクテン・システムとインスティチューション・システムには、それぞれメリットとデメリットとがあるが、民法教科書の作成支援を行う際には、そのいずれを採用するか、また、民法総則の内容をどう扱うかが、まず問題となる点である。この点については、主に松尾教授が苦勞されたことであるが、最終的には、一応パンデクテン・システムを採用し、契約法の中の錯誤や詐欺などの意思表示に関する項目は、総則と契約法との両方で触れることとした。

なお、ラオス民法、とりわけ契約法において、フランス民法の影響が大きいことは、その各制度に現れる。この点については、日本法との相違点として後述する。

2 契約自由の原則

民法の基本原則の一つとして、契約自由の原則が挙げられる。これは、契約をするかどうか、その相手方をだれにするかを自由に決める（成立の自由）とともに、内容の決定及び方式の自由を含むものである（91条参照）。しかし、この原則は、当然のものではなく、自由主義経済の政策的な原則であるとされている。すなわち、フランス民法典が制定された当時の資本家は、封建的な制約から解放された自由な経済活動を行うことを望んでいた。

これを理論的に根拠づけたのが、市場における自由競争により、「見えざる手」(アダム・スミス)に導かれて経済活動が調和的に進行する、というレッセ・フェール(laisser faire=自由放任)の思想である。民法の契約自由の原則も、レッセ・フェールの考えを前提に作られている。

この契約自由の原則は、現在のラオスでは、受け入れられない。というのも、ラオスは、ラオス人民革命党による一党支配体制が確立し、共産主義が採られ、資本主義経済の原則は採られないからである。しかし、旧ソビエトも、ロシア共和国となり、1994年のロシア連邦民法典第1部では、契約自由の原則が認められている、との指摘がなされている(谷口知平=五十嵐清『新版注釈民法(15)』(有斐閣、1996年)13頁)。

3 債権総則の諸制度

(1) 概説

ラオス契約法には、日本民法の債権総則に相当する規定がなく、わずかに債務の履行に関する若干の補充規定(18条~20条)と、弁済の規定(21条)及び債務不履行に関する簡単な規定(36条)が散見されるだけである。しかし、今後のラオスの経済社会の発展を想定すると、強制履行に関する民事執行法の整備のほか、民法の領域でも、前述した債権譲渡に加えて、債務者の責任財産の保全に関する債権者代位権や詐害行為取消権、多数当事者の債権関係に関する規定を整備してゆくことが不可欠であろう。

(2) 債務者の責任財産の保全

債権者代位権とは、自己の債権を守るために、その債務者が持っている権利を行使する権利である(民423条1項本文)。例えば、債務者が第三者(第三債務者)に対して債権を有しているのに、回収しても債権者に取られてしまうと思って、その債権を取り立てずに放置しているような場合に、債権者は、債務者に代わって、債務者の第三債務者に対する債権を請求することができる。この場合において、債権者は、第三債務者から受け取った金銭を、事実上、自己の債権の弁済に充てることができる。したがって、債権者代位権は、債権者の債権回収手段ともなっている。また、債権者代位権によれば、債務者の持っている取消権や解除権などの権利を行使することも可能である。

他方、詐害行為取消権は、債務者が債権者を害することを知りながら行った契約の取消しを、債権者が、裁判所に請求できる権利である(民424条1項)。その趣旨は、債権者代位権と同じく、債務者の責任財産を維持することにある。例えば、債務者がその唯一の財産である不動産を第三者(受益者)に贈与し、その受益者が更に転得者にそれを転売した場合にも、その贈与契約の効力を否定し、責任財産から逸出した財産を取り戻し、強制執行の対象にする制度である。

この二つの制度は、いずれもフランス民法に由来する。すなわち、債権者代位権は、フランス民法1166条に規定があり、間接訴権(action indirecte)といわれる。また、詐

害行為取消権は、フランス民法 1167 条に由来し、その起源はローマ法上のパウルス訴権（*actio Pauliana*）にある。ドイツや英米でも同様の制度が存在する。この両者が、ラオスの社会においても必要となるであろうが、とりわけ詐害行為取消権は、債務超過に陥った債務者がその財産を隠したり、処分したりすることが多いため、不可欠の制度となると思われる。

(3) 多数当事者の債権債務関係

ラオス契約法にも、多数当事者の契約に関する規定が 1 条だけ存在する。すなわち、契約法の 4 条 2 項は、「多数当事者による契約とは、契約当事者相互間に権利及び義務を発生させる、二者以上の当事者による合意である」と規定する。しかし、それが具体的にどのような内容を想定しているかは、必ずしも明確ではない。

これに対して、日本民法の多数当事者の債権債務に関する規定には、二つの異なる機能を有する制度が存在する。

一つは、同一の給付（債権関係）について、2 人以上の債権者又は債務者が存在する場合である。例えば、ABC の 3 人が共同して事業を始めるに当たり、事務所として建物の一室を借りた場合に、その賃料債務をどのように負担するかが問題となる。日本民法は、この場合に対処するものとして、分割債権・債務（427 条）、不可分債権・債務（428 条以下）、及び連帯債権・債務を定めた。さらに、規定はないが、解釈論上、不真正連帯債務が認められる。

ところで、債務者が複数存在するということは、債権の回収をより確実にすることを意味する。そこで、多数当事者の債権債務のもう一つの機能としては、債権の人的担保が挙げられる。このような機能を営むものとしては、上記の連帯債務（432 条以下）や不可分債務（430 条）も挙げられるが、その典型は保証債務（446 条以下）である。

このように、2 人以上の者が債権者又は債務者となることはまれではない。その場合に主に問題となるのは、次の三点である。

第一に、債権者・債務者間でどのように請求がなされるかが問題となる。すなわち、複数の債権者がいる場合に、各債権者は全額の請求ができるか、その一部の請求にとどまるか、また、債務者が複数いる場合には、各債務者は全部の履行を請求されるか否かが問題となる。

第二に、例えば時効の中断など、債権者又は債務者の 1 人について生じた事由が他の債権者又は債務者に影響するかが問題となる。

第三に、複数の債権者・債務者間の内部関係が問題となる。すなわち、複数の債権者の 1 人が受領した弁済を他の債権者にどのように分配するか、また、複数の債務者の 1 人が全額を弁済した場合に他の債務者がどのように負担するかが問題となる。

ラオス契約法では、保証については、1 条ではあるが、次のような詳細な規定が存在する。

「第 30 条 個人又は法人による担保（保証）」

- ① 個人又は法人による担保とは、債務者が消費貸借契約に従って履行しないときに、個人又は法人が債務者に代わって債務を弁済することを保証する旨の合意をした担保をいう。
- ② 債務者のために債務を担保する場合、保証人は債務額の全部又は一部の弁済を担保することができる。契約に明記された支払期限が満了した時は、債権者はまず債務者に対して請求しなければならない、そこで債務者が債務の支払をしなかった場合は、債権者は保証人に対して請求を行う権利を有する。
- ③ 保証人は、契約での合意に従って、債務者に代わって債務の全部又は一部を支払わなければならない。
- ④ 債務の支払において、保証人が義務を有するのは元金の支払についてのみであり、金利その他費用については、契約で合意しない限り、債務者の負担となる。
- ⑤ 債務者が債務の一部のみについて支払能力を有する場合、保証人は残りの部分を支払わなければならない。債務者に代わって債務を支払った保証人は、債務者に対する債権者となり、自らが支払った元金に金利を加えて支払を請求する権利を有する。保証人は自らが担保した債務者を保護する権利を有する。債務者及び保証人は債務の弁済状況について相互に連絡し合う義務を有する」。

この規定は、ラオスにおいても保証という担保形態が活用されていることを示している。しかし、保証のみならず、多数当事者の債権債務関係に関する規定を整備しておくことも必要である。

4 債権各論の典型契約

日本民法の「契約」の章は、第 1 節「総則」と、第 2 節以下の各論とに分かれ、その各論には、贈与、売買以下、13 の契約類型が規定されている。これらはローマ法以来の契約類型で、「典型契約」と呼ばれている。これと同じように、ラオスの契約法も、11 の典型契約が規定され、その内容は比較的詳細である。具体的には、売買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸借・寄託・委任・請負・建設請負・運送・組合の 11 類型であり、日本民法と異なるのは、請負契約（59 条）と建設請負契約（60 条）とが区別されていることと、運送契約（62 条）が独立の契約類型として規定されていることである。

各契約類型の個別の規定にまで立ち入ることはできないが、他人物売買は無効と解されていること（37 条 2 項）、賃貸人が第三者に賃貸目的物を譲渡した場合には、賃貸人が事前にこの第三者に賃貸借契約の存在を通知していれば、賃借人がその第三者に対して賃貸借契約を主張することができること（52 条）などが、日本民法と異なる点であろう。

また、瑕疵担保責任に関しては、次のように、ウィーン売買条約などの国際的動向を反

映した規定が置かれていることも注目されよう。すなわち、物の欠陥も契約不適合の一場合であるとし、代金減額・解除・損害賠償のほか、買主に完全履行請求権を認めるとともに、その検査義務を課すものである。

「第 38 条 売却物の品質

- ① 売却物の品質は、契約の内容に従って適切でなければならない。売却した物が契約に定められた品質に達していない場合には、売主はその物に対する責任を負わなければならない。
- ② 買主がその物の品質が粗悪であることを知った場合、買主は品質を備えた同種の物との交換、又は代金減額若しくは契約の解除を請求し、同時に損害賠償を請求する権利を有する。
- ③ 買主は、購入した物を検査する義務を有し、購入した物に欠陥が発見された場合、直ちに売主に対しその旨通知しなければならないが、これが行われないうちは、買主が自らかかる欠陥に対し責任を負わなければならない」。

他方、日本民法の契約総則に当たる規定は、ラオス契約法には存在しない。ただ、解除に関する規定が、1 条設けられているにすぎない (32 条)。それゆえ、同時履行の抗弁や危険負担についてどのように考えられているかは、不明である。もっとも、セミナーでは、同時履行の抗弁については、実務で同様に解されている旨の発言がなされていた。

5 法定債権—事務管理・不当利得・不法行為

まず、事務管理と不当利得については、ラオスの法定債権法に簡単な規定が置かれている (14 条以下)。とりわけ、不当利得については、故意による不当利得 (17 条) と錯誤による不当利得 (18 条) とが区別され、その返還義務の範囲が定められている。日本民法の悪意による不当利得 (704 条) とそうでない場合 (703 条) の区別に対応するものであると解される。

不法行為については、日本民法 709 条と同じく、一般的不法行為の規定 (ラオス法定債権法 1 条以下) が定められているとともに、無過失責任を定める特殊な不法行為に関する規定が、「第 2 章 他人、国家の行為、自己の管理下にあるものから生じる責任」として置かれている。具体的には、使用者責任 (10 条)、責任を認識する能力のない未成年者と精神障害者の監督者の責任 (11 条)、動物の所有者と占有者の責任 (12 条)、及び、工作物責任 (13 条) である。また、簡単ではあるが、共同不法行為に関する規定も存在する (8 条)。

そうだとすれば、法定債権法については、ラオス民法も日本民法にほぼ相当する制度を有していると思われる。それゆえ、今回の法整備支援では、各規定の内容を日本法に照らして、やや詳細に検討した。

第3 ラオス民法に特有の法制度

1 契約の条件

日本民法には規定がなく、ラオス契約法に特有の法制度も存在する。その一つとして、恐らくフランス民法に依拠する規定であると考えられるが、契約の原因を契約の要件とする。すなわち、ラオス契約法は、「契約の原因は合法でなければならない」（5条）とし、「契約の原因とは、契約の締結を促し、契約当事者に自己の権利義務を遂行させることである」とする（6条）。

このような原因（コーズ）は、今日のフランスでもその要否について見解が分かれ、国際商事契約原則等では採用されていない。しかし、今回の法整備支援では、この問題について深く立ち入らず、今後の課題とした。

2 無効—絶対無効・相対無効

ラオスのメンバーとの間で、最も議論したのは、無効の概念である。すなわち、日本民法では、無効と取消しとを区別するのに対し、ラオス契約法は、次のような比較的詳細な規定を置いている。

「第13条 無効な契約

本法律5条に規定された条件に適合していない契約は、無効とみなされる。
契約には、不確定無効又は確定無効、全部無効又は一部無効の場合がある。

第14条 不確定無効又は確定無効となる契約

不確定無効契約とは、自然人の権利及び利益にのみに関係する契約である。
不確定無効契約は以下のとおりである。

- 詐欺若しくは脅迫により締結されたか、又は当事者の一方が損害を被る契約
- 行為能力のない自然人により締結された契約
- 意思無能力者により締結された契約
- 代理人の悪意によって締結した契約
- 特に重大な局面でやむを得ず締結した契約

不確定無効契約は、権利及び利益を喪失する側の当事者がこの契約に同意又は承認した場合、有効な契約とみなされる。

確定無効契約とは、国家又は社会全体の権利と利益に関係する契約である。
確定無効契約は以下のとおりである。

- 国家又は社会の利益に反して締結された契約
- 法人によって、その組織及び活動に関する定款に反して締結された契約
- 秘密裏に締結された契約
- 契約の形式に違反して締結された契約

契約当事者は、いかなる場合も確定無効契約を承諾及び承認する権利を有しない。

第15条 全部無効又は一部無効となる契約

契約が無効となる理由が契約の全体に関係する場合、当該契約はその全部無効で

あるとみなされ、その効力を有しない。

契約が無効となる理由が契約の一部に関係する場合は、当該契約は特定関連部分のみが無効とみなされ、残りの部分は依然として有効である」。

この規定は、無効と取消しとを区別する日本民法とは異なり、絶対無効（確定的無効）と相対無効（不確定的無効）とを区別するフランス民法に由来する。すなわち、フランス民法には、「絶対無効」(nullité absolue)及び「相対無効」(nullité relative)の概念が存在する。この両者の区別は、今日では、次のように解されている。すなわち、当事者の一方、第三者ないし特定の第三者の私的な利益(intérêt particulier)を保護する規定が侵害された場合のサンクションが相対無効であり、他方、公益(intérêt général)にとって不可欠な無効が絶対無効であるとする。換言すれば、無効が絶対的であるか相対的であるかは、問題となっている利益が公益か私的な利益かによると解されている。

このようなフランス民法の理解を前提とすれば、①「不確定無効契約とは、自然人の権利及び利益のみに関係する契約である」とし、②「確定無効契約とは、国家又は社会全体の権利と利益に関係する契約である」とする、上記のラオス契約法の条文も容易に理解できる。すなわち、①は相対無効であり、②は絶対無効である。

ところが、ラオスのメンバーは、この「絶対無効・相対無効」と、15条の「全部無効・一部無効」とを混同する。その著したドラフト案では、全部無効が絶対無効の効果であり、一部無効は相対無効の効果であるとする。しかし、「絶対無効・相対無効」と、「全部無効・一部無効」とは、次元が全く異なる。すなわち、「絶対無効・相対無効」は、だれがその無効を主張することができるかという問題である。そして、ラオス契約法14条に規定されているように、相対無効（不確定無効）が、詐欺や強迫を受けた者のような個人の利益を保護する制度であり、当該個人のみが主張することができる。これに対して、絶対無効（確定無効）は、国家又は社会全体の利益に関するものであり、その無効はだれでも主張することができるものである。他方、「全部無効・一部無効」は、このように主張された無効が、契約の全体に及ぶのか（全部無効）、その一部の条項のみを無効とするのか（一部無効）、という問題である（ラオス契約法15条）。したがって、絶対無効・相対無効の結果、全部無効か一部無効かという問題が起きることになる。

ラオス契約法は、日本民法とは異なるが、以上のような視点から無効を規定しており、この制度を将来的に変更する理由を、現時点では見いだすことはできない。

第4 今後の課題と展望

1 民法教科書支援の有する意義

今回のラオス法整備支援では、判決書及び検察マニュアルの作成のほか、民法の教科書と商法（企業法）のコンメンタールの作成支援が行われた。そして、2006年11月15日の

本邦研修では、ラオス側から、企業法のコンメンタールについて、裁判官などの実務家からの高い評価が紹介された。確かに、法律を逐条解説したコンメンタールの作成は、実務にとって大きな意義を有し、ラオスの発展に直ちに寄与するものと思われる。

これに対し、民法の教科書は、ラオスの現行民法の教科書ではなく、また、将来のラオス民法の草案が存在するわけでもない。その限りでは、やや中途半端な支援のようにも解されかねない。しかし、民法の体系や考え方は、個々の条文からではなく、教科書から読み取ることができよう。とりわけ、私が担当したラオスの契約法は、現在のラオスの社会には十分なものであるかもしれないが、近い（しかも目前にある）将来、資本主義経済の浸透とともに、不十分なものとなることは確実である。そこで、今回作成される民法の教科書から、その欠落を埋めるためにどのような制度が必要なのか、また、現行の制度をどのように活用できるのかを読み取り、それを参考に新しい制度を創設してほしいと考えている。のみならず、この教科書を、司法省はもちろん、ラオスの国立大学法学部で用いることにより、将来の人材育成が可能となるであろう。そしてこの点に関しては、少なくとも、今回の法整備支援に参加して私たちの研修を受け、教科書のドラフトを作成したラオスのワーキング・グループのメンバーの法的知識と思考能力とが、格段に向上したことは確かである。まだ若い彼らを中心に、ラオスの民商法の理解が深まることが期待される。

いずれにしても、教育には時間がかかり、一朝一夕には民法教科書の作成支援の効果が現れないかもしれない。ラオスの民法に関しては、少し長いスパンを設定して見守る必要があると思われる。

2 今後のラオスにおける課題

民法の教科書が作成されると、民法領域に関するプロジェクトは一段落したこととなるだろう。とはいえ、ラオス民法に関する今後の課題は多い。最後に、その幾つかを列挙しておく。

第一に、ラオス民法のうち、現状に合わない規定は早急に改正がなされるべきであろう。

第二に、ラオスの現行民法の理解を深めるべきである。そのためには、今回作成されるであろう教科書の記述をよく理解することはもちろん、各規定の沿革や趣旨を明確にする必要がある。とりわけ、旧宗主国であるフランスの民法や、近隣諸国の民法との比較がなされるべきである。今回の法整備支援で数回のセミナーを担当して、ラオスの現行民法の研究が、比較法的な考察を含めて、ほとんどなされていないと感じた。

第三に、民法のみならず、ラオスには法律の教材が少なく、ラオス国立大学でも、約60科目のうち32科目にしか教材が存在しないとのことであった。しかし、いうまでもなく、教育においては教材が不可欠であり、とりわけ良い教材・教科書は、教育水準全体を向上させ、かつ、平準化させる。したがって、今回作成する民法教科書のみならず、今後はラオス現行法の教科書を、ラオスの法律家が自ら積極的に作成すべきであると考えられる。

ともあれ、私自身も二回ラオスに赴き、また、本邦研修にも携わり、それなりに時間を費やした民法教科書の作成支援が、将来のラオスの発展に少しでも貢献することを願うばかりである。

なお、末尾ではあるが、小宮・小口の両長期専門家を始めとして、多くの方々にお世話になった。ここに記して感謝したい。

ラオス民法教科書作成支援について

－ 3. 担保法について －

中央大学法学部教授 古 積 健三郎

第1 はじめに

ラオスには1994年に成立した「契約履行担保に関する法律」があり、この法律は2005年に改正されたばかりである（知的財産権の担保化の要請などを受けてのようである。）。本プロジェクトの民法教科書の担保編の作成では、当然、この法律の内容を簡潔に分かりやすく説明することが主眼とされた。しかし同時に、ラオスの若手法律家に今後の担保法制のあるべき方向性を考えてもらうために、私は3度の本邦研修で、ラオス法と対比する形で日本の担保法制をできるだけ丁寧に解説することにした。

私がラオスの若手法律家と直接接する機会があったのは、結局、この3度の本邦研修においてのみであったが、それでも、彼らとの議論を通じてラオス担保法の現状をかなり理解することができたと思う。以下には、本邦研修を通じてラオス法の特徴として印象深く思ったことを列挙してみたい。

第2 ラオス担保法全体の特徴

ラオスの「契約履行担保に関する法律」（以下では単にラオス担保法と呼ぶ）は、アメリカ法、特に統一商事法典（UCC）の影響を相当受けたもののようなものである。ラオス担保法では、はじめに総則の規定（担保の定義や種類などに関する一般的な規定）が置かれ、続いて各種の担保についての規定、すなわち、「動産による担保」、「不動産による担保」、さらには「人による担保」の規定がある。そして最後に、各種の担保に通じる問題についての規定が置かれている。条文数は全体で40くらいにとどまっている。

その中でまず目を引くのは、担保の種類を、まず「法律に基づく担保」と「契約に基づく担保」に分け（ラオス担保法3条～5条。なお、旧担保法には、これ以外に「裁判所の判決に基づく担保」という類型があり（旧法3条、6条）、これがいかなる意味を持つものかがはっきりしなかったが、結局、新法ではこの担保に関する規定は削除されることになった。）、次に「契約に基づく担保」を「不動産による担保」、「動産による担保」（これらは併せて「物による担保」ともいわれる。）及び「人による担保」に分けている点である（ラオス担保法5条、8条）。前者の分類は日本法でいう法定担保物権と約定担保物権に相当するものであり、後者の分類はいわゆる物的担保と人的担保に相当するものであろう。

ところが、ラオス法は日本法のように財産権を物権と債権に分けるという体系を持っていないために、それ特有の問題がこの分類に内在している。

例えば、ラオス担保法は、「動産による担保」又は「不動産による担保」では、債務者自身

が自分の財産を提供するケースを想定しており（12条、20条）、いわゆる物上保証が認められないかのような規定の体裁になっている。ラオスではどうやら、「契約による担保」は当事者の契約・約束の一つであり、これが「不動産による担保」などに当たる場合には債務者と債権者との契約、「人による担保」に当たる場合には保証人と債権者との契約、という理解があるように思われた。このため、いわゆる物上保証は一応「人による担保」に包含されることとなり、債務者以外の第三者が物権たる抵当権を設定するという事案が法律では考慮の外に置かれてしまったようである。しかし、「人による担保」の内容は正に日本法における保証にほかならず、これだけでは特定財産からの優先弁済権という物上保証の効力は得られない。このことをラオスの法律家に理解させることには多少苦勞した。物権・債権を明確に分別しないラオス法では、物権の優先的効力についての配慮が薄くなるのかもしれない。若手法律家との議論では、ラオス法がいわゆる物上保証を積極的に否定する趣旨なのか、あるいはそうではないのかが必ずしもはっきりしなかったが、これは理論的には否定されるべきことではないだろう。

さらに、ラオス担保法では契約によって不動産を担保に供したケースでは、その後債務者が当該不動産を第三者に譲渡することは許されないものとしている（25条2項）。日本法では、抵当権を設定してもなお所有権を有する債務者はこれを第三者に譲渡することができるはずである。その場合でも、抵当権には追及効があるために理論的には抵当権者は害されない。ラオス法でこれが制限されるのは、「物による担保」が物権でありこれには追及効があるという理解がとられていないからかもしれない。また、物権としての効力を徹底するには当然登記による公示が整備されている必要があるが、ラオス法ではここにも問題を残しているようである。すなわち、確かに「不動産による担保」における優先弁済権の要件として登記が要求されているが（31条3項）、この登記が日本の登記のような充実した公示制度とはなっていないらしい。それゆえ、ラオス法では、今後不動産担保を有用なものとするには、何より公示制度の充実を図る必要がある。

第3 抵当権と質権の未分化

前述のように、ラオス担保法ではいわゆる物的担保が「動産による担保」と「不動産による担保」に大きく分けられているが、それぞれにおいて債権者が取得する権利が、日本法のような質権、抵当権という類型として表現されていない。一応、「不動産による担保」の内容は債権者に占有を移転しないことを予定しているため（24条参照。債務者に使用権があるとされる。）、これは抵当権に相当するといつてよい。

ところが、「動産による担保」は訳語では「質」と表現されているが、その中には債権者が目的物を占有する場合とそうではない場合の双方が含まれている。後者のケースには「書類による質」と呼ばれているものがあり（15条）、その代表例としては、自動車の権利関係を証明する文書を債権者に交付するケースがあるようである。かかる文書が有価証券であるならばこれはいわゆる日本の権利質に相当するが、この文書はどうやら有価証券ではないようである。むしろ、この文書の交付は担保の設定を対外的に明らかにする趣旨にすぎないよう

であり、一種の登録に近い意味を持っている。

そうすると、かかる担保は恐らく、日本法でいう自動車抵当に相当するものであろう。それにもかかわらずこれを典型的な質権と同じ用語の下で扱っているのは、ラオス担保法では約定担保を質権と抵当権に大別するという考え方が確立されていないことの証ともいえる。確かに、ラオス担保法が影響を受けたと思われるアメリカ統一商事法典では、動産の担保についてはすべて **Security interest** という概念の下、占有を移転するタイプもそれ以外のタイプも統一的に規定されているが、やはり占有の存否如何で担保の権利内容も変わってくるから、今後ラオス法でも質、抵当という分類の導入を検討すべきではないかと研修では強調しておいた。

第4 有体財産と無体財産の未分離

ラオス担保法は、「動産による担保」の中で、典型的動産質権に相当するもののほか、日本法での権利質に相当するものを一括して規定している。特に、旧法以来「倉庫商品による質」がここに規定されているが（17条）、これは権利証書を債権者に交付するものであり、仮にこの証書が有価証券であるならば、これは日本法の権利質にほかならないことになる。ただし、この点は研修中の議論でもはっきりしなかった。

さらに、新法では「動産による担保」の中に株式、社債、知的財産権が盛り込まれることになったが（11条、19条参照）、これらは明らかに日本法の権利質の範ちゅうに属するものである。それにもかかわらずこれらをすべて「動産による担保」の中に入括したのも、アメリカ統一商事法典の影響とっていいだろう。確かに、物の占有の移転如何を担保の類型に反映させない立場をとる場合、有体財産である動産と知的財産権を担保の分類において特に区別する必要性は少なくなるといえる。しかし、権利内容の取扱いにおいて、知的財産権を単純に有体財産と同様に処理するわけにはいかないだろう。

知的財産の問題は、まずそれに関する権限・利益配分をどうするのかという点をはっきりさせなければならない。すなわち、著作権、特許法などの基本法を整備する必要があり、これを受けて初めてそれらの担保化の方法も確立するといえる。したがって、この問題はラオス法において今後知的財産法の整備とともに詰められなければならない。

第5 担保の付従性

若手法律家との議論の中で問題になった点として、特に「人による担保」が、いわゆる保証、すなわち主たる債務に付従するケースのみを指すのか、あるいは日本法でいう身元保証ないし損害担保契約も包含するものなのかがあった。ラオス担保法の条文では基本的に主たる債務に付従するケースが想定されている（26条、30条）。ただ若手法律家の説明では、「人による担保」を日本法の保証より広くとらえている傾向があり、「損害担保契約」も意図されているようであった。

いずれにしても、典型的な担保は、通常、担保されるべき債権に付従するという原則がとられるため、この付従性を貫くべき局面とそうではない場合を意識的に区別して法律を整備

するのが望ましいという議論を研修では行っていた。このことは若手法律家の諸君にもかなり理解してもらえたように思う。

第6 ラオスの経済体制特有の問題

法律は当然その国の国家体制に応じて異なるものであり、ラオス担保法にもその点で日本法とは異なる点がある。

例えば、同一不動産などに担保物権が競合した場合、日本法では約定担保物権が法定担保物権に結果的に優先するケースが多い。これは自由主義的発想に合致した取扱いだろう。しかし、ラオス担保法では「契約による担保」は「法律による担保」に劣後するという発想がとられている（7条）。研修では、これを今後の経済情勢との関係でそのまま維持していくべきか議論になるだろうと指摘した。また、「不動産による担保」の契約をするときに、契約書に目的不動産の価額を明示することが要求されているが（22条）、その意味についても研修で議論された。価格変動が当然である自由主義社会にとってこの規定は奇異なものであるとの指摘をしておくにとどめたが、このような点も今後のラオスの経済情勢で変わっていく可能性があるかもしれない。

第7 おわりに

以上が本プロジェクトにおいて私が特に印象深く感じた点である。経済体制が日本とは異なるラオスの人々に、日本法の考え方を理解させるのはなかなか難しいときもあったが、研修に来られた若手法律家の諸君は真剣に私の話に耳を傾けてくれて、最終的には十分にこちらの意図が伝わったようである。

とりわけ、担保法のテキストの執筆担当者となったナロンリット氏は研修の成果を十分に活かしていたと思う。同氏の書いたテキストの素原稿（英訳）には私も目を通したが、日本法などの比較法にも言及しつつ、ラオス担保法を簡潔に解説するものに仕上がっていた。

最後に、この場を借りて、本邦研修その他においてお世話になった法務省及び JICA の関係者の方々に感謝を申し上げたい。

ラオスの商法教科書作成支援について

－ 企業法注釈書の作成と人材養成 －

名古屋大学大学院法学研究科

中 東 正 文

松 浦 好 治

今 井 克 典

第1 はじめに

ラオスにおける商法関係法の整備は、1994年に制定された事業法（Business Law）の抜本改正を中心になされてきた。事業法の大部分は、企業形態に関するものであり、個人事業、パートナーシップ、会社などの形成、運営等に関する規律が定められている。

商務省が中心になって、司法省の協力も得て、草案が策定され、2005年末の国会では、企業法（Enterprise Law）が制定された。これにより、従前の法の不備や不整合が相当に改善されたが、なお法規範としての曖昧さを残している。それは、単に法文の表現だけが原因なのではなくて、経済体制移行国において、また、外資誘致を目指しながらも、国有会社等の取扱いについて、明確に方向性を見いだすに至っていないという事情もあろう。

第2 ラオス商法教科書作成の狙い

名古屋大学が、ラオスに対する第1フェーズの法整備支援事業に参加したのは、2004年9月に、松浦と中東とが、ラオスを訪問し、どのような教科書を作成するのかを、先方と打ち合せたことに始まる。

打ち合わせの結果、法改正の作業が進められている折、当時の現行法であった事業法について、差し当たり逐条のコンメンタールを作成することにして、作業中にもし企業法が制定されれば、そちらのコンメンタールに移行することで柔軟に対応することになった。

商法が実質的に改正される場面では、歴史的経緯、社会経済情勢、投資政策等が複雑に交錯する。これらの諸々の影響を、当時の立法者からのインタビュー、立法資料などを手掛かりに明らかにしつつ、各規定の趣旨を確認し、実際の効果を確認するのが、コンメンタールを作成する最大の目的である。

また、私たちが、研究と教育を実践する機関であることから、コンメンタールの作成への協力に際して、比較法的な知見を活用するだけでなく、ワーキング・グループ（商業省1名、法務省3名、ラオス国立大学教員1名）が作業を通して、法令起案の基本的な手順と技能を学び、独立独歩で、更なる議論、啓蒙活動、次世代の教育ができるようになることを期待した。

第3 ラオス商法教科書執筆の経過

2004年10月から、2006年3月まで、3回にわたって、名古屋大学において国別特設研修を行った。コンメンタルの構成と価値を理解してもらい、オンライン・データベースや電子データベースの作成など、最先端の情報整理の序論についても味わってもらうように工夫をした。また、現地のセミナーの開催に当たっては、中東が、ラオスに渡航して、議論に参加するなどしている。これらの一連の活動は、法政国際教育協力研究センターの中馬肇子の精力的な調整のもとで行われており、とりわけ名古屋大学での研修に当たっては、温かく細やかな配慮で最適な環境を提供するように工夫された。

コンメンタルという形式をとる教科書を作成するという基本方針の変更に関して、ワーキング・グループも、この時点で執筆済みであった原稿を完結させたいなど、名古屋大学が途中からプロジェクトに加わったという事情が、障害になることもあった。とはいえ、コンメンタルを作成する意義について、ワーキング・グループと私たちとの間で、認識が共有されるようになり、執筆は大きく前に動き始めた。

もっとも、人材が不足しているラオスにおいては、ワーキング・グループは貴重な人的資源であり、教科書の執筆のみに、時間を割くことができないという現実的な問題もあった。また、執筆作業中に、事業法の改正の日程が刻々と変更になるなど、当方の日程も組み立てにくく、また、ワーキング・グループも力の入れ具合が分からないという状況が続いた。

このあたりの課題も含めて、ワーキング・グループに大きな活力を与えて下さったのは、2004年12月にJICA長期専門家としてラオスに赴任された小口光弁護士(西村ときわ法律事務所)と小川博史プロジェクト管理専門家であった。

小口弁護士は、優れた法律家として、ワーキング・グループを指導されるだけでなく、各人の果たすべき役割を明確にし、最終的な目標に導くなど、大きな成果を残された。実務家として有能な才能を発揮されただけではなく、メンターとしても存分に活躍され、この点の御努力が、私たちとの連携を力強いものにした。

国別特設研修には、小口弁護士も参加して下さり、御尽力下さった。3回の研修を総括して、今井と中東は、「1回目には、このメンバーに何を期待できるのかと悩んだ。2回目には、大きく成長したメンバーを目の当たりにして、とてもうれしかった。3回目には、メンバーが自分たちで分析し検討する実力を身に付けたことが分かり、自分たちはもはや何もすることがなくなったことに、卒業生を見届けるのと同じような喜びを感じた」という印象を共有した。

企業法の制定と公布が遅れたこともあり、また、政府の上層部の問題関心が広がっていることから、ワーキング・グループの時間が一段と制約を受けるようになった。とはいえ、メンバーの志は高く、企業法全245条の基本的な執筆は終わり357頁に及ぶラオスでの初めての形式の書物は、2007年5月に関係機関の承認を得て、刊行する予定であるという。自ら考える方法を習得し、次の世代に引き継ぐ力をも備えるようになったメンバーには、教科書の刊行と普及のみならず、啓もうと教育の活動をも期待したい。

第4 2006年11月の本邦研修

2006年11月には、ラオス法整備プロジェクトの総括的な本邦研修が法務総合研究所の主催の下で行われた。

名古屋大学の関係する商法については、司法省からの報告で、執筆に取り組みながら、学識を深めることができたという積極的な評価を受けた。2007年に入って、セミナーを各所で開催し、企業法の啓蒙活動でコンメンタールが活用される予定であるという。注釈書という新しい形式にするという試みについても、最終的には、好意的に受け止められ、入手の依頼が既に少なくないという。また、別の法律についても、コンメンタール方式の解説書が必要であると大臣から助言されるなど、評価が高いと報告された。

この研修では、松浦による「立法手続」に関する講義も行われ、立法作業と並行して行われた今回のコンメンタールの執筆作業を総括する好機となった。ラオス側参加者は、日本では日本法令索引から過去の国会議事録を参照し、立法関連資料をかなり網羅的に検討する一方で、法の全体的統一性を保つため法令データベースを活用する体制があることを理解し、ラオスにおいても、法運用法改正作業に資する基盤整備が必要であり、情報共有の意義を十分認識したとのことであった。

今後の協力関係については、テレビ会議の活用、ラオス側からの意見照会に対応する体制などを中心に、検討を続けることとなった。

第5 今後の課題

ラオス政府は、協力を求める分野を、商法のような基本法から、経済法、証券取引法、知的財産法へと重点を移しているようである。

このような動きの中で、コンメンタールの完結を果たすため、ワーキング・グループのメンバーに、十分な時間の確保を含む環境を整えることができるのか、大きな課題になる。さらには、先端的な分野での協力にあつては、どのような工夫を盛り込むことによって、ラオスの人々の自己決定と自己実現に協力することができるのか、検討すべき課題は多い。

幾つもの課題があるにせよ、目に見える成果物を示すことが強く求められるようになっていく中、次の世代に受け継がれるべき人材養成ができたことは、大学人としても、喜びとするところである。これこそが、大学が貢献できる最大の協力であり、こういった、短期的には評価が難しく、視覚的ではない開発援助にも、物的及び人的な資源が投入されるべきであると強く感じた。

ラオス検察官マニュアル作成支援

弁護士 小口 光

第1 はじめに

ラオス法制度整備支援プロジェクトの法律アドバイザーとして首都ビエンチャンに約18か月間滞在し、当プロジェクトの活動のうち主として商法教科書作成支援と検察マニュアルの作成支援を担当した。本稿では、検察マニュアルの作成支援について、御報告申し上げたい。ラオスでの滞在中を通じてお会いすることができたラオス側、日本側その他の支援機関の関係者の皆様に、このような経験をさせていただけたことにつき改めて感謝申し上げます¹。

第2 ラオスにおける人民検察院の組織及び権限について

既に「ラオス法制度の概要」と題する研究報告が掲載され（本誌第3号）²、その中で検察組織についても概説されていることから、当該時点以降に行われた憲法改正と人民検察院法の改正について簡潔に記載することと定める³。

1 憲法改正

新憲法は2003年5月28日に公布された。新憲法中、検察院について記載した条文は第86条から第88条の三条であり、これは2003年改正前憲法⁴の第72条から第74条に相当する。中間上訴裁判所⁵に対応するThe Appellate Public Prosecutor (APP) が設置され⁶、最高人民検察院の名称（英訳）はThe Office of Public Prosecutor-General (OPP) からThe Office of the Supreme Public Prosecutor (OSPP) に変更された⁷。

¹ 米滞在中に行った調査に際して御協力いただいた関係者の皆様にも御多忙にもかかわらず御時間を割いていただきましたこと、ここに重ねて御礼申し上げます。

² 法務総合研究所国際協力部教官工藤恭裕ほか2名「ラオス法制度の概要」ICD NEWS 第3号（2002.5）

³ 本原稿中の現行法については、主としてUNDPの国会支援プロジェクトで作成された公式英訳を参照している（<http://www.na.gov.la/eng/hethong.htm>）。同プロジェクトではシンガポール国立大学の支援を受けラオス国内法の英訳作業を行っており、英語の法律概念との差異についても脚注において解説が加えられている（UNV Adviser, UNDP/Lao National Assembly Project より2005年10月に聴取）。

⁴ 1991年憲法（その全文については前掲「ラオス法制度の概要」61頁以下参照）

⁵ 裁判所についても中間上訴裁判所（The Appellate Courts）が設置された（新憲法第79条）。

⁶ APPは北部、中央と南部の3箇所を設置するものとされた（新人民検察院法第29条）。

⁷ 最高人民検察院副長官の任命権者も変更され、国会常任委員会（the National Assembly Standing Committee）による任命（旧憲法第73条第2項）から最高検長官（the Supreme Public Prosecutor）の推薦に基づき国家主席（the President of the State）により任命されることとされた。

2 人民検察院法

人民検察院法は、2003年10月21日に改正されたが（No.50/NA 21 October 2003）、その職務権限に関する規定第3条（旧人民検察院法第2条に相当）は、検察院の一般的監督及び検査の権限（第1号）及び裁判手続及び判決執行における法の遵守を監督・検査する権限（第3号）を残している⁸。

第3 2004年刑事訴訟法改正

1 旧刑事訴訟法下で指摘されていた問題点

旧刑事訴訟法（以下「旧刑訴法」という。）については、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）⁹との齟齬として以下の点等が指摘されていた¹⁰（ラオスは2000年12月7日に同規約に署名をしたが、まだ批准はされていない¹¹）。

- (1) B規約第9条第2項は、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」旨規定するが、旧刑訴法第46条は、嫌疑の存在を勾留の要件として明記していない。
- (2) B規約第9条第3項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」とするが、逮捕、勾留又は保釈の決定に裁判所が関与することは必ずしも要求されていない¹²。
- (3) B規約第9条第3項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない」とするが、旧刑事訴訟法第47条と第50条によれば（たとえ軽犯罪であっても）被疑者の身柄を1年にわたり拘束することが可能となる。
- (4) B規約第14条第3項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。」とし、「その罪の性質及び理由を告げられること」、「自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること」並び

⁸ 前掲「ラオス法制度の概要」23頁において憲法改正の見込みとして一般的監督権限廃止の方向性が指摘されるが、この点は結局改正されなかったものと思われる。一般的監督及び検査の権限として検察院が行うことができる事項は人民検察院法第7条に、裁判手続・判決執行に関する監督及び検査権限は同法第13条以下に規定されている。

⁹ 以下、B規約の引用は外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html）掲載の邦訳による。

¹⁰ UNDP Consultant, Dr. Jayampathy Wickramaratne, “Executive Summary” (Inconsistencies between Four International Treaties and Selected Laws of the Lao PDR)

¹¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001_1.html (2006年12月6日現在)。国際人権規約を批准するためのラオス政府による準備作業に対し UNDP その他援助機関による支援も行われている (Progress Report, Government Round Table Meeting, November 2004, 23頁)。

¹² 旧刑訴法第47条、第50条及び第51条参照

に「自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること」、「司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること」及び「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと」を挙げるが、旧刑訴法ではこれらについて十分な保障規定が設けられていない。また同法第18条第5項第2号では、被疑者又は被告人の義務として、訴追事実について説明又は追加的供述をすることが規定されている。

2 2004年刑事訴訟法改正

2004年に行われた刑事訴訟法の改正では多くの点で改善が見られた¹³。同改正は、以下の諸点を含むものであった¹⁴。

- (1) 被疑者の権利として弁護士に法的助言を求める権利が新設された（第7条第1項）。
- (2) 検察官の側が犯罪事実を証明すること、被疑者又は被告人は自己を防御するために証拠を提出する権利を持つが、無実を証明する義務を負うものではないとの規定（第7条第3項）が設けられた。また、最終的な裁判所の判断がなされるまで、被告人は無実とみなされ、適切に取り扱われる旨の規定も追加された（第8条）。更に、この無罪推定の原則を受け、再勾留（remand）中の者は受刑者（prisoners）と区別して適切な条件の下で勾留するものとされた（第65条第3項）。
- (3) 証拠の評価に関する規定において、「証拠が被疑者又は被告人が犯罪を犯したことに疑いを示す場合には、当該者は訴追から解放されなければならない」とし（第21条第2項）、また「刑事手続は、被疑者又は被告人の自白を主として考慮すべきではなく、有罪を証明する追加的な証拠を収集すべきである」との規定（第21条第3項）が設けられた。
- (4) それまで被告人の「擁護者」について定めていた規定（旧刑訴法第25条）が、弁護士及び「擁護者」（protector）¹⁵に関する規定と改められ（第35条）、弁護士の権利及び義務について明記された。また旧法下でも被告人が未成年である場合や死刑をその刑事罰に含む犯罪である場合に「擁護者」を付さなければならないとされていたが、更に「もし被疑者又は被告人が弁護人又は代理人を持たない場合には裁判所が弁護人を選任することが法により要求される」旨の規定が設けられた（同条第3項）。
- (5) 旧刑訴法第46条では、逮捕後「必要であれば」捜査官等は捜査のために「3日間」当該者を勾留（detention）できるものとされていたが、新刑事訴訟法においては、逮捕に続く勾留（detention）は一定の犯罪を犯したことを証明する信頼に足る証拠が発見された場合

¹³ 前掲注 11（Progress Report）22 頁は 2004 年刑事訴訟法の改正について、国際法への整合性の確保として言及する。UNDP コンサルタントより 2005 年 3 月 10 日会合にて聴取したところによれば、UNDP は国際規約等を内容に含むセミナーの開催等を行っているが、当該法改正作業に対し直接的な関与はしていない。

¹⁴ 紙面の都合上、改正事項のすべては網羅していない。

¹⁵ 一連の手続に参加して、被疑者、被告人その他の手続参加者の権利を守る者であり、配偶者や後見人等もかかる地位に立つことが認められている。

に限り、所定の手続を経て48時間行うことができるものと改められた（第61条）。

(6) 再勾留（remand）について、旧法下では最長1年間行うことが可能であったが（旧刑訴法第50条）、新法では軽犯罪（minor offences）¹⁶について3か月、重犯罪について1年が限度とされた（第65条）。

他方、今回の改正に盛り込まれなかった事項も存在する。例えば、新刑事訴訟法においても被疑者又は被告人の義務として、犯罪事実に関して証言や説明を行うことが挙げられており（第28条第2項第2号）、B規約に定める「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと」との関係で、引き続き論点として残されている。

第4 ラオス検察院マニュアル作成支援の概要

ラオス検察院マニュアル作成支援の概要は以下のとおりである¹⁷。

1 検察院マニュアル作成の目的とマニュアルで取り扱う範囲

(1) 目的

組織としてのラオス最高人民検察院（以下「最高検」という。）と、そこで働く法律関係職員の能力の向上を活動の目的とする。ここでの「能力」とは、法令等を遵守した統一的な実務運用能力（当該法令等の知識の習得を前提とする。）である¹⁸。

(2) マニュアルが取り扱う範囲

検察院の組織（権能）と役割及び捜査手続を取り扱うものとされた。後に述べるように、公判手続についても同種マニュアルの必要性は認められるが、本プロジェクトでは捜査手続に焦点を絞って行うこととされた¹⁹。

2 作成過程

(1) ワーキンググループの組成、本邦研修とマニュアルの執筆

最高検にてマニュアルの作成及び普及を行うワーキンググループ（以下「WG」という。）が組成された²⁰。

プロジェクト前半の同マニュアル作成作業は、日本での研修（本邦研修）と現地でのWGによる執筆活動から構成された。本邦研修では、日本から技術支援を行うための前提として、両国の制度（実務上の運用を含む。）の差異やそれらの背景等を把握すること

¹⁶ 刑法第7条に規定される。

¹⁷ 当職が着任した2004年12月以前の情報については、当該時点における引継資料を前提とする。

¹⁸ 最終PDM（2005年5月改訂）のプロジェクト目標は”Institutional capacity of the legal and judicial authorities in order to enhance legal knowledge and practice of legal and judicial officers is strengthened.”とされる。“legal and judicial authorities”とは、3つのカウンターパート機関（司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院）を指す。

¹⁹ 最高検からの強い要望があり、検察院の職員（公務員）の人事及び組織についても別冊にまとめられた。この「人事・組織編」は公務員一般の人事制度や福利厚生といった内容を含み、上記プロジェクトの目的から若干離れることや日本との制度の相違からその内容にかかる技術支援は難しいと判断され、同内容については技術支援の対象とはされなかった。

²⁰ 本マニュアルWGは8名で構成された。

にも時間が費やされた。

上記2004年の刑事訴訟法の改正を受け、新法の内容をその改正趣旨も含めて正しくマニュアルに盛り込むこと、また国際条約（特にB規約）との関係にも配慮することが方針とされた。

(2) 現地ワークショップ及び現地セミナー

WG代表者が原案を作成し最高検ソムリット次長検事（Mr. Somlith Chanthachak）が修正を加えられ、検察院の上層部検察官・捜査官等を一同に会した検討会を経て、原稿が2005年8月にプロジェクトに提出された。最終原稿の英訳に対して法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）よりコメントを受領。かかるコメントを踏まえて現地で数回のワークショップを持ち、議論の整理や原稿の加筆修正作業が行われた。

同マニュアルの最終仕上げのため、全WGメンバーを対象とした現地セミナーが2005年10月に開催され、ICD廣上教官（当時）が講師として来寮された。法案審査委員会の委員として新刑事訴訟法の審議でも主要な役割を果たしている同次長検事も参加された。セミナーでは、自白の取扱い（第21条第2項及び第3項）²¹、供述にかかる義務（第28条第5項）²²及び弁護士の役割（第35条）²³について規定した新刑事訴訟法の立法趣旨とラオスの現状について同次長検事から多くの情報を得、現行法の解釈の枠組みにおいて既述のB規約との整合性にも配慮した運用を確保するべく、マニュアル原稿の更なる加筆修正が進められた。

(3) 最終原稿の完成と印刷

上記現地セミナーの成果を踏まえ、ソムリット次長検事の下で最終稿が完成された。添付資料として、捜査手続で用いる書式集、刑事手続チャート及び新刑事訴訟法の条文を付し、計1,300部が印刷された。

3 普及活動

普及活動の方針は、各県の代表者に対する普及を通じた県レベルでの自主的な普及活動と、これを側面から支援するための地方での普及セミナーの二本立てで行われた。

まず各県から2名の代表者を首都ビエンチャンに集めて第一回普及セミナーを開催し、官房長、ソムリット次長検事及びWGメンバーから、本マニュアル作成の趣旨及び今後の

²¹ 同次長検事によれば、新刑事訴訟法第21条第3項は「自白のみでは有罪とすることができない」旨を明記するには至っていないが、かかる規定を置くことにより、自白以外の証拠の収集を促しそのような考え方を国内に浸透させたいとのことであった。

²² 同次長検事によれば、新刑事訴訟法第28条第5項は被疑者又は被告人の捜査活動に対する一般的な協力義務を趣旨とするものであり、被疑者は虚偽の供述をしてもこれについて責任を負うものではないことが確認されたため、かかる記述をマニュアルに盛り込むこととされた。また同供述にかかる義務の記載に続けて自白にかかる同法第21条第3項の趣旨及び「被疑者、被告人、訴訟に関係する者から供述を得るときは、暴力、強制、脅迫、殴打その他違法な手段を用いてはならない」（同法第17条第2項）点を、再度明記することにより検察官・捜査官に重ねて注意を促すものとされた。

²³ 同次長検事によれば、弁護士の役割について現場の捜査官や警察官の理解が乏しいとのことであり、マニュアル中に新刑事訴訟法の内容に従った記載を置き「弁護士の役割」を説明することで、その役割について正しい理解を促すものとされた。

普及活動の方針とマニュアルの内容について説明が行われた。同セミナーでは、各県から出された実務上の諸問題やマニュアルの内容に関する質問について、次長検事を交えて質疑応答が行われた。この各県代表者との質疑応答に基づいて行われたマニュアルの加筆修正が、第2版（増刷分）²⁴に盛り込まれることとなった。また最高検から各県代表者に対し、セミナーの成果に関する報告書と各県における普及計画を提出するよう指示され、各県は最高検に対して同マニュアルの普及状況を報告することとされた。

地方への直接的な普及活動の初回はサヴァナケットで南部地域の検察官・捜査官を対象に行われた。プロジェクト延長期間を含め、全7回シリーズで行われることとなり、最高検のイニシアティブにより現在も継続的に同普及活動が実施されている²⁵。

第5 今後の課題

1 マニュアルの改訂

本マニュアルは、新刑事訴訟法の内容に基づいた適法な捜査手続が行われることを目標とし、現段階では法律の説明に重点を置いた簡素な内容にとどまっている。今後は、普及活動を通じて収集される検察官・捜査官からのコメントや質問等を踏まえ、具体的な事案について判断を迫られる実務家にとって判断指針になるような材料（限界事例の蓄積等）を補強していく必要があるだろう。また、本邦研修や現地セミナーでも時間を割いた、客観的な証拠の収集方法（技術）や証拠の分析・評価についても更に内容を充実させていく必要がある。

2 普及活動の効果を図るためのデータ収集等

地方における実務運用の状況は中央で統一的に把握されていない。地方における運用上の問題をマニュアルに盛り込むことによって改善していくためにも、地方における運用の実態（現状と普及活動後の改善の程度）についてデータ収集を行いたいとの要望（及びその手法にかかる相談）が、普及活動中の最高検から寄せられている。普及活動と並行して、このような実態調査を行うことができれば有益であろうと思われる²⁶。

3 刑事裁判手続

UNDP²⁷によっても指摘されているところであるが、刑事裁判手続にも課題は多い。裁判期日に先立って裁判官が証拠の十分性についての判断に関与し、検察官の間で議論がなされているとされる²⁸。関係機関における連携の下、刑事裁判手続においても、新刑事訴訟

²⁴ 第1版として500部印刷され、第2版として800部が増刷された。

²⁵ 実施報告書がJICAラオス事務所に提出されている。この地方での普及活動においては、警察との連携に配慮し、警察官も参加者に含めている。

²⁶ 統計は最高検の職務であるが（検察院法第24条第4号）、事件情報の集積・管理（地方のみならず中央においても）等において課題は多い。

²⁷ Dr. Jayampathy Wickramaratne, "EVALUATION OF THE IMPLEMENTATION OF THE RULE OF LAW IN LAO PDR, 1997-2003, LESSONS AND CHALLENGES—VIENTIANE, 2003 (September 23, 2003)," Chapter IV and V.

²⁸ 前掲注27 (Dr. Jayampathy) 10頁

法及びその改正趣旨を踏まえた適切な法運用を行っていくことが求められるであろう。

4 運用阻害要因の排除

新刑事訴訟法の運用を阻害する要因として幾つかの点が指摘されており、これらを可能な限り排除するための方策も必要と思われる。

例えば、**free legal assistance**の規定（第35条第3項）が設けられたにも関わらず、弁護士の絶対数の不足や弁護士の経済的な理由から、弁護人が裁判所により選任されてもこれを引き受ける者がいないことも多いとされる²⁹。このような状況にかんがみれば、弁護士を含めた法曹全体のバランスある養成が必要不可欠である³⁰。

また、前述の自白の取扱いに関する実務運用の改善も、物的証拠又は客観的な証拠の収集技術の習得及び改善なしには実現されない側面がある。最高検次長検事によれば、物的証拠の収集過程においてもその正確性が十分に確保されていない場合があり、人間の主観が介在する供述証拠ではなく物的証拠を中心に証拠評価をすとの手法を採用することには別の危険が含まれるとの指摘があり、物的証拠の収集技術の改善も非常に急がれるところである³¹。

²⁹ 上記現地セミナーにおける次長検事からの聴取による。また、上記現地セミナー期間中(2005年10月)の Vientiane Municipality Court における裁判官からの聴取では、正確な統計はないが全事件数の5%に満たないとされ、前掲注 27 (Dr. Jayampathy) によれば被告人に代理人としての弁護士が付されるのは1%程度であるとする(2003年当時)。

³⁰ ラオス弁護士会支援は UNDP によって行われているが、課題も多く、効率的な手段が模索されているところである (Aleecia Murray, *The LBA's Achievements 2004-2005*, August 2005)。また同プロジェクト第2フェーズ実施のための調査報告会合(2006年1月)において、近隣諸国で類似の経験を持つタイ、ベトナム及びカンボジアの弁護士会などと合同でワークショップを開催するなどして、互いの経験を分け合う手法が提案され、これら近隣諸国の弁護士会に対して行われている援助機関の支援の成果を地域的なアプローチによって周辺諸国へ応用していくことの可能性についても議論がなされた。

³¹ 上記現地セミナーにおける次長検事からの聴取による。

ラオス検察官マニュアル（仮訳）

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|-------|
| 第1章 | 検察院 | P. 83 |
| 第1 | 検察院の位置付け及びその機能 | P. 83 |
| 第2 | 検察院の組織体制 | P. 83 |
| 第3 | 調査官 | P. 83 |
| 第4 | 捜査機関による法執行の監視 | P. 83 |
| 1 | 監視の目的 | P. 83 |
| 2 | 捜査機関の法執行監視における検察院の権利及び義務 | P. 84 |
| 第2章 | 捜査機関 | P. 84 |
| 第1 | 捜査機関 | P. 84 |
| 第2 | 捜査機関の役割及び任務 | P. 84 |
| 1 | 刑事訴訟手続における捜査機関の権利及び義務 | P. 84 |
| 2 | 捜査機関の訴訟手続における権利及び義務の範囲 | P. 86 |
| 第3章 | 刑事手続参加者 | P. 86 |
| 第1 | 被疑者又は被告人 | P. 86 |
| 1 | 被疑者又は被告人の権利 | P. 86 |
| 2 | 被疑者又は被告人の義務 | P. 87 |
| 第2 | 弁護人又はその他の擁護者 | P. 87 |
| 1 | 弁護人又はその他の擁護者の権利 | P. 88 |
| 2 | 弁護人又はその他の擁護者の義務 | P. 88 |
| 第3 | その他の刑事手続参加者 | P. 88 |
| 第4章 | 刑事訴訟手続 | P. 89 |
| 第1 | 刑事訴訟手続の段階 | P. 89 |
| 第2 | 捜査 | P. 89 |
| 1 | 捜査の開始 | P. 89 |
| 2 | 捜査を開始しない命令 | P. 90 |
| 第5章 | 捜査手続 | P. 92 |
| 第1 | 情報及び証拠の提出 | P. 92 |
| 1 | 情報及び証拠提出の重要性 | P. 92 |
| 2 | 証拠収集開始 | P. 94 |

| | | |
|-----|----------------|--------|
| 第2 | 抑止手段 | P. 102 |
| 1 | 罪状認否召喚 | P. 103 |
| 2 | 抑留 | P. 103 |
| 3 | 逮捕 | P. 103 |
| 4 | 勾留 | P. 105 |
| 5 | 仮釈放 | P. 106 |
| 6 | 外出制限 | P. 107 |
| 7 | 地位, 職務の停止 | P. 107 |
| 第3 | 捜査期間 | P. 107 |
| 第4 | 捜査完了 | P. 108 |
| 1 | 証拠調べ | P. 108 |
| 2 | 刑事訴訟の中止 | P. 108 |
| 3 | 事件の取下げ | P. 109 |
| 4 | 取り下げた事件の再開 | P. 110 |
| 5 | 検察官への提出用事件簿編てつ | P. 110 |
| 第6章 | 訴追 | P. 111 |
| 第1 | 事件簿の受理 | P. 111 |
| 第2 | 事件簿の検証 | P. 111 |
| 第3 | 罪状認否召喚 | P. 112 |

第1章 検察院

第1 検察院の位置付け及びその機能

検察院は、省庁、同等の機関、国家機関、ラオス国家建設前線、集団組織、社会組織、地方行政機関、会社及び国民による適切で、かつ、統一した法の執行を監視し、訴追権を行使する機能を有する行政機関である。

第2 検察院の組織体制

検察院の組織は、以下で構成される。

- － 最高検察院
- － 控訴裁判所検察院
- － 省/ビエンチャン市検察院
- － 地方/主要都市検察院
- － 軍事検察院

控訴裁判所検察院、省/ビエンチャン市検察院、及び地方/主要都市検察院は、地方検察院と称する。

軍事検察院の組織及び活動は、別の規則に定める。

第3 調査官

調査官は、法律に関する調査を行うため、最高検察院が任命する。

調査官は、次の権利及び義務を有する。

- － 検察官が指定する刑事事件の捜査を行う。
- － 検察官の指示に従い、事件簿の内容を検証し、その意見又は決定を起案する。
- － 原告、被告及び事件の関係者から供述を聴取する。
- － 事件に関係する情報及び証拠を収集する。
- － 法律に定める他の権利及び義務を履行する。

第4 捜査機関による法執行の監視

1 監視の目的

最高検察院及び下級検察院は、以下の目的のため、捜査機関の法執行を監視する。

- － 発生する犯罪すべてを認識し、法律に定める刑罰からの回避を防止する。
- － 適切な証拠、又は法律に基づかない刑罰、又は個人の権利の制限を防止する。
- － 犯罪者の合法的な勾留、逮捕及び拘置を保障し、検察官又は裁判所が発付する逮捕状のない逮捕、勾留又は家宅捜査を防止する。ただし、現行犯又は緊急時の逮捕、捜索を除く。

2 捜査機関の法執行監視における検察院の権利及び義務

- － 検証のため、捜査機関に犯罪に係する刑事事件簿、文書及び情報を請求する。
- － 刑事事件の捜査に参加し、必要な場合は、捜査を実施する。刑事事件の捜査において、検察官は、代わりに捜査を行う者を任命することができる。
- － 捜査機関長官が不当に発した命令を破棄する。
- － 刑事事件の捜査、犯罪抑止、犯罪の解釈、捜査手段の適用及び犯人の認定について提言書を提出する。
- － 現行犯又は緊急でない犯罪に関連する召喚、抑留、逮捕、勾留、家宅捜査、及び仮釈放命令を発付する。
- － 刑事訴訟法に定めるとおり、捜査期間及び勾留期間を延長する。
- － 捜査官又は調査官に対し、追加捜査に関する提言書とともに事件簿を返却する。
- － 訴訟手続中に法律に違反した捜査官又は調査官の捜査終了命令を発付する。
- － 捜査を開始し、事件を取り下げ、又は手続を中止し、訴追し、裁判所に事件簿を送付する。
- － 法律に定めるその他の権利及び義務を履行する。

第2章 捜査機関

第1 捜査機関

捜査機関には次のものが含まれる。

- － 警察捜査機関
- － 軍事捜査機関
- － 税関捜査機関
- － 森林捜査機関
- － 法律に定めるその他の機関の捜査機関

第2 捜査機関の役割及び任務

捜査機関の役割は、早急に、完全に、かつ包括的な方法で犯罪を認識するため、捜査段階で刑事手続を実施し、犯人を訴追し、法の裁きからの回避、及び無実の者の処罰を防止し、法の適切で、かつ公平な執行を保障することである。

1 刑事訴訟手続における捜査機関の権利及び義務

- － 犯罪に関する個人及び組織からの告発及び報告を受理する。
- － 刑事訴訟法第23条第2項に基づき、捜査を開始し、又は開始しない命令を発し、報告書など命令の写しを検察官に送付し、捜査を開始しない命令の発付を告発者、報告者、又は組織に通知する。

- 勾留中の容疑者の釈放を含め、法律に定める捜査手段及び抑留措置を用いて捜査を実施し、検察官にその報告書を提出する。
- 刑事訴訟法第 35 条に基づき、刑事手続に関与する者に召喚状を発し、法的援助を提供するために被告人の保護者又は弁護人に刑事手続に参加することを許可する。
- 刑事訴訟法第 28 条第 4 項に基づき、起訴の内容を被疑者、被告人、保護者、弁護人又は刑事手続に関与するその他の当事者に説明する。
- 刑事訴訟法第 60 条に基づき、刑事手続に関与する者に召喚命令を発し、刑事訴訟法第 61 条に基づき、容疑者の勾留及び釈放命令を発する。
- 刑事訴訟法第 62 条、63 条及び 64 条に定めるとおり、検察官又は裁判所が発した逮捕状に基づき、被疑者を逮捕し、現行犯又は緊急の場合は、犯人を逮捕し、逮捕記録を作成する。
- 刑事訴訟法第 67 条に基づき、現場で容疑者又は被疑者を拘束する命令を発する。
- 刑事訴訟法第 43 条、44 条及び 45 条に基づき、容疑者、被疑者、証人又はその他の者の供述を聴取し、記録する。
- 刑事訴訟法第 46 条に基づき、被疑者を同時に取り調べる。
- 刑事訴訟法第 47 条、48 条及び 49 条に基づき、現場検証、死体の検死を行い、法医学検査の報告書を作成する。
- 刑事訴訟法第 50 条に基づき、鑑定のため、鑑定人の任命命令を発する。
- 刑事訴訟法第 51 条、52 条、53 条及び 54 条に基づき、建物、車両及び個人を捜索し、その結果報告書を作成する。
- 刑事訴訟法第 55 条及び 56 条に基づき、証拠品の押収、差押え及び保管命令を発する。
- 刑事訴訟法第 57 条、58 条に基づき、情報を検証し、証拠を確認し、検討する。
- 刑事訴訟法第 41 条、61 条及び 65 条に基づき、捜査及び勾留期間の延長を請求する。
- 刑事訴訟法第 39 条に基づき、検察官に捜査結果を報告し、事件簿を送付する。
- 刑事訴訟法第 69 条及び 71 条に基づき、刑事事件を中止し、又は取り下げ、その旨を検察官に報告する。
- 刑事訴訟法第 70 条及び 72 条に基づき、中止され、又は取り下げられた手続を再開する。
- 刑事訴訟法第 23 条に基づき、上級検察院の検察官に、下級検察院の検察官が発した命令の変更を要求する。
- 刑事訴訟法第 28 条、29 条、30 条、31 条、32 条、33 条、34 条及び 35 条に基づき、被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事責任を負う当事者、証人、鑑定人、通訳人、弁護人又は法律擁護者、又はその他の関係当事者の弁護における権利を保障する。
- 法律に定められ、上級機関から与えられた他の権利及び義務を履行する。

2 捜査機関の訴訟手続における権利及び義務の範囲

| 捜査機関 | 中央レベル | 地方レベル | 刑事事件 |
|------|-------|--------------|------------------------------|
| 警察官 | 内務省 | 省，省都，区，区主要都市 | 全般 |
| 税関職員 | 財務省 | 省，省都，区，区主要都市 | 法律に基づき，税関，税金及び貿易に関連する事項の範囲内 |
| 森林職員 | 農林省 | 省，省都，区，区主要都市 | 法律に基づき，森林，自然資源，環境に関連する事項の範囲内 |
| 軍人 | 国防省 | 省，省都，大隊 | 法律に基づき，軍隊に関連する事項の範囲内 |

第3章 刑事手続参加者

刑事手続の参加者とは，法律（刑事訴訟法第 27 条）が定める刑事手続の参加者，組織である。

刑事手続の参加者は，次の者を含む。

- － 被疑者又は被告人
- － 被害者
- － 民事原告
- － 民事責任を負う当事者
- － 証人
- － 鑑定人
- － 通訳人
- － 弁護士又は他の擁護者

第1 被疑者又は被告人

被疑者は，（刑事訴訟法第 40 条に基づいた）直接訴追の場合を除き，捜査官又は検察官の捜査命令に基づいて刑事手続に付された者である。

起訴された被疑者は，被告人と呼ばれる。

1 被疑者又は被告人の権利

被疑者又は被告人は，次の権利を有する（刑事訴訟法第 28 条）。

- － 起訴について通知を受け，自らを擁護する。
- － 証拠を提出する。
- － 請求を提出する。
- － 捜査の終了時に，事件記録を読み，その写しを取り，又は事件記録の必要な抜粋の写しを取る。

- － 弁護士又はその他の擁護者を選び、接見する。
- － 公判に参加する。
- － 裁判官、検察官、捜査官、調査官、鑑定人又は通訳人を忌避する。
- － 捜査官、調査官、検察官及び人民裁判所の行為又は命令で、不適切と認めるものについて異議を申し立てる。
- － 審理で最終陳述を行う。
- － 捜査官、調査官、検察官の命令、又は人民裁判所の命令、差止め命令及び決定に対し、異議を申し立て、破棄を求める。

刑事手続を実施する上で、被疑者又は被告人が、自らを擁護し、又は弁護士若しくは擁護者の法的援助を受け、捜査命令が発せられたときから弁護士又は擁護者と接見する権利を有することを理解する必要がある。したがって、捜査官、調査官、検察官及び人民裁判所は、被疑者又は被告人の正当な権利及び利益を保護するため、被疑者又は被告人の擁護権を保障しなければならない（刑事訴訟法第7条及び35条）。

検察官は、被疑者又は被告人に対する罪状を立証する証拠を提出しなければならないが、被疑者又は被告人は、自らを弁護する証拠を提出する権利を有するが、無実の証拠を求める義務を負わない。

被疑者又は被告人は、裁判所の有罪判決が確定するまで、無罪であると見なされ、適切な処遇を受け、他の受刑者と合同で抑留し、又は労働させることを避け、家族からの差し入れを受け、家族に会うことを許可される。

2 被疑者又は被告人の義務

被疑者又は被告人は、次の義務を有する（刑事訴訟法第28条）。

- － 捜査官、調査官、検察官、又は人民裁判所の発付した命令、及び召喚状に従い出頭する。
- － 起訴事実に関して意見を述べ、又は説明をする（被疑者又は被告人の供述聴取については、第5章第1・1・(3)及び第1・2・(1)を参照）。
- － 審理中、人民裁判所の規則及び命令に従う。

第2 弁護士又はその他の擁護者

弁護士とは、被疑者、被告人、被害者、民事原告、又は民事責任を負う者の正当な権利及び利益を保護するために手続に参加する者である。

擁護者は、弁護士、組織の代表者、配偶者、親、保護者又は近親者になることができる。

被疑者又は被告人が18歳以下の未成年者、ろう哑者、精神障害者で、又はラオ語が話せず、又は刑罰に死刑が含まれ得る者には、擁護者が必要である。被疑者又は被告人に擁護者がいない場合、人民裁判所は、その者のために弁護士を指名する。

法執行官は、弁護士が、訴訟当事者の事件における権利を保護するために法的援助を提供することを理解し、訴訟手続を完全かつ客観的に実施するため、事件に関する情報及び証拠

を提供するに当たり、法執行機関を援助する。したがって、法執行官は、弁護人に便宜を図り、法律に定める弁護人の権利を尊重しなければならない。

1 弁護人又はその他の擁護者の権利

弁護人又はその他の擁護者は、刑事訴訟法第 35 条に定める以下の権利を有する。

- － 被疑者又は被告人に接見する。
- － 捜査の終了後、事件簿の文書の閲覧を請求し、事件簿の必要な情報を複写し、又は書き写す。
- － 証拠を提出する。
- － 要求を提出する。
- － 公判に出席し、陳述する。
- － 裁判官、検察官、裁判所職員、捜査官、鑑定人又は通訳人の忌避を申し立てる。
- － 捜査官、裁判所職員、検察官の行為若しくは指示、又は人民裁判所の命令、判決、決定に対し異議を申し立てる。
- － 顧客のために事件を処理したために受ける生命、身体、自由又は財産に対する脅威から、法律に定められた保護を受ける。

弁護人又は他の擁護者は、捜査開始の指示があったときから刑事手続に参加することができる。

2 弁護人又はその他の擁護者の義務

弁護人又はその他の擁護者は、刑事訴訟法第 35 条に定める義務を負う。

- － 被弁護人の正当な権利及び利益を保護するために、法に定められたすべての擁護措置を講じる。
 - － 被弁護人に法的援助を提供する。
 - － 適切かつ公正な訴訟手続を保証するために、倫理規定に従い、証拠調べに貢献する。
- さらに、弁護人は、弁護士会の特定規則に定めるその他の権利及び義務を履行しなければならない。

第 3 その他の刑事手続参加者

民事原告、民事責任を負う者、証人、鑑定人及び通訳人の権利及び義務は、刑事訴訟法第 29 条、30 条、31 条、32 条、33 条及び 34 条に定める。

第4章 刑事訴訟手続

第1 刑事訴訟手続の段階

ラオス人民民主共和国の刑事訴訟は、次の七段階に分けられる。

- ① 捜査の開始（捜査機関長官又は検察官が決定）
- ② （捜査官，検察事務官又は検察官による）捜査
- ③ 被疑者の訴追
- ④ 第一審
- ⑤ 控訴審
- ⑥ 破棄審
- ⑦ 裁判所の判決執行

このマニュアルでは、刑事訴訟の最初の三段階、つまり、

- ① 捜査の開始
- ② 捜査
- ③ 訴追

のみを取り扱う。

第2 捜査

1 捜査の開始

捜査開始段階は、刑事訴訟の第一段階であり、捜査開始命令は、捜査実施の基本的指示であるため、重要な段階である。

捜査は、事件又は個人について開始することができる。事件に関する捜査の開始は、犯人の身元がまだ不明である場合に発生し、個人の捜査は、犯人の身元が判明しているときに開始する。

捜査の開始は、次の目的のための基本となる。

- － 刑事事件で判明した犯罪に関する情報更新
- － 訴訟手続における、被疑者から被告人への身分の変更
- － 被害者，民事原告，民事責任を有する当事者，証人，擁護者又は弁護人など，訴訟参加者の権利及び義務の認識
- － 捜査手段及び抑止手段の適用
- － 法令に基づいた刑事訴訟所轄機関の権利及び権限の管理
- － 刑事訴訟の次の段階への移行

よって、捜査開始命令は、刑事訴訟法第36条，37条のみに基づき、捜査機関長官又は検察官が発しなければならない。

刑事事件の捜査開始命令は、以下の正当性，根拠に基づいていなければならない。

- (1) 個人又は組織からの犯罪に関する告発又は報告

個人又は組織とは、犯罪の被害を受けた、又は犯罪に関する情報を有する国民、政党組織、国家組織、ラオス国家建設前線、集団組織、社会組織、及び会社を意味する。報告は、口頭で、又は書面で、捜査機関又は検察官に届けることができる。報告を受け取った職員は、その旨の報告書を作成し、証拠として、報告者及び受理者両方が署名しなければならない。

当該報告書は、報告を受理した職員の氏名、地位及び階級、報告が提出された場所及び日付、並びに、報告者の氏名、職業、住所、及び事件が発生した日時、場所等を記載しなければならない。

(2) 犯人の自首

犯罪を行い、又は犯罪を計画した後に後悔し、捜査機関又は検察院に自首した者は、刑事訴訟法第 36 条第 2 項に基づき、刑事捜査開始の根拠となる。

(3) 犯罪痕跡の発見

人、物若しくは文書など、その形態にかかわらず、犯罪の痕跡を発見し、又は個人若しくは組織から犯罪に関する情報を受理した捜査官、検察事務官又は検察官は、それを捜査開始の根拠とする。

捜査機関の長官又は検察官は、上記根拠を形成する各種条件及び原因を詳細に検証し、犯行を示す証拠があると認める場合は、捜査開始命令を発する。

捜査機関長官又は検察官は、いずれの場合も、捜査開始前に犯罪の種類を確認する必要がある。軽罪又は軽い刑事事件で、その刑罰が、最長 3 年を超えない懲役刑であり、完全な証拠がある場合は、捜査官又は検察事務官は、捜査を開始せず、直接訴追のために、証拠品とともに事件簿を直接検察官に送付することができる（直接訴追—刑事訴訟法第 40 条）。

(4) 捜査機関は、捜査開始命令の発付後、捜査を捜査官に委任する前に、法律に定めるとおり、検察官に命令の写しを提出して報告しなければならない。

捜査機関からの捜査命令を受理したとき、検察官は、その情報、証拠、事実及び犯罪に関する記述に基づいて、その報告書を検討する。捜査機関が発した捜査命令が確固たる情報に基づいていると認める場合、検察官は、正式に、捜査機関に捜査の実施を通知する。

捜査機関又は下級検察院の検察官が発した捜査命令の検討後、捜査を開始する十分な根拠がなく、犯罪要素が欠落していると認める場合は、捜査機関長官又は下級検察院の検察官が発した捜査命令の破棄命令に続いて事件取下命令を発し、関係捜査機関又は検察官及び関係者、組織にその旨を通知する。

2 捜査を開始しない命令

(1) 捜査機関長官又は検察官は、刑事訴訟法第 37 条に基づいて、捜査を開始しない命令を発することができる。

捜査開始を正当化する確固たる情報がない場合、又は刑事訴訟手続を無効とする出

来事が発生した場合は、検察官は、捜査を開始しない命令を発し、当該命令について、告発者、報告者又は組織に通知しなければならない。訴訟当事者（原告及び被告）は、捜査機関長官及び検察院が発した捜査を開始しない命令に対して、当該通知を受理した日から7日以内に異議を申し立てる権利を有する。捜査機関長官が発した捜査を開始しない命令に対する異議申立ては、同級検察院に提出しなければならない。検察官が発した捜査を開始しない命令に対する異議申立ては、上級検察院に提出しなければならない。

捜査を開始しない根拠となる、刑事訴訟手続を無効とする原因（刑事訴訟手続第4条）には、以下のものがある。

ア 犯罪を示す事実の欠落

犯罪を示す事実の欠落とは、当該事実が存在していないがために、犯罪を示す事実が発生しなかったことを表す。告発又は報告は、犯罪に関してではなく、民事紛争又は行政紛争について言及していることになる。

イ 犯罪要素の欠落

- － 対象
- － 原因、効果
- － 意図
- － 被害

上記の要素のうち一つが欠落していれば、犯罪は存在しない。

ウ 刑事告発の時効

捜査開始命令を発する前に、告発又は報告が時効が徒過する前になされたか否かを検証しなければならない。刑事告発の時効（刑法第25条）は、以下のとおりである。

- － 軽罪1年
- － 軽い刑事事件7年
- － 刑事事件15年

刑事告発の時効は、犯行日から起算する。過去の犯行の時効が徒過する前に新しい犯行があった場合は、時効は、新しい犯行日から起算する。訴訟手続が中断した場合は、時効は、犯人が自首し、又は逮捕された日から開始する。

エ 恩赦

国会の会期で恩赦が与えられた場合、犯罪者は訴追されない。

オ 社会に対する脅迫行為を行った15歳未満の児童

ラオス人民民主共和国の刑法に従って、15歳以上の犯罪者は、犯行により刑事責任を負う（刑法第17条）。

社会に対する脅迫行為を行った15歳未満の児童は、当該行為が犯罪であっても、刑事責任を負わない。したがって、捜査を開始する理由が存在しない。

カ 親族間の軽傷、後遺症を残さない傷害、中傷、名誉毀損、死亡者の冒瀆、名誉毀損、親族の所有物侵害、不法侵入及び背信のように、刑法第22条に定める、社会に対する

大きな脅威と見なされない行為に関しては、被害者は、告発せず、又は申立てを取り下げ、又は訴訟手続の中で被害者及び被疑者間で和解する。

キ 犯人の死亡

犯人が、捜査命令の発付以前に死亡した場合は、捜査を開始しない命令を発付する。

ク 手続取下命令又は裁判所確定命令の同日発付

告発又は報告が、既に訴訟手続に付されている事件に関連しており、その事件について手続の取下命令又は裁判所の確定命令が発せられた場合は、捜査機関長官又は検察官は、捜査を開始しない命令を発しなければならない。

- (2) 捜査機関長官又は検察官が捜査を開始しない命令を発した場合、その旨について関連する検察官に報告し、告発者又は報告者が命令に対する異議申立て権を行使できるよう、命令の内容を告発者又は報告者に通知する。
- (3) 検察官は、報告又は告発者からの異議申立てにより、捜査機関又は下級検察院の検察官が発した捜査を開始しない命令について知ったとき、当該命令を検討しなければならない（刑事訴訟法第 38 条）。捜査を開始するための確固たる情報及び証拠が不足していると認める場合は、検察官は、捜査機関又は直近下級検察官の捜査を開始しない命令に対して異議を申し立てない決定を発する。
- (4) 捜査機関又は下級検察院からの捜査を開始しない命令を検討した結果、検察官が、捜査を開始する十分な根拠があると考える場合は、捜査機関又は下級検察官が発した捜査を開始しない命令を破棄する命令、及び捜査命令を発し、訴訟手続のため、当該命令を捜査機関又は下級検察官に送付しなければならない。

第 5 章 捜査手続

第 1 情報及び証拠の提出

1 情報及び証拠提出の重要性

- (1) 刑事事件における情報及び証拠の提出は、人証、物証、書証の形態にかかわらず、事件に関係する情報及び証拠を収集することを目的とする捜査機関、調査官、検察官の業務である。情報及び証拠提出は、刑事訴訟手続の重要かつ中心的な活動である。刑事事件の証拠は、社会的に危険な行為、行為者の有罪及び刑事訴訟手続で参照する出来事の存否を示す現実の情報である。ある者が犯罪を行ったことを立証するには、当該者を法の定める刑罰に処し、無実の者の処罰を避けるため、十分、完全かつ客観的な証拠が必要である（刑事訴訟法第 21 条）。

刑事事件の捜査において情報及び証拠を提供するとき、次の事項を確認しなければならない。

- － 犯罪の事実（時間、場所、凶器及び犯罪の状況）
- － 被疑者の有罪及び動機

- 責任の程度及び特徴を示す状況、並びに、被疑者の特徴、性格を示す他の事実
- 犯罪の特徴、被害の程度
- 犯罪の条件

上記の事項は、情報及び証拠によって立証しなければならない。

(2) 捜査官、調査官及び検察官は、刑事事件には三種類の証拠があることを常に留意していなければならない（刑事訴訟法第20条）。

①物証：この証拠は、爆弾、拳銃、槍、矢、サーベル、なた、ナイフ、化学物質、車両など、犯罪に関連した物から得られる。

②書証：この種の証拠は、修業証書、診断書、財務表、商業文書、建設許可、青写真、図面、写真及び犯罪に関連したその他の文書から得られる。

③人証：この証拠は、容疑者、被疑者、被告人、被害者、証人の供述、及び犯罪に関する鑑定人の結論から得られる。

上記の各種証拠は、主要な証拠源から直接、又は間接的に、又は伝聞で得ることができる。

直接、又は主要な証拠源から得られた証拠は、被疑者の供述、犯人に関連する痕跡及び物から得られた証拠、又は被害者の供述、及び被害者に関連する物、直接犯罪を目撃した証人の証言、現場検証、法医学検査から得られた各種物体を含む。

間接的に、又は伝聞で得られた証拠は、事実について直接個人的に知っているのではなく、他の者を通して事実について知った者の供述から得られた証拠を含む。

刑事事件の捜査において、捜査官、調査官又は検察官は、被疑者が犯人であることを証明する証拠（犯罪と被疑者を結び付ける証拠）収集を保障しなければならない。同時に、証拠収集は、被疑者の無罪を証明し（犯罪と被疑者を結び付けない証拠）、刑事責任を軽減し、又は罪状から被疑者を釈放することを保障しなければならない。

(3) 情報収集に当たり、捜査官、調査官又は検察官は、次の点を強調しなければならない。

- 被疑者、被告人及び他の関係者から供述を聴取するに当たり、強制、脅迫、又は不法な手段を使用してはならない（刑事訴訟法第17条第2項）。
- 被疑者に真実と異なる自白をさせるために、誘導尋問によって、又は、訴追をしない、若しくは釈放するという約束により供述を聴取してはならない。
- 法律を遵守せず供述を聴取した場合、当該供述は無効であり、公判では証拠と見なさない。
- 法律を遵守しない機関は、被害者の名誉及び利益に対する損害賠償責任を負う。法律を遵守しない公務員又は個人は、その行為の性質によって懲戒処分を受け、又は訴追される（刑事訴訟法第18条）。さらに、当該者及び公務員は、損害賠償責任を負う。

2 証拠収集開始

捜査機関長官又は検察官の捜査命令発付により、刑事訴訟が開始したと見なされる。したがって、捜査官、調査官又は検察官は、関連事件に関する証拠を収集するために、法律に定める捜査手段及び抑止措置を適用する全権限を有する。

(1) 人証収集

捜査官、調査官又は検察官は、事件に関連する者から供述を聴取することによって証拠を収集しなければならない。事件関係者は、召喚して、又は必要に応じて、犯罪現場で聴取することができる。

事件関係者とは、被疑者、被害者、証人、擁護者又は弁護士、民事原告及び民事責任を有する者が含まれる。

召喚する場合、召喚状は、供述聴取期日の遅くとも3日前までに関係者に送付しなければならない。召喚状は、二部作成し、原本は、関係者が保管し、写しは、当該関係者が署名し、当該者が召喚状を適切に受け取った証拠として関係機関に返送する。

ア 被疑者の供述聴取（刑事訴訟法第43条）

- 捜査官及び調査官は、捜査命令の発付後、早急に被疑者から供述を聴取しなければならない。被疑者から早急に供述を聴取できない場合は、被疑者の病気など、供述を早急に聴取できない理由を記録しなければならない。
- 被疑者の供述は、捜査官、調査官又は検察官の捜査機関で聴取しなければならない。しかし、必要に応じて、病院、医療機関又は犯罪現場などで聴取することができる。
- 被疑者の供述を聴取する前に、捜査官、調査官又は検察官は、被疑者に対する罪状を述べ、刑事訴訟法第28条に基づく被疑者の権利及び義務について説明しなければならない。
- 刑事訴訟法第28条に基づく被疑者の義務は、被疑者の供述に対する責任は含まない。これは、被疑者の供述拒否は、罪状免除の条件とならないため、被疑者は、真実又は虚偽の供述をすることができる、という意味である。刑事訴訟手続では、被疑者又は被告人の自白に依存するよりもむしろその不正行為の証拠を求める。被疑者又は被告が無実を主張し、又は、自白することを拒否した場合でも、有罪の証拠がその反対を示す場合は、被疑者又は被告は、有罪となる（第21条第3項）。被疑者が罪状のとおり有罪であることを証する十分な証拠がある場合は、検察官は、法律に従ってその者を訴追することができる。

被疑者又は被告人の供述を聴取するに当たり、強要、強制、強迫、暴行又は法律に基づかないその他の手段を用いることは禁じられている（刑事訴訟法第17条）（詳細は、第5章第1・1・(3)を参照）。

イ 被害者、民事原告、民事責任を有する者及び証人の供述聴取

被害者，民事原告，民事責任を有する者及び証人の供述を聴取するに当たり，その権利及び義務を本人に通知しなければならない。被害者，民事原告及び証人の場合は，その供述に対する責任について警告しなければならない。虚偽の供述をした場合，刑法第 153 条に基づいて刑事責任が発生する。

ウ 18 歳未満の未成年者，ろう哑者，精神障害者の供述聴取

自らの権利を行使できない 18 歳未満の未成年者，ろう哑者，精神障害者の供述聴取には，その弁護士，教師，両親，保護者又はその他の代理人が参加する必要がある。これらの者の供述聴取は，情報取得のみを目的としており，証人と見なさない（刑事訴訟法第 44 条）。

18 歳未満の未成年者が被害者となった場合，その供述を聴取するに当たり，その者に刑事訴訟法第 29 条に定める権利及び義務を通知しなければならない。

15 歳以上 18 歳未満の未成年者の被疑者の供述を聴取するに当たり，刑事訴訟法第 28 条及び 43 条に定める被疑者の供述聴取に関する規則を適用する。

エ ラオ語を話さない者の供述聴取

訴訟手続に関与する者は，ラオ先住民族，無国籍者，外国籍者及びラオ語を話さない外国人であることもある。これらの者の聴取には通訳人が必要である。

したがって，捜査官，調査官又は検察官は，供述聴取のために通訳人を任命し，ラオ語に通訳させる。

オ 供述調書

捜査官，調査官，又は検察官は，聴取した各供述を記録しなければならない。当該記録は，供述調書が作成された場所，日時，捜査官，調査官，検察官の氏名，地位，聴取した供述，記録者，供述者の氏名，経歴，その他供述調書の規定事項を記載しなければならない。供述の聴取後，捜査官，調査官，検察官及び記録者は，記録の内容を供述者に読み聞かせ，又は，供述者に記録を読ませなければならない。その後，供述聴取の参加者全員及び供述者は，全員，証拠として供述調書の各頁に署名し，親指で捺印しなければならない。18 歳未満の未成年者，ろう哑者及び精神障害者の供述を聴取したときは，その両親，保護者又は弁護士が，供述を証明するために，供述調書に署名し，親指で捺印しなければならない。

供述聴取に当たり，供述調書の表現が修正され，又は追加された場合は，捜査官，調査官又は検察官，記録者及び供述者は，修正箇所又は追加箇所の横に，証明として署名しなければならない。供述者が署名，親指捺印を拒否する場合は，捜査官，調査官又は検察官及び記録者は，その旨について供述調書の最後に記載しなければならない。供述調書は三部作成し，一部は事件簿に編てつし（原本），もう一部は捜査官，調査官又は検察官が保管し，もう一部は，供述者に渡す（刑事訴訟法第 45 条）。供述調書は，正確なラオ語で明確に記載しなければならない。日時は，国際暦に従って記載し，太陰暦などの地方暦又はラオス暦は審理中の混乱を引き起こす可能性があるため避けなければならない。

カ 対質

二名の者の供述が一致しない場合、捜査官又は調査官は、両者の対質を実施することができる。ただし、対質は、二名を越える者の間で行ってはならない。

対質は、二名の一致しない供述の中から真実を見つけることを目的とする（刑事訴訟法第46条）。

対質は、捜査官又は検察官が証拠を詳細に、真実と一致しているか否かを検討する機会であり、同時に、供述者の視点を判断する機会になる。

捜査官又は調査官は、以下の者の供述が一致しない場合、対質を行うことができる。

- － 被疑者二名
- － 被疑者及び被害者
- － 証人二名
- － 証人及び被害者
- － 被害者二名

以下の者の対質は不必要である。

- － 民事原告及び民事責任を有する当事者
- － 被害者及び民事責任を有する者

（上記の者の対質は、刑事事件の解決と関係がない。）

キ 情報検証（刑事手続法第57条）

- － 情報検証とは、証拠の信ぴょう性を検証し、証明するために、関係者の特定の行為を再現することであり、情報の信用性を検証する必要がある場合に特に必要な捜査手段である。
- － 情報検証は、捜査官、調査官又は検察官が主導権を持って実施する。
- － 情報の検証には、少なくとも二名の証人及び被害者が出席していなければならない。必要であれば、検察官及び鑑定人も出席しなければならない。
- － 情報は、人命、健康、環境、人の名誉に危害を加えない場合のみ検証することができる。

情報の検証に当たり、被害者又は証人に対し、出来事の再現を要求することができる。

情報の検証は、写真に撮影し、測定し、記録し、対質を記録しなければならない。

ク 認定及び認識（刑事訴訟法第58条）

- － 認定は、捜査で適用される手段であり、証人又は被害者に、被疑者又は被告人を犯人として認定することを求める。
- － 認定のため、認定すべき者を類似した身体的特徴を持つ者三名以上と一緒に立たせ、認定者は、条件を知らされずに犯人を認定することを求められる。認定前に、認定を求められた者は、目撃した人物の身体的特徴、特別な外見を含む状況に関する供述を求められる。
- － 認識は、捜査手段の一つであり、証人又は被害者が目撃した犯罪又は死体に関連した物を認識することを求められる。

- 認識において、認識すべき物は、類似した特徴、種類の物三つ以上と同じ箇所に置き、証人に、事件に関連する物を認識することを求める。この前に、証人は、目撃状況、目撃物の特徴及び特定の外見について供述しなければならない。
- 認定及び認識過程は、詳細に記録しなければならない。

(2) 書証収集

書証は、被疑者の有罪、無罪を確認する上で重要な証拠であると考えられている。財務諸表、診断書、旅券、事件に関連する文書など、証拠とされた文書は、訴訟手続の中で、個人又は組織から取得することが可能である。文書を証拠と認める前に、捜査官、調査官又は検察官は、当該文書が法的に有効であるか否か、事件に関連しているか否かを徹底的、客観的かつ確実に検討し、検証しなければならない。

客観的な検証及び評価の後、文書に留保すべき点がある場合、又は、適切であるか否か、押印、署名又は文字が偽造されたものでないか否か判断できない場合は、訴訟手続実施機関は、文書の有効性を証明するために、署名、指紋、文字の検証について関係当事者に意見を求めなければならない。証拠調べにおいて、訴訟手続担当機関が検討を請求した証拠のみが、法的証拠と見なされる。

(3) 物証収集

物証を収集するに当たり、捜査官、調査官又は検察官は、事件の本質的証拠となる物を収集する。しかし血痕、精子、毛髪、唾液、指紋など、特殊な物は、各専門家が収集しなければならない。

物証は、以下の物を含む。

- 毛髪、(皮膚)細胞、血痕、唾液、精子、尿、便及び人体の一部を成す物など、人体から得られた物証
- 爆弾、爆発物の一部、拳銃、弾丸、薬のう、ナイフ、なた、剣、有毒液、薬物、シャツ、ズボン、ボタンなどの形態の物証
- 指紋、足跡、靴の跡、タイヤの跡など、痕跡の物証

物証は、以下の方法で取得できる。

- 身体検査
- 家宅搜索、車両の搜索
- 犯罪現場検証及び死体の法医学検査

搜索は、人民検察院又は人民裁判所の書面による指示に基づいてのみ行うことができる。ただし、緊急かつ必要な場合には、搜索終了時から24時間以内に検察官に報告書を提出するという条件の下で実施することができる。搜索の実施に当たり、搜索参加者は、搜索場所、車両の所有者又は検査を受ける者に対し誠実さをもって搜索を行わなければならない(刑事訴訟法第51条)。

ア 身体検査

身体検査は、捜査官、調査官又は検察官が刑事訴訟法第51条及び53条に基づいて

実施する捜査手段である。

身体検査は、事件に関連する物又は刑事手続で使用する物及び違法物を捜索するために、被逮捕者、被勾留者又は容疑者の身体を検査することである。さらに、身体検査は、拘置所の治安及び秩序を保障するために行う。

行政検査は、治安、秩序を守り、犯罪を防止するという一般的目的のために行う。

身体検査は、ある者が逮捕され、又は勾留されたときに、勾留又は逮捕担当の役人が実施する。

身体検査は、対象者と同性の者が行う。対象者が女性の場合は、検査を行う者も女性で、閉鎖した場所で行わなければならない。女性職員がいない場合は、信頼できる女性を任命して検査を行うことができる。

身体検査で押収する物は、犯罪に係る物又は違法物でなければならない。

身体検査は、正確に記録しなければならない。ある物を証拠物として押収した場合は、記録にその物の名前、数量、種類、重量、品質、特徴などを記載しなければならない。合法的な個人的所有物は、適切な返却記録に基づき、元の状態のまま、被逮捕者の前でその家族に返却しなければならない。家族が当該所有物を取りに来ない場合は、所有物の一覧を作成し、逮捕者が釈放されるときに返却するまで保管する。

イ 家宅捜索、車両捜索

家宅とは、住居及び一家族が定住所として使用する庭園、船舶、ボート、事務所、宿泊所、ホテルなどを指す。

家宅捜索は、捜査官、調査官又は検察官が、捜索した場所に証拠又は違法物が保管され、又は隠匿されていると確信するときに、それらの物を捜索することを目的とする。

家宅捜索には、検察官の捜索状を必要とする。緊急の場合は、捜査官又は調査官は、検察官の捜索状なしに実施することができるが、捜索後 24 時間以内に検察官にその旨を報告しなければならない（刑事訴訟法第 51 条）。

自動車、ボート等、違法物若しくは犯人を隠すために使用していると嫌疑のある車両の捜索は、何時でも実施することができるが、車両の所有者の面前で行わなければならない（刑事訴訟法第 53 条第 1 項）。

(7) 報告書及び捜索令状発付請求を受理した後、検察官は、捜索に根拠があるか否かを緊急に、かつ徹底的に検討しなければならない。根拠がある場合、請求に基づいて捜索令状を発付する。根拠がなければ、捜索令状は発付しない。検察官は、関係捜査機関に捜索令状の発付を拒否する理由を書面で通知しなければならない。

(4) 検察官から捜索令状を受理した後、捜査官及び調査官は、その捜索令状に基づいて捜索の準備を行い、実施する。

捜索を実施するに当たり、捜査官及び調査官は、捜索が個人の自由を制限する捜

査手段であることを認識し、理解しなければならない。

家宅搜索は、午前6時から午後6時までの日中に実施しなければならないが、午後6時までには終了しない場合は、完了するまで継続することができる。

(ウ) 家宅搜索の手順

家宅搜索は、搜索場所の所有者、村の行政機関代表者及び18歳以上の証人二名以上の立会いの下で行わなければならない。

官公庁及び会社にて搜索を行う場合は、関係する職員の立会いが必要である。

神社仏閣、教会を搜索するときは、長となる僧侶、聖職者、責任者又は関係宗教の代表者が立ち会わなければならない。

家宅搜索中、いかなる損害も避けなければならない。損害が避けられない場合は、最小限に抑えなければならない。

搜索を行う前に、捜査官又は調査官は、搜索場所の所有者及び他の立会人に検察官の搜索令状を読み上げ、所有者に事件の関係物又は違法物を職員に渡すよう要求する。搜索場所の所有者又は代表者が、当該物すべてを渡さない場合は、捜査官又は調査官は、搜索を開始する。しかしその前に、捜査官は、搜索場所の所有者又は代表者に、職員が搜索場所に違法物は持ち込んでいないことを誠意をもって説明しなければならない。

犯罪に関連し、犯行で使用され、又は違法であると見なされ、押収された物、文書は、その性質、特徴、重さ、数量などを詳細かつ正確に記述し、列挙しなければならない。

物を鑑定する必要がある場合は、そのために鑑定人を指名し、搜索場所の所有者及び搜索の参加者は、その旨について報告を受ける。

(エ) 搜索終了後、その報告書を作成し、搜索場所の所有者及びその他の参加者に報告書を読み聞かせなければならない。報告書の内容が真実であると認められる場合、全員が、承認のため報告書に署名をし、親指で捺印する。刑事訴訟法第54条に基づき、報告書の写し一部を事件簿に編てつし、もう一部を搜索場所の所有者又はその代理人に手渡し、もう一部は、保管のために関連する村の機関に渡す。

証拠の押収とは、捜査機関長官又は検察官の押収命令に基づき保護するため、犯罪に係る動産を取り上げ、刑事手続で使用する行為である。押収物は、事件の証拠物となり、裁判所の最終決定が下されるまで、損失又は使用を避け、適切な場所に安全に保管しなければならない。

資産の差押えとは、調査機関長官又は検察官の命令に基づき、犯罪に関連した不動産の変更、交換、取引及び譲渡を禁じる行為である。

押収命令又は差押命令を行使するに当たり、捜査官又は調査官は、物が所在する村の行政機関と調整しなければならない。物の所有者、及び18歳以上の証人二名の立会いの下、押収又は差押えを執行しなければならない。押収又は差押えは、

報告書に正確に記載しなければならず、その報告書には、差押え担当者、所有者、村の機関の代表者及び証人の氏名及び地位を記載する。さらに、報告書には、押収物又は差し押えた物の特徴及び形態を詳細に記載しなければならない。差押えの場合には、制限される行為を正確に記述しなければならない。報告書は、作成した後、全員に読み上げ、真実であると認められた場合は、承認のため、報告書に署名し、親指で捺印する。

押収又は差押え報告書は、三部作成し、一部は、訴訟手続遂行のため捜査官又は調査官に渡し、もう一部は、関連する村の機関に、もう一部は、押収物又は差し押えられた物の所有者に渡す。

捜査機関長官又は検察官が発付した押収令状又は差押え令状は、三部作成し、一部は、執行のため捜査官又は調査官に、もう一部は、関連する村の機関に、三部目は、押収物又は差し押えられた物の所有者に渡す。

(4) 犯行現場における情報収集及び証拠収集（犯行現場の搜索）

犯行現場は、犯罪が発生し、犯人が痕跡、証拠物又は証拠を残した可能性がある場所である。

ア 犯行現場の搜索

犯行現場は、犯罪の痕跡及び証拠、すなわち犯行が行われた状況を明らかにするために役立つ可能性のある物証を見つけるために搜索する。捜査官又は調査官は、犯罪に関連する物を収集するため、犯行現場を搜索しなければならない。

犯行現場の搜索は、捜査の開始前又は後に実施することができ、必要かつ緊急な場合を除き、朝の6時から夕方6時までの日中に実施しなければならない。

犯行現場の搜索は、二名以上の証人の立会いの下で実施しなければならない。殺人、複数の死者を出した事故、放火など、必要な場合は、検察官及び村の行政機関の代表者も参加することができる。

イ 犯行現場搜索手順

(ア) 犯行現場の保全

犯罪に関する報告を受理したとき、捜査官及び調査官は、暴行傷害、死者又は放火などにつながる紛争など、重大な損害を起こしかねない犯罪の拡大の可能性を防ぐため、必要な装備、機器を携帯して迅速に犯行現場に赴き、犯行を抑止しなければならない。

犯行現場が、建物、家屋内である場合は、犯行現場は、入り口をすべて閉鎖し、又は犯行現場をロープで囲い、立入りを制限しなければならない。例えば、死体が大きなホールで発見された場合、椅子やソファで死体が発見された場所を取り囲むことができる。

犯行現場が、歩道、道路、草むら、又は公園のような屋外にある場合、その場所をロープで囲み、保護しなければならない。弾丸、弾薬筒、爆発物の一部、又は衝突した自動車の一部などの証拠が犯行現場から散逸しないよう、犯行現場よりも大

きく取り囲まなければならない。

犯行現場への立入りは、現場の捜索者のみに制限すべきであり、その数は最小にとどめるべきである。関係者は、犯行現場への立入りを禁じられる。

犯行現場で負傷者が発見された場合は、人命救助を最優先するために、証拠が破損される可能性があっても、負傷者を緊急に最寄りの病院に搬送しなければならない。軽傷の場合は、最初にその状況を記録し、その後、病院に搬送する。

凶器が犯行現場で発見された場合は、資格のある鑑定人が完全にそれを鑑定するまで、凶器に触れ、元の状況を変えることは避けなければならない。ただし、公共の場所に弾薬筒が落ちている場合は、容易に消失し、又は、拳銃の場合は雨が降ったときに指紋が消えてしまう場合があるので、現場から取り除かなければならない。このような場合、凶器の状況を詳細に記述し、様々な角度から写真撮影しなければならない。

(イ) 犯行現場捜索中の情報、証拠収集

捜査官、調査官及び犯行現場捜索の関係者は、犯行現場に入る前に、証拠を破壊しないため、各種物証の保全に注意を払わなければならない。

犯行現場の捜索中に、証拠、特に証拠物を発見した場合は、捜査官及び調査官は、それらに触れる前に保護手袋をはめて、物証の場所及び状況を記録しなければならない。

犯罪に関連すると認める物証は、その発見場所を示すため、すべて、至近距離から、かつ離れて写真撮影しなければならない。写真を撮るときは、撮影した物の寸法を示すため、必ず定規又は計測器を並べて置くこと。

物証は、梱包し、固定し、密閉し、安全な場所に保管しなければならない。

現金銀行の手形、外国通貨、銀行小切手、その他の手形及び貴重品等の証拠物は、銀行に預けなければならない。

容易に品質の下がる証拠物は、売却し、その売上金を銀行に預金しなければならない。

ケースに証拠物を保管することは、捜査官及び調査官の権利であり、義務でもある。

証拠物を使用する者、又は、証拠物を破損した者は、刑法第 157 条に従って横領の罪に問われる。

(ウ) 犯行現場における死体の発見

死体検証は、犯行現場で、捜査官、調査官又は検察官が、自ら死体の身元、年齢、職業、住所、死亡時間、死亡が自然な原因によるものであるか否か、死亡原因、死亡時の状況、犯人を検証し、分析し、確認することができないため、複雑かつ困難な作業である。

死亡原因が明確である場合、関係者は、死体の検証が終了するまで、死体を移動し、又は手を加えないことを保障しなければならない。ただし、交通量が激しい場所で死体が発見された場合など、死体の移動が必要な場合は、事件の痕跡を

残しておかなければならない。死体が発見され、その原因が不明で疑わしい場合は、死亡の原因を確認するため、法医学グループ及び医療チームとの調整を適切に行わなければならない。死体検証は、犯行現場で、少なくとも捜査官二名、調査官又は検察官一名及び関連する鑑定人が実施しなければならない。必要な場合は、刑事訴訟法第48条に基づき、村の行政機関代表者も参加することができる。

死体の法医学検査を行ったときは、捜査機関長官又は検察官は、死亡の原因を検証するため、法医学者など、関係資格及び経験を有する鑑定人を指名する。

指名命令には、鑑定人の氏名、検証すべき事項、鑑定人の業務執行時の権利及び義務について記載する。

捜査官、調査官、又は検察官は、当該命令を被告人、被害者、民事原告、民事責任を有する者、保護者又は弁護人に通知する。

検査後、鑑定人は、定められた期限内に検査結果を書面で捜査官、調査官又は検察官に送付しなければならない。法医学検査は、単数又は複数の鑑定人が、一回又は数回行うことができる。再検査は、一回目の検査よりも多くの鑑定人によって行わなければならない（刑事訴訟法第50条）。

ウ 犯行現場検証及び死体検証の文書化

犯行現場又は死体の検証は、捜査官又は調査官が現場で記録しなければならない。記録には、検証の場所、日付、開始時間、終了時間、捜査官又は調査官及び検証に参加したその他の者の氏名、住所、地位、発見された状況、又は発生していた状況、押収物の種類、数量、形態、寸法、重量及び質、並びに、押収物が発見された場所を詳細に記載しなければならない。現場検証中の押収物は、押収令状は特に必要としないが、報告書にその旨記載しなければならない。報告書、図面を作成し、それを読み聞かせた後で、真実であると認められる場合は、検証に参加した者全員が、承認として報告書及び図面に署名し、親指で捺印する。

第2 抑止手段

抑止手段とは、ある程度まで国民の自由に影響を与える措置である。したがって、抑止手段の使用は、捜査機関長官又は検察官が、十分かつ客観的に検討しなければならない。

抑止手段には、次のものがある。

- － 罪状認否召喚
- － 抑留
- － 逮捕
- － 勾留
- － 仮釈放
- － 外出制限
- － 職務、地位の停止

1 罪状認否召喚

罪状認否召喚は、召喚された者が期日に出頭することを保障するための抑止手段である。捜査機関長官又は検察官は、被召喚者が、三度召喚状を受けたにもかかわらず正当な理由なく出頭しなかった場合に、罪状認否召喚命令を発付する(刑事訴訟法第60条)。容疑者、被疑者又は被告人が一回目の召喚状に対して出頭しなかった場合も、罪状認否召喚命令の発付、又は逮捕など他の抑止手段を採る根拠となる。

罪状認否召喚命令は、警察官、村の治安部隊又は執行に関係する各種当局の治安部隊に手渡すことができる。

2 抑留

抑留は、延長の可能性のない、48時間以内の尋問のために容疑者を監禁する目的で、捜査機関又は検察官が採る抑止措置である。いかなる抑留も、捜査機関長官又は検察官の書面による命令が必要である。抑留命令が捜査機関長官から発せられた場合、検察官は、24時間以内に通知を受けなければならない。

ある者が犯人であると信じて供述を聴取するに当たり、捜査官及び調査官は、当該者を抑留することができるが、捜査機関長官又は検察官の抑留命令がなければならない。

刑事事件の情報及び証拠を収集するに当たり、ある者に犯行の嫌疑がある場合、捜査官及び調査官は、当該者を現場で尋問しなければならない。更に尋問を行うために当該者の抑留が必要であると認める場合は、捜査機関長官又は検察官に抑留命令を請求しなければならない。

請求を受理した後、捜査機関長官又は検察官は、捜査官及び調査官からの報告書及び抑留請求を検討し、抑留が必要でないと認める場合は、抑留命令を発しなくてよい。反対に、確固たる情報により請求が裏付けられ、容疑者の抑留が必要であると認める場合は、捜査機関長官又は検察官は、請求された命令を発しなければならない。

容疑者の抑留に当たり、捜査官、調査官又は検察官は、48時間以内に供述を取り、釈放決定を発し、又は、事件について更に調査するため、勾留命令の発付を請求する。

捜査開始のための確固たる情報が不足していると認める場合は、捜査機関長官は、当該者を釈放し、早急にその旨を検察官に連絡しなければならない。捜査開始のための確固たる証拠がある場合は、捜査機関長官又は検察官は、捜査開始命令を発する。捜査機関長官が捜査開始命令を発した場合は、検察官が勾留命令を請求しなければならない。調査官の場合は、検察官が捜査命令及び勾留命令を請求しなければならない。

3 逮捕

逮捕には、通常逮捕及び現行緊急逮捕の二種類がある。

(1) 通常逮捕

逮捕は、現行犯逮捕又は緊急逮捕を除き、検察官又は人民裁判所の逮捕状を要する。

逮捕状を発付する前に、検察官又は人民裁判所は、次の二つの条件を保障しなければならない。

ならない。

① 被逮捕者の行為が、法律により、自由のはく奪を刑罰として定めている犯罪であること。

② 確固たる証拠があること。

検察官は、逮捕状を発する前に、犯罪の要素が完全に具備されているか、行為を検討し、同時に、物証、書証及び証人が十分に被逮捕者の有罪を証明するか否かを検討しなければならない。

さらに、容疑者が逃亡し、証拠を隠滅し、再犯し、被害者若しくは証人への危害を試みないか、又は容疑者が被害者若しくはその他の者から危害を加えられないかなど、他の条件も保障しなければならない。

捜査機関長官又は調査官から逮捕状請求を受理したとき、検察官は、逮捕状を発付する前に、刑事訴訟法第62条に定める逮捕の規則及び条件に基づき、捜査官又は調査官から送付されてきた捜査報告書、概略報告書、事件簿を、請求とともに集中的に検討し、24時間以内に決定を出さなければならない。

逮捕状発付の条件がそろっている場合、検察官は、逮捕状を発し、それを捜査官又は調査官に早急に送付する。逮捕状発付の条件が不十分である場合は、検察官は、逮捕防止命令を発する。捜査機関長官又は調査官は、当該命令の受理から7日以内に上級検察院検察官に命令に対して異議を申し立てる権利を有する。

捜査官又は調査官の逮捕状請求は、その検討のために、正式な請求、概略報告書及び事件簿と一緒に提出しなければならない。提出された報告書及び事件簿の検討の結果、逮捕状発付決定に必要な情報が不足していると認める場合は、検察官は、捜査官又は調査官に確固たる証拠になる追加情報を収集するよう助言し、証拠を収集した時点で、逮捕状を発する。

検察官から逮捕状を受理した後、捜査官及び調査官は、検察官の逮捕状に基づいて容疑者を逮捕するために、関連機関と準備を行い調整する。

(2) 現行犯逮捕又は緊急逮捕の場合

現行犯逮捕又は緊急逮捕は、検察官の逮捕状を請求せずに行うことができる。

現行犯とは、次の条件を指す。

① 犯行中又は犯行直後。

② 犯行後に証人若しくは被害者に追跡されており、又は犯人であると特定されている。

③ 犯行の直後、自らの身体、自宅又は職場に犯行の痕跡を残している。

緊急時の犯行とは、次の場合を指す。

① 前科のある者、又は定住所のない者に犯罪の嫌疑がある場合。

② 犯行の嫌疑がある者が逃亡しようとしている場合。

逮捕は、通常逮捕であろうと、現行犯逮捕又は緊急逮捕であろうと、捜査官又は調査官が、犯罪の性質及び容疑者の反応に応じた手段及び形態を用いて実施しなければならない。

いずれの場合も、逮捕中の容疑者に対する暴行、拷問は禁じられている。通常逮捕の場合、容疑者に逮捕状の内容及び逮捕理由を通知しなければならない。

容疑者の逮捕後、捜査官又は調査官は、24時間以内に検察官に報告し、容疑者の家族、容疑者が勤務している機関又は会社に通知し、手続に支障がない場合は、容疑者が抑留されている場所を連絡する。

僧侶の逮捕は、資格剥奪のため、寺院の長に通知しなければならない。その他の宗教の聖職者に関しても、これを適用する。逮捕後、被逮捕者の供述を、遅くとも48時間以内に聴取しなければならない。

逮捕は、証拠として文書化しなければならない。逮捕報告書には、捜査官又は調査官の氏名、地位、職務及び勤務場所、並びに、被逮捕者の氏名、年齢、職業、地位、居所、逮捕日、時間、場所、罪状、逮捕の理由、根拠、証拠物の詳細名、種類、重量、品質、特徴及び形態を記載しなければならない。

被逮捕者の合法的所有物も、明記し、証拠リストに含む。個人所有物は、被逮捕者の面前で、元の数量、状態で、被逮捕者の家族に返却し、適切な返却記録を作成しなければならない。

4 勾留

勾留とは、捜査実施に関する裁判所の最終決定が出される前の、一時的抑留である。

勾留は、拘留又は懲役による刑罰ではなく、刑事訴訟手続を成功させるために取られる措置である。したがって、勾留は、刑事訴訟法第28条に定めるとおり、被疑者が自らの主張を弁護する権利を行使できるよう、適切かつ一定の場所で行わなければならない。刑事訴訟法第8条によると、被疑者又は被告人は無罪とみなすため、容疑者を他の受刑者と一緒に勾留してはならない。

— 勾留は、刑事事件の被疑者又は被告人にのみ適用する。

— 被疑者の場合は、検察官がその勾留状を発する。

勾留には、検察官の書面による命令が必要であり、刑事訴訟法第62条に定める条件に基づいていなければならない。

勾留は、勾留状が出された日から3か月を超えてはならない。追加捜査が必要な場合は、捜査機関長官の請求に応じて、検察官は、勾留機関を3か月ごとに延長できるが、勾留期間は、軽罪の場合は、6か月を超えてはならない。6か月を超えても、訴追のための証拠が不十分である場合は、検察官は、早急に被疑者の釈放命令を発し、適切な文書に基づいて、被疑者の合法的個人的所有物すべてをその元の状態のまま返却しなければならない。

勾留期間は、刑期に算入する。

抑留又は逮捕後、捜査官又は調査官は、被抑留者又は被逮捕者の供述を聴取し、48時間以内に、その者を釈放するか、勾留するかを決定しなければならない。

追加捜査が必要である場合は、捜査機関長官又は調査官は、勾留状を請求するために、

その請求，概略報告書及び事件簿を検察官に提出しなければならない。

捜査機関長官又は調査官から勾留請求を受理した後，検察官は，事件を完全に，かつ客観的に検討し，24時間以内に釈放を決定するか，勾留状を発付しなければならない。請求に十分な根拠がない場合は，検察官は，勾留状ではなく，抑留又は逮捕からの釈放を命令する。

請求に十分な根拠がある場合，検察官は，勾留状を発付する。

検察官の命令に基づいた勾留の後，3か月の勾留期間が終了間近であるにもかかわらず捜査が不完全であり，勾留期間の延長が必要な場合，捜査機関長官又は調査官は，検察官に期間延長を請求しなければならない。勾留期間延長の請求は，検察官が検討するため，担当の職員が，概略報告書，事件簿，当該請求の理由説明とともに勾留期間の終了の7日前までに提出しなければならない。

勾留期間を延長する前に，検察官は，詳細かつ客観的に報告書及び事件簿を検討し，勾留期間を延長するか否かを決定する。

検察官が，勾留期間の延長請求に十分な根拠があると認める場合は，延長命令を発する。

法に定める勾留期間（軽罪の場合は計6か月，刑事犯罪の場合は1年）が終了したにもかかわらず，訴追のための根拠が不十分であると認める場合は，検察官は，勾留期間を延長せず，被疑者の即時釈放命令を発する。

捜査が完了し，事件を起訴できると認める場合は，検察官は，訴追を実施するため，捜査官又は調査官に事件簿の送付を要請する。

5 仮釈放

仮釈放は，軽罪の場合に，捜査後，裁判所の決定が確定する前の，勾留からの仮釈放である。仮釈放には，検察官の書面による命令が必要である。刑事犯罪の場合は，仮釈放は認められない。

(1) 仮釈放の条件

- 被疑者又は被告人が逃亡し，証拠を破壊し，別の犯行を行い，被害者，証人に危害を加え，又は他の者から危害を加えられると認められない場合。
- 被疑者の仮釈放のために，被疑者が属する組織，代理人，配偶者，保護者，親又は親族に保釈金を請求することがある。

(2) 検察官による法定仮釈放

事件簿の検討の後，検察官が，次の一定の条件が具備されていると認める場合，被疑者の仮釈放命令発付を考慮する。

- 犯行が軽罪である。
- 被疑者又は被告人が逃亡しない，証拠を破壊しない，他の犯行をしない，被害者，証人に危害を加えない，又は被疑者が他の者から危害を加えられない。
- 被疑者又は被告人の属する組織，代理人，弁護人，又は家族から，その仮釈放請求がある場合，かつ，その犯行が軽罪で十分な保釈金が支払われる場合，検察官

は、請求に従って仮釈放命令を考慮する。

仮釈放中、被疑者は、少なくとも月に一度、定められた日時に、担当者に会うことが要求される。

6 外出制限

外出制限とは、犯行を隠匿するために証拠を隠滅し、又は他の者と連絡する機会を与えないことにより、事件の証拠を確保するための抑止手段である。

容疑者又は被疑者は、捜査機関長官又は検察官の許可なく自宅又はその他の場所（一定区画）から外出できないよう制限することができる。

外出制限には、被制限者への条件を定めた捜査機関長官又は検察官の命令が必要である。

容疑者又は被疑者が、外出制限に違反した場合は、より厳しい抑止措置を適用することができる。

7 地位、職務の停止

地位又は職務の停止は、犯罪が容疑者又は被疑者の地位又は職務に関連している場合、捜査妨害を防止するため、その者の地位又は職務を停止することである。

地位又は職務の停止には、検察官からの書面による命令が必要である。地位又は職務停止命令は、その執行のため、容疑者又は被疑者の組織に送付しなければならない。

- 一 捜査官又は調査官が、捜査のために、訴訟手続に関わる者の地位又は職務の停止が必要であると認める場合は、捜査機関長官がその旨を検察官に報告し、停止命令を請求しなければならない。例えば、財務局長に、公共資産横領の嫌疑がある場合は、その所轄会計の管理妨害を防ぐため、職務停止を請求する。

第3 捜査期間

捜査期間とは、捜査機関又は調査官が、捜査を実施し、証拠を収集し、捜査機関又は検察官から捜査命令が発せられた日から遅くとも 60 日以内に検察官に提出する事件簿を作成するために与えられた期間である（刑事訴訟法第 41 条）。

追加捜査が必要な場合、捜査期間が徒過する前に、捜査機関又は調査官は、検察官に捜査期間延長を請求するため、事件の状況を報告しなければならない。検察官は、捜査機関の法執行監督者として、捜査期間延長の請求を受理したとき、捜査が完全で、詳細に渡り、客観的に行われた否かを確認するため、事件簿及び捜査機関又は調査官の報告書を検討しなければならない。

捜査が、完全で、詳細かつ客観的に行われたと認める場合は、検察官は、捜査機関又は捜査官に、訴訟手続を進めるため、報告書を作成し、証拠とともに、事件簿を送付することを求める。

捜査が、完全で、詳細かつ客観的に行われたと認められない場合は、検察官は、関連機関に対し、捜査期間をさらに 60 日間延長する命令を発する。

検察官は、法に従い、48時間以内に捜査期間の延長許可、又は不許可の命令を書面で発し、追加捜査を行うため、当該命令を捜査機関又は調査官に送付する。捜査期間延長の不許可の場合は、検察官は、その理由を説明しなければならない。

第4 捜査完了

1 証拠調べ

捜査官又は調査官は、証拠を完全に収集した後、証拠が十分であるか否か、収集した証拠が法的に受け入れられるものか否かを検討するため、証拠調べをしなければならない。

証拠調べの中で、被疑者又は被告人の有罪、無罪に関して嫌疑が発生した場合は、被疑者又は被告人は、告発から解放しなければならない（刑事訴訟法第21条第2項）。

収集した証拠が、犯罪事実の証明に不十分であり、被疑者に対する罪状の裏付けができないと認める場合は、事実を立証し、罪状を維持するための十分な証拠がそろうまで、追加の証拠収集を計画しなければならない。

収集した証拠が完全で、法的に受け入れられるものであり、犯罪を証明し、罪状を裏付けるに十分である場合は、その報告書及び事件簿を作成し、検察官に送付する。

証拠には、犯罪を証明するもの、及び証明しないものがあるので、証拠調べは重要な事項である。よって、捜査官、調査官又は検察官は、証拠調べを、徹底的、完全かつ客観的な方法で、正確に行わなければならない。

- － 「徹底的に」とは、被疑者の有罪、無罪を証明する証拠を調べるという意味である。有罪が証明された場合、被疑者の責任を加重し、又は軽減する理由を考慮する。被疑者の無罪を証明する証拠がある場合、被疑者は、刑事責任を何ら負わないと見なされる。
- － 「完全に」とは、収集した証拠が完全であるか否かを検証する、という意味である。収集した証拠は、被疑者の有罪を審理するため、単一の情報に依存することなく、個別に検証し、包括的かつ客観的に分析し、比較検討し、評価しなければならない。
- － 「客観的に」とは、証拠の検証、比較検討及び評価を、個人的見解、主観、及び証拠調べの正確度に影響を与え、犯人の刑罰を軽減し、又は無実の者の処罰を引き起こしかねない事項に関係なく、法律に基づいて行わなければならない、という意味である。

2 刑事訴訟の中止

刑事訴訟の中止とは、証拠収集の一時的中断を意味する。

捜査機関長官又は検察官は、次の場合に、訴訟手続の中止命令を発する。

- ① 被疑者が、訴訟手続から逃亡し、所在不明であり、又は確固たる証拠がない場合。
- ② 犯人の身元が判明しない場合。

③ 被疑者が、重病又は精神病を患っており、それが医療機関によって証明された場合。

上記①及び②の場合は、捜査命令日から捜査に与えられた60日間の終了時にのみ中止することができる。上記③の場合に訴訟手続を中止するためには、捜査機関長官又は検察官は、被疑者に治療を受けさせる命令を発しなければならない。

中止された刑事事件は、刑事告発の時効完了時に取り下げられる（重罪の場合は1年、軽罪の場合は7年、及び刑事犯罪の場合は15年）。

③の場合、被疑者が十分に回復したときは、捜査機関長官又は検察官は、法律に基づき、中止命令取消命令及び手続再開命令を発する。

3 事件の取下げ

事件の取下げとは、次の理由により、訴訟手続を終了することである。

- － 刑事訴訟法第4条に定めるいずれかの理由（本マニュアル90頁に記載する、捜査を開始しない理由の詳細を参照。）
- － 被疑者の有罪を示す十分な証拠がない。

事件は、次の二通りの方法で取り下げることができる。

- － 法律により事件を取り下げる
- － 証拠により事件の取り下げる

証拠調べ及び事件の文書化の後、上記のいずれかの理由が確認された場合は、取下命令を発付するために、捜査官又は調査官は、当該事項を捜査機関長官又は検察官に提出しなければならない。

取下命令請求を受理し、当該請求に十分根拠があると認める場合は、捜査機関長官は、取下命令を発布し、それを検察官に送付し、報告する。

事件の取下げに関して報告を受けた後、検察官は、それを検討し、次のいずれかの決定を下す。

- － 取下げに十分根拠がある場合は、検察官は、取下命令を指示し、その旨を適宜捜査機関に報告する。
- － 取下げに十分根拠がない場合は、検察官は、捜査機関長官が発した取下命令を破棄する命令を発し、事件捜査命令を発し、法律に従って手続を遂行するため、命令を捜査機関に送付する。

捜査機関長官又は検察官は、訴訟当事者（被害者、民事原告）に取下命令について通知しなければならない。これらの者は、当該命令について知った日から7日以内に異議を申し立てる権限を有する。

捜査機関長官が取下命令を発した場合は、異議申立ては、検察官に対して提起しなければならない。検察官が取下命令を発した場合は、異議申立ては、直近上級検察官に提起しなければならない。

事件が取り下げられた場合は、検察官は、被疑者を即刻釈放し、その合法的所有物を完全に元の状態で返却する命令を発しなければならない。

4 取り下げた事件の再開

取り下げられた事件は、新しい証拠が発見され、刑事告発の時効が継続している場合のみ、再開することができる。

捜査官、調査官又は検察官は、法律に従い取り下げられた事件は再開できないが、証拠により取り下げられた事件は、新しい証拠が発見された場合は再開することができることを認識していなければならない。取り下げられた事件を再開するために、検察官は、取下命令の破棄命令を発し、手続の再開を命令しなければならない。

検察官は、取下命令の破棄命令を発付した後に手続再開命令を発する。

5 検察官への提出用事件簿編てつ

捜査及び被疑者の有罪を証明する証拠調べを完了した後、捜査官又は調査官は、事件に関する報告書を作成し、事件簿に関連文書をすべて編てつし、訴訟手続のためにそれを検察官に送付しなければならない。

文書は、重要度に応じて編てつすることができる。訴訟手続に係る文書は、事件の手続形態に関連した文書及び事件の内容に関連した文書の二種類に分類しなければならない。

事件の形態に関する文書とは、召喚状、逮捕状、搜索令状、勾留命令、鑑定人任命など、訴訟活動に係る文書であり、事件の内容には関係しない。

事件の内容に関する文書とは、被疑者、被告人、被害者、民事原告、証人、鑑定人の供述、捜査官の報告書など、事件の事実の内容に関する文書である。

この二種類の文書は、それぞれ別のファイルにとじ、最初にとじ込んだ文書は参照番号1、次にとじ込んだ文書は参照番号2と、編てつした順に、各文書に参照番号を付さなければならない。

文書を閲覧しやすいものにするため、被疑者の身上書に関する別のファイルを作成する。

上記三種類のファイルを、主要なファイル（事件簿）に編てつする。その後、各ファイル用に目次又は文書リストを作成し、ファイルにとじ込む。さらに、目次又は全文書リストは、署名し、事件簿にとじ込まなければならない。

第6章 訴追

第1 事件簿の受理

事件簿は、捜査が完了した後、捜査機関又は調査官から検察官に送付され、検察院の文書出入り登録係が登録する。

捜査機関又は調査官から事件簿を受理したとき、検察院の事務官は、事件簿の目次又は文書リストに基づいて、事件簿が完全にそろっているか否かを詳細に確認しなければならない。

証拠が含まれている場合、事務官は、添付リストに従って、完全な証拠が事件簿に添付されているか否かを確認しなければならない。その後、受理記録を作成し、登録する。文書登録簿に受理を記録した後、事件の検討のため、事件簿を検察官に送付する。検察官が、検討のため事件簿を調査官に送付すべきであると考えた場合は、事件簿を調査官に送付する。検察院内の事件簿照会は、円滑な監視指導のため、適切に署名しなければならない。

第2 事件簿の検証

刑事訴訟手続は、訴訟当事者の自由及び利益に影響を与えるため、事件簿の検証は、重要な作業である。

事件簿の検証は、緊急、完全かつ詳細に犯罪を識別し、犯人を裁き、無実の者を罰しないよう、法的義務の履行を保障するものである。

したがって、検察官は、次のように事件簿を検討し、審理しなければならない。

- 捜査命令及び抑止措置の使用など、事件簿に含まれる命令の完全性及び適法性を検証する。
- 人証、書証及び物証など、事件簿に含まれる証拠の完全性及び適法性を検証する。
- 訴訟手続が、法律の定める手続に基づいて実施されたことを確認する。

事件簿を詳細かつ徹底的に検討した後、検察官は、次の決定を下さなければならない。

- 捜査が不完全であると認める場合、検察官は、書面で捜査事項を確定し、追加捜査のため、事件簿を捜査機関又は調査官に送付し、必要である場合は、自ら情報を収集し、又は捜査官とともに追加情報の収集に参加する。捜査事項では、追加情報を必要とする事項を明記し、追加捜査の手順及び期限について提言する。
- 刑事訴訟法第69条に定める訴訟手続中止理由のいずれかを確認した場合は、検察官は、訴訟手続中止命令を発しなければならない。被疑者の健康状態が悪いために手続が中止された場合は、被疑者を国家病院に搬送する命令を発しなければならない（本マニュアルの事件中止に関する詳細を参照）。
- 刑事訴訟法第71条に定める事件取下げ理由のいずれかを確認した場合は、検察官は、事件の取下命令を発する（本マニュアルの事件取下げに関する詳細を参照）。

- 一 捜査官又は調査官が適用した捜査手段又は抑止措置が事件の状況と一致しない場合は、検察官は、外出制限命令を抑留命令に変更、又は外出制限命令を取消し、仮釈放命令を発付するなど、当該措置の変更、終了又は取消命令を発しなければならない。
- 一 証拠が十分であれば、検察官は、被疑者の訴追命令を発しなければならない。

第3 罪状認否召喚

事件簿を詳細に、完全に、かつ客観的に検討した後、検察官は、決定を下し、被疑者に対する訴追命令を発し、被疑者に訴追について通知しなければならない。

訴追命令の執行を保障するため、検察官は、被疑者が拘置所に勾留されているか確認するために拘置所を訪れ、訴追命令を通知し、被疑者が、公判で自らを弁護できる健康状態にあるか否かを検討する。被疑者が拘置所にいない場合は、検察官は、関係機関に被疑者を拘置所に召喚し、罪状について通知することを請求する。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

ジオウ・カン

バイクと人が渦巻くハノイの喧噪の中で生活していると、「静かなところでぼうっとしたい。」という思いにかられることがあります。そこで、私は、お客様が来られると、休日の「郊外視察」という大義名分の下、ホアビン省にあるムオン族の村にお連れし、自分自身がくつろぐことを楽しみにしています。ホアビンの街中から脇道に逸れ、山間の細い道をどんどん進んでいくと、その村が現れます。いつも食事をさせていただくお宅の近くに車を停めると、「よくきたね!」という感じで、そのお宅の奥さんがやさしい笑顔で迎えてくれます。その少数民族のお家は高床式で、田園風景を望める窓から、そして、床の隙間から、心地よい風が入ってきて、とっても気持ちが良いのです。もちろん、冬時期には割と寒く、格別ベトナム人は寒さに弱いのですが、その奥さんは、それほど暖かくなさそうな少数民族の衣装を着て、もてなしてくれるのです。そのお宅に上がり込んで、車座になって座ると、まず、ベトナム茶と村で採れた小振りのバナナが出てきます。お茶をすすりつつ、「ふうっ」とくつろいでいると、奥さんが、餅米で作った自家製の酒（焼酎のような感じです。）と「ジオウ・カン」を出してくれるのです。このジオウ・カンの「ジオウ」は酒、「カン」は細い管のようなものを意味し、壺の中に入っている不思議な固形物に水を注ぎ、細長い竹の管をそれに差し込んで、固形物が水に溶け出して出来上がったお酒をチュウチュウ吸って飲むのです。味は、薄い甘酒かお屠蘇のような感じです。アルコール度数は低く、強い酒を飲む合間にチェイサーとしてジオウ・カンを飲みます。壺を囲んでみんなで一斉にチュウチュウやっている姿は、端から見るとややこっけいかもしれませんが、なんとなく連帯感をかもしだし、いい感じなのです。ほどよく酔ってきたところで、奥さんとご主人が仲良く二人して作ってくれた、料理をいただきます。その素朴な味に舌鼓を打ちつつ、さらに酒が進んでいくのでした。最初に来たときにまだ赤ちゃんだった、お二人の間の娘さんは、会うたびに大きくなり、今はしっかりと歩いて、おとなしいけどニコリかわいく笑うようになりました。帰任前にもう一度会えるといいなと思っています。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 國分 隆文)

～国際研修～

2006年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー — 政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで —

国際協力部教官 田中 嘉寿子

第1 はじめに

本稿は、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの内容を紹介するとともに、同セミナーの成果物として研修員が作成した政策提言書案（本号125頁以下）及び本セミナー後に同政策提言書案を基に作成されたJICAインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト事前評価調査団の派遣を経て同プロジェクトが開始されるに至る経緯を紹介し、さらにインドネシア側において、JICAインドネシア事務所企画調査員（当時）河田宗三郎氏の現地における活動について寄稿していただき（本号135頁以下）、日本の対インドネシア法整備支援活動の日伊両国における協働状況を取りまとめたものである。

第2 セミナー実施の背景

法務総合研究所国際協力部は、2002年度から、毎年1回、JICA国別特設研修の枠組みで、インドネシアから司法関係者を招き、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーを実施している¹。

2006年度は、2004年度からの3年計画の「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」を基本テーマとし、①小規模紛争に関する簡易裁判手続、②上訴制限、③和解・調停制度の3点を中心にインドネシアにおける効率的な民事紛争解決制度の実現に向けた政策提言書案の取りまとめを目的として研修を実施してきた最終年度に当たっていた。

2005年度までの研修の結果、当初の目的のうち、①簡易裁判手続については、インドネシアにおいて、簡易裁判所等の新規な裁判所を設置することが困難であること、②上訴制限については民事訴訟法の改正が必要であることから、いずれも実施困難であると考えられ、3年目は、主として和解・調停制度に焦点を絞りつつ、政策提言書案を取りまとめることに重点を置いた研修を実施することとした。

第3 セミナー内容

1 研修員

研修員については、政策提言書を取りまとめるため、過去の研修参加者の中から、政策提言能力があり、かつ、提言案を作成するのにふさわしい役職の者をインドネシア側の最

¹ 2002年度につきICD NEWS第8号103頁以下、2003年度につきICD NEWS第12号191頁以下、2004年度につきICD NEWS第17号28頁以下、2005年度につきICD NEWS第26号32頁以下の各教官作成のセミナー実施報告参照。

高裁判所，法務人権省，統一弁護士会から推薦させ，JICA・当部で協議の上人選した（別添1研修員名簿参照）。

その際，適切な政策提言書を作成させ，インドネシア最高裁に提出してプロジェクト形成に役立てるためには，政策決定権限のある高官にも参加してもらう必要があることから，昨年度研修に参加したインドネシア最高裁マリアナ副長官に再度参加していただいた。これが，本研修の成果を基にプロジェクト形成に至った最も重要なかぎになっていたと思われる。

2 研修内容

昨年度の研修終了時の研修員の評価において，「日本の和解・調停制度の理論面についてはほぼ理解できたが，実務状況がイメージできない，分かりにくい。」との声が多かった。

確かに，和解・調停は非公開の場で行われ，手続が柔軟であるだけにマニュアルや公刊物も少なく，海外の研修員には実務状況がなかなかイメージしにくいであろうと思われた。

そこで，別添2日程表記載のとおり，できる限り和解・調停の実務について，裁判官・弁護士という実務家から事例に則した講義をしていただくとともに，事例の代わりに経済産業省が日本弁護士連合会・社団法人日本商事仲裁協会に委託して作成した調停人養成研修教材のテキストと模擬調停のDVDを利用し，模擬調停を行った。

また，大阪簡易裁判所においては，少額訴訟及び建築調停の傍聴をさせていただいた（調停については，両当事者から特別に傍聴の御許可をいただき，少数ずつ傍聴させていただいた。）。

さらに，調停に関するインドネシア最高裁規則の改正をも視野に入れていたこと，法改正手続について知りたいとの意見が昨年度の研修評価で出ていたことから，ちょうど我が国で制定されたばかりの労働審判制度について，司法制度改革推進本部労働法制部会の会議議事録を基に労働審判制度の立法経過についての講義を取り入れた。

他方，政策提言書を作成するため，JICAがプロジェクト計画を立案する際に関係者を集めてブレイン・ストーミング的に意見を提出させて問題点を分析し，対策を考えるPCM（Project Cycle Management）手法を用いてインドネシアにおいて和解・調停制度が不活発である原因について問題分析を行い，それに基づきプロジェクトの目的を明確にする目的分析を行った（別添3の問題分析図参照）。

その上で，裁判所，統一弁護士会，法務人権省の3グループで自主的に取りまとめた政策提言書案を各グループから発表させた。

第4 政策提言書案

研修員らが発表した政策提言書案は，別掲のとおりである²（本号125頁以下）。

特徴的であったのは，裁判官グループの提言では，日本の和解制度のように，裁判官がい

² 法務人権省の参加者の発表は，裁判官グループの発表内容と重複するので割合している。

つでも和解を主催できる制度の導入を強く希望している点であった。

インドネシアの調停に関する最高裁規則 2003 年 2 号は、オーストラリアの支援を受けて作成されており、英米法の Mediation 型である。

したがって、Mediation を行う調停人は、訴訟を担当する裁判官とは別でなければならず、Mediation の秘密厳守を重視するため、Mediation において提出された証拠を訴訟で利用することは全くできないとされている。

これに対し、大陸法型の裁判官主導の柔軟な和解の在り方、特に、本研修で紹介された付調停の制度が、インドネシアの裁判官らにとっては非常に活用しやすく映ったようである。

また、インドネシアでは、司法の腐敗も深刻な問題であり、国民の信頼回復が課題であることから、司法への国民参加を高め、司法の透明性を高めるためにも、調停委員や専門委員などの形で国民の司法参加がなされていることにも着目されていた。

第5 和解・調停制度強化支援プロジェクトの開始経緯

1 事前評価調査団派遣

上記政策提言書案に基づき、平成 18 年 9 月 24 日から同月 30 日までの間、JICA インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト事前評価調査団が派遣された。

調査団員は、佐藤直史 JICA 国際協力専門員（弁護士）、塚本秀夫 JICA 社会開発部職員、当職、河田宗三郎企画調査員（JICA インドネシア事務所、当時）の 4 名である。

調査団は、9 月 25 日、26 日、28 日の 3 日間にわたり、午前中、最高裁とプロジェクト内容につき協議し、午後は調停人養成研修認証機関や他ドナーのインタビュー等を行って本プロジェクト案の妥当性等を検証しつつ、PDM 案を微修正し、他方、最高裁側もワーキング・グループの具体的人選等を進め、PDM 案について合意に至り、9 月 29 日（金）午前中、M/M（Minutes of Meeting）の署名に至った。

2 プロジェクトの概要

プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

- ・ 期間 2007 年 3 月～2009 年 3 月（2 年間）
- ・ 活動 ① インドネシア最高裁規則 2003 年 2 号（調停に関する規則）の改正支援
② 調停人養成制度の改善支援
③ 新規則に基づく新調停制度の広報ツール作成支援
- ・ 長期専門家 調査団帰国後、JICA の公募で選ばれた角田多真紀弁護士（京都弁護士会）が 2007 年 3 月 31 日から 2 年間、ジャカルタに派遣される。
- ・ インドネシア側ワーキング・グループ M/M 署名時に最高裁裁判官を中心とするステアリング・コミッティー並びに最高裁判事、最高裁調査官、地裁所長及び弁護士らを中心とする改正規則作成ワーキング・グループが最高裁に設置され、長期専門家とともに各活動に従事する予定である。
- ・ 国内助言者 2004 年度の研修講師であり、かつ、「和解技術論」の著書（研修時にイ

インドネシア語訳を作成配布)で知られる草野芳郎元広島高等裁判所判事(現学習院大学法科大学院教授)及びJICA「アチェ被災民のためのADR研修」(JICA-Netによる連続5回の遠隔セミナー)を実施した弁護士の方々から、現地専門家への助言や研修への協力等を得られる予定である。

3 プロジェクトで期待される効果

このプロジェクトでは、プロジェクトの直接的な目標のほか、種々の副次的効果が期待されている。

① 最高裁の未済削減

和解/調停制度が改善され、和解/調停成立率が上がれば、上訴されず、最高裁の未済は減ることが期待される(プロジェクト目標)。

② 「腐敗防止」効果

和解/調停は、両当事者の合意に基づくため、裁判官の汚職の機会が減る³。給与の低い裁判官が率先して和解/調停を行うよう、和解/調停率の高い裁判官、すなわち、より廉潔で有能な裁判官を昇進させる人事制度を導入することにより、裁判官にインセンティブを与えることも必要であり⁴、本研修に参加されたマリアナ副長官も人事制度の改善を検討されていた。

③ 司法への国民参加の促進・司法の透明化

調停人資格は、最高裁の認証する養成機関での研修修了・合格者に付与される。裁判官のみならず、民間人(弁護士、地域の伝統的指導者、医師・建築士・学者等の各種専門家など)の資格取得・参入を新制度の構築・養成制度の改善・広報というプロジェクト活動で促進していく。

④ 投資環境の改善

投資家が信頼し得る民間調停人の中での(汚職のリスクのない)調停結果を和解判決化することにより、判決と同等の執行力が付与されるため、司法の腐敗による予測可能性の低下という投資リスクを低減できる。

⑤ 司法アクセスの改善

一般市民に簡易・迅速・安価で廉潔な司法サービス提供の道を与える一助となり、貧困削減にも役立つ。

⑥ 復興支援

³ インドネシアでは、裁判官が買収されるのは常識とされ、本研修研修員の一人アンディ判事は、裁判官が当事者から賄賂を脅し取った事件の裁判長として実刑判決を下してインドネシアでニュースになったことがあった。インドネシアに進出する日本企業の団体である「ジャパン・ジャカルタ・クラブ」が平成13年に大統領に提出した10項目の要望事項の第1が「治安の維持と司法の確立」(司法関係者のモラル向上と判決の情報公開など)とされ、司法の腐敗は投資の阻害要因でもある。

⁴ 調査団がアンディ判事が所長を務める南ジャカルタ地方裁判所を訪問した際、同地裁の裁判官らは、ロ々に自己の担当事件の調停人になれないのが不便であること、調停人として努力しても調停不調になると何ら評価されないのではやりにくいこと、現行の調停人養成研修を受講したが、内容がアメリカ的過ぎて実務に余り役立たないことなどを指摘していた。

津波・地震等の災害からの復興支援に役立つ。日本で調停制度が発達した契機は、初の調停法制定の翌 1923 年に発生した関東大震災で、証拠が(書証も人証も)失われて適切な訴訟が期待できない状況下で、災害によって多発した土地紛争等の問題を簡易・迅速に解決する手段として調停制度が活用されたからである。同様に災害に見舞われ続けているインドネシアでも、土地紛争、相続、災害孤児の養親選定などの紛争が多発しており、調停制度の活用が復興支援の一環として必要である。アチェ被災民のための ADR 研修を実施した弁護士の方々との連携により、遠隔研修を更に発展させることが期待される。

⑦ 裁判所と弁護士会との連携促進

インドネシアでは設立間もない統一弁護士会 (PERADI) から 3 人の弁護士にワーキング・グループに参加してもらおう。和解/調停制度の活発化には、ユーザーである弁護士の意識改革が肝要だからである。調査団は、統一弁護士会をも訪問し、本プロジェクトへの積極的な協力を約束してもらっている。

⑧ ドナー間連携協力

調査団は、他ドナーを多数訪問調査し、本プロジェクトが他ドナーの活動と重複していないことを確認した上、他ドナーの活動による調査結果を利用できることや、コミュニティ・レベルの民間 ADR を支援しているドナーとの相互連携協力の可能性を協議することができた。今後のプロジェクトの遂行の中で、更に他ドナーとの連携を深めたい。

第 6 和解試論

1 問題意識：和解はなぜ成立するのか

私は検事なので自ら民事裁判で和解した経験はない。本研修を準備する際、昨年度までの研修経緯・研修員の感想の中で、インドネシアの裁判官・弁護士らが投げかけた根本的質問は、「なぜ日本では和解率が高いのか？」であったことから、本研修では、それに対する回答を何らかの形で提示できないか模索した。

まず、知人の裁判官や弁護士に質問したが、皆、「当事者の話をよく聞き、普通に一所懸命訴訟していたら、何割かは和解で終わ(れ)るものだ。」と言うばかりで、「なぜ」かは説明してくれないし、できないという。

米/英/豪では近時 ADR が盛んとなり、Mediator になるための各種訓練プログラムも発達している。インドネシアの裁判官らは、自分たちがその種の訓練を受けていないから和解/調停ができないのだと言っていたが、日本でもそんな訓練はしていないので、訓練だけの問題ではないはずである。

また、日本人は争いを好まないから和解率が高いのでは、という日本人の素朴な感想も友人の法曹らからは聞かれたが、実はアメリカの方が統計上は和解率が高いのであり、国民性では回答にはならない。

さらに、インドネシアでは弁護士がタイム・チャージ制だから訴訟を引き延ばした方がもうかるので和解/調停が不活発であるという意見も前の研修で出ていたが、同じくタイ

ム・チャージ制であるアメリカでは、逆にだからこそ訴訟費用の高額化を避けるために当事者が早期解決を好むので ADR が盛んであり、かつ、和解率も実は 9 割程度であると聞き、弁護士費用だけの問題でもないと思われた。

2 和解率

他方、日本の和解率が実際どの程度であるのかについても調べてみると、司法統計上は約 3 割ですが、取下げ（実質上訴訟外で和解成立している場合も多いと言われている。）を含め、かつ、欠席判決を除いて実際に争いのある事件に限ってみれば、一般の和解率は過半を超えるのが裁判官の実感であると言われている。

そして、実際に裁判所に持ち込まれる民事紛争の半分弱が民事調停にかかっており、その成立率が高いことも加味すれば、日本で裁判所に持ち込まれる民事紛争の 8 - 9 割程度は「当事者の合意」によって解決していると評価することもできると思われた。

3 和解の基底にあるもの - 司法の廉潔 -

講師予定の裁判官・弁護士の方々から、レジメを提出してもらったり、事前打合せをさせていただく中で、調停で大事なこととして講師の先生が指摘することと、インドネシアで和解が成立しない要因として挙げられているものとの比較しながら検討した結果、和解が成立するための最も重要な要因は、「判決の予測可能性」であろうと考えた。

インドネシアでは、判決は公開されておらず、最高裁判決にも判例拘束性は認められておらず、各裁判官は自由に（時には買収され、又は不十分な理由で）判決を書いても誰にも批判される機会がなく、当事者側も判決を予測する基盤がなく、裁判官に対する信頼もないので、1 審が駄目なら次という具合に最高裁や再審まで争うことが多い。裁判官と弁護士は資格が異なり、同一研修を受ける機会もないので相互の交流も協議会等もなく、弁護士にとっては裁判官の判決の見通しを立てることも難しいのではないかと思われる。

これに対し、日本では、判決の公開制度が確立し、最高裁の判例に事実上拘束力があり（インドネシアの研修員は、日本では最高裁判例の変更は大法廷しかできないと聞いて驚いていた。）、同種事件については同種判決がなされることが裁判官にも弁護士にも共通して予測可能な情報がある上⁵、裁判官と弁護士とが同一資格で共に最高裁の司法研修所で研修を受けるため、判決の予測の仕方についても皆同じ訓練を受け、同じ見通しを持つ基礎的能力を有している⁶。

したがって、まず、両当事者の代理人弁護士と裁判官とが、共通の基礎的能力を有し、

⁵ 調停委員をしている講師の弁護士の先生が、当事者を説得する最大の材料として同種事件の判例を挙げていたのが印象的であった。

⁶ 民事調停官経験者の講師の弁護士の先生が、「当事者の弁護士が見通しが悪いと調停がなかなか成立しないものだということが、調停官になって初めて痛感された。」とおっしゃっていた。

また、当事者が和解に応じる理由についてのアンケート調査結果（「当事者本人から見た和解」判例タイムズ 1008 号）でも、当事者が和解に応じた理由は、「裁判官に話を聞いてもらったという満足感」と、「裁判官及び自己の代理人弁護士に説得されたから」という回答が多く、弁護士が裁判官と共通見通しを持てるか否かが和解の成否を決めるように思われた。

法解釈や事実認定方法について共通の実務訓練を受け、共通の予測指標たる判例を自由に入手できるという前提条件（これがインドネシアではそもそも欠如している）の下に、予測する基礎材料となるべき証拠が共有される（争点整理、証拠調べが行われる）と、判決の予測に必要な材料が揃うので、和解の好機となるのだらうと思われる（他方、そのような争点整理、証拠調べの努力をしてもなお見通しが立たないような事件は和解には馴染まず、訴訟が長期化しがちなのであろう⁷）。

逆に、インドネシアの民事訴訟では、争点整理の重要性が認識されていない様子であり、これも和解を困難にしている要因であらうと思われたものの、研修員にはその点を理解してもらうのは困難であった。

研修員からは、「判決が予測できるのなら、なぜ勝ち筋の当事者が和解に応じるのか。」と質問された。和解に関する文献は、この点については比較的充実しており、講師の判事・弁護士への答えも皆同じである。すなわち、上訴の恐れがなく、執行がより迅速・確実・円滑・柔軟（分割弁済など）に行える和解の方が真の紛争解決に資する。その上、両当事者の関係も修復や秘密の保持も可能だからである。

当部が関わる発展途上国では、いずれも、判例公開が不十分であり、それを促すための支援活動をしているが、その重要性を改めて痛感させられたのが本研修であった。

また、法曹養成の在り方として、司法修習制度の偉大さを改めて感じるとともに、現在の修習の短縮化・改革には改めて懸念を深くした。

日本の制度を外国に紹介する際、常に留意しなければならないのは、日本では、司法の廉潔に対する信頼が非常に高く、余りにも当然のこととされていてだれもそれを特別なこととっていない点である。文献資料や外部講師の講義を研修員に伝えるには、当部教官がその点を「通訳」しなければならない。なぜなら、当部が関わる発展途上国では、程度の差はあれ司法の腐敗は重要な問題だからである。

その端的な例が、和解/調停技法等に関する文献で必ず言及される別席と対席の是非論である。米・豪等では対席が原則で、その影響下で制定されたインドネシア最高裁規則でも別席は禁じられているが、その本音は、別席で調停人が買収されるなどの不正に対する懸念の強さにあり、幾ら日本人講師が別席の効用を説いても裁判官を監督する立場のマリアナ副長官には受け入れられない。本研修で使用した調停人養成研修教材でも、調停人に必要な訓練として、両当事者の対話を促進するための技術のみならず、調停人の公正・中立性を保持し、かつ、それを両当事者に納得してもらうための技術・倫理面にかなり配慮しており、我が国における民間ADRの発達には、調停人が裁判官と同等の公正中立性の信頼を勝ち得られるか否かにかかっているのではないかと思われた。

日本の裁判官や弁護士は、司法の廉潔を当然の前提としているので、それが和解成立の

⁷ 裁判官が書く和解についての論考は、難事件をいかに和解させるかについての裁判官の並々ならぬ手並みについて書いておられるのが数例ある程度である（例として加藤和夫「退官後のことなど（下）」『法曹』No.676 2007年2月）。これらの手法ももちろん非常に参考になるが、一般論としてここまでの努力をしていない裁判官でも高い割合で和解が成立する基礎的要因について考察された論考は寡聞にして見当たらない。

最重要要素であり、(買収されない、法と判例と証拠にのみ基づく法的客観的合理性のある)判決の予測可能性を担保し、和解の説得を容易にしていることの自覚がないのだなど改めて感じた。

第7 終わりに

インドネシアは、農耕文化圏であり、「ムシャワラ」(村落共同体で何事も話合いで解決する「合議の原則」)の伝統があるので、和解/調停制度が活発化する下地はあるはずだ、とインドネシアの裁判官らは言う。英米法系 ADR に違和感を覚えているインドネシアの裁判官が、日本型の裁判官主導+国民参加の和解/調停モデルに活路を見いだそうとし、何とか司法への信頼を向上させようと努力している姿を見れば、できるだけのお手伝いはしたい。一人でも多くの元裁判官や調停委員経験のある弁護士の方々に本プロジェクトにご協力いただきたいところである。



日本では、かつて「水と安全はただ」と言われていたが、今は両方とも高いお金を出して買うものになりつつある。司法の廉潔もただではない。先般亡くなられた矢口洪一元最高裁長官の「最高裁判所とともに」(有斐閣, 1993年)に、戦後、矢口氏が裁判官の給与制度改善にいかに関心されたかが記されている。どの国からの研修員も、必ず、裁判官の給与について質問するが、その真剣な問いかけを聞き、彼らの薄給振りを見るにつけ、「司法の廉潔もただではない」ことを実感するとともに、こればかりは決して失われてはならない日本の宝であることを痛感する。

司法制度改革においても、余りにも当然のこととして考慮されていないように思えるこの至宝を守る方策をきちんと考慮してもらいたいと心から願うのである⁸。

⁸ 本稿は、拙稿「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの開始」(「法曹」No. 674 2006年12月)を改訂したものである。

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー参加者名簿

LIST OF PARTICIPANTS FOR COMPARATIVE STUDY ON JUDICIAL SYSTEM, 2006 (EFFICIENT LEGAL AND JUDICIAL SYSTEM FOR CIVIL DISPUTE SETTLEMENT)

| | | |
|----|---|--|
| 1 |  | マリアナ・スタディ (マリアナ) Ms.Marianna Sutadi,S.H. Vice Chief Justice, The Supreme Court 最高裁判所副長官 |
| 2 |  | アンディ・サムサン・ガンロ (アンディ) Mr.Andi Samsan Nganro Chief Justice, District Court of South Jakarta 南ジャカルタ地方裁判所長 |
| 3 |  | スハディ Mr.Suhadi,SH,MH. Chief Justice, District Court of Tangerang タゲラン地方裁判所長 |
| 4 |  | イ・グスティ・アグン・スマナタ (アグン) Mr.I Gusti Agung Sumanatha,SH Assistant to the Deputy Chief Justice of Commercial Affair, The Supreme Court 最高裁商事部副長官付調査官 |
| 5 |  | ムルティニンディア・エリ・マリアニ (エリ) Ms.Multiningdyah Ely Mariani.SH Judge, Court of Central Jakarta 中央ジャカルタ裁判所判事 |
| 6 |  | アルタ・テレシア・シララヒ (アルタ) Ms.Artha Theresia Silalahi,SH.MH. Judge, District Court of Bandung バンドゥン地方裁判所判事 |
| 7 |  | クルニア・ヤニ・ダルモノ (ヤニ) Mr.Kurnia Yani Darmono,SH.M.Hum. Judge, District Court of Medan メダン地方裁判所判事 |
| 8 |  | ワヒドゥディン・アダムス (ワヒド) Mr.Wahiduddin Adams, SH.MA. Director of Fasilitation of Local Rule Drafting , Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省地方条例起草部長 |
| 9 |  | ムアリミン・アブディ (ムアリミン) Mr.Mualimin Abdi,SH.MH. Head of sub Directorate Preparation and Litigation, Directorate of Litigation of Legislation, Ministry of Justice and Human Rights 法務人権省法制局憲法訟務部憲法訟務課長 |
| 10 |  | ムハンマド・ルットフィ・ハキム (ルットフィ・ハキム) Mr.Muhammad Luthfie Hakim,SH. Secretary General of IPHI (Indonesian Conselors at Law Assosiation) IPHI 弁護士会所属弁護士 |
| 11 |  | フィルマンシヤ (フィルマン) Mr.Firmansyah,S.H.,LL.M Attorney-at-law, Managing Partner, KarimSyah Law Firm 弁護士 |
| 12 |  | タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド (ルットフィ・ヤジッド) Mr.Tahir Musa Luthfi Yazid,S.H.,LL.M Attorney-at-law, Managing Partner, Luthfi Yazid & Partners Law Firm 弁護士 |

【研修担当/Officials in charge】

教官/Senior Attorney 田中嘉寿子(Kazuko TANAKA), 教官/Attorney 関根澄子(Sumiko SEKINE)

主任国際協力専門官/Administrative Staff 西林秀隆(Hidetaka NISHIBAYASHI), 国際協力専門官/Administrative Staff 小岩憲一郎(Kenichiro KOIWA)

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー日程表

研修実施場所：法務省法務総合研究所国際協力部

| 月 日 | 曜 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 16:00 | 16:00～ 17:00 | |
|-----------|---|---|--------------------|----------------------|---|--|--|
| 7 / 3 | 月 | 国際協力部長 歓迎あいさつ | オリエンテーションと 部内見学 | 自己紹介と 目標設定 | 政策提言書作成 グループ分け | 講義 調停委員の活動内容について 講師 弁護士 須知 雄造(調停委員) | 翌日の発表の グループ別準備 |
| 7 / 4 | 火 | 研修員発表 政策提言書骨子案について (3グループ別。各グループ：発表30分間・質疑15分間) 司会 国際協力部教官 田中 嘉寿子 | | | 講義 民事調停官制度の概要と活動内容 講師 弁護士 宮崎 陽子(元民事調停官) | | Discussion & Drafting by each group |
| 7 / 5 | 水 | 見学 大阪弁護士会民事紛争処理センター 講義 弁護士による各種ADRの活用 講師 弁護士 小原 正敏(民事紛争処理センター運営委員長) | | | 大阪弁護士会館別館会議室 | | Discussion & Drafting by each group |
| 7 / 6 | 木 | 見学 大阪簡易裁判所(少額訴訟の傍聴を含む。) 引率 国際協力部教官 田中 嘉寿子, 関根 澄子 | | | | | |
| 7 / 7 | 金 | 座談会(10:00-11:30) 国際協力部教官 田中 嘉寿子, 関根 澄子 | | | 講義 和解技法(1:00-4:00) 講師 大阪地方裁判所判事 小久保 孝雄(調停部長) | | Discussion & Drafting by each group |
| 7 / 8 | 土 | | | | | | |
| 7 / 9 | 日 | | | | | | |
| 7 / 10 | 月 | 講義 労働審判制度概要 講師 国際協力部教官 田中 嘉寿子 | | | 講義 労働審判制度の立法経過について 講師 法務省民事局付 森岡 礼子 | | Discussion & Drafting by each group |
| 7 / 11 | 火 | 調停人養成研修DVDによる調停技法の実習とインドネシアの事例でのロールプレイ DVD紹介と進行 国際協力部教官 田中 嘉寿子/コメンテーター 同教官 関根 澄子(裁判官)・池田 崇志(弁護士) | | | | | Discussion & Drafting by each group |
| 7 / 12 | 水 | 模擬PCM ー和解・調停等のADRが低調である問題を分析し、活性化方策を検討する参加型プロジェクト計画策定ー モデレーター 国際協力部教官 田中嘉寿子/特別参加者 弁護士 平石 努(元インドネシア派遣JICA専門家) | | | | | Finalization of Drafting of the Policy Recommendation |
| 7 / 13 | 木 | 政策提言書(案)発表会 (3グループ別。各グループ：発表1時間・質疑30分間。全体講評30分間) 講評 弁護士 平石 努, 国際協力部長 稲葉 一生, 研修員代表 | | | | | |
| 7 / 14 | 金 | 政策提言書とりまとめ 研修員 自主作業 | | 資料整理 研修員 自主作業 | | 評価会(14:30～) 閉講式(15:30～) | |

政策提言書案 (Policy Recommendation)

| | |
|---------|---|
| I. 日付 | 2006年7月14日 |
| タイトル | メディエーション：紛争解決における実践的戦略 日本とインドネシアのメディエーションの比較研究 |
| メンバー氏名 | <ol style="list-style-type: none"> 1. アンディ・サムサン・ガンロ 2. スハディ 3. イ・グスティ・アグン・スマナタ 4. ムルティニンディヤ・エリ・マリヤニ 5. アルタ・テレシア・シララヒ 6. クルニア・ヤニ・ダルモノ 7. ムハンマド・ルトフィ・ハキム 8. タヒル・ムサ・ルトフィ・ヤジド 9. フィルマンシヤ 10. ワヒドゥディン・アダムス 11. ムアリミン・アブディ |
| メンバーの職業 | 地方裁判所所長／裁判官，インドネシア共和国最高裁判所民商事担当準長官付き調査官 インドネシア弁護士連合会(PERADI)所属弁護士 法務人権省法制局職員 |
| II. 目次 | <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. メディエーションの重要性 3. 日本におけるメディエーションの制度及びその実務 4. 裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則 2003 年 2 号に基づく， インドネシアのメディエーションの運用実体 5. メディエーション政策 6. おわりに |

| | |
|--|--|
| <p>III. 活動要旨 (Executive summary)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 田中嘉寿子教官によるセミナーの目標に関するオリエンテーション。 2. 東京大学・稲葉一人氏による講義（ビデオ会議方式）、テーマ：ADR の技法について・メディエーションに関するセミナー第2回 <ul style="list-style-type: none"> - タイトル：ADR を担う人材育成について・調停技法トレーニング - 紛争が激化した場合の紛争処理における ADR の考え方及び第三者が関与した場合の紛争解決の方法について説明。 - 議論の中心テーマは、結果に対する影響と調停と仲裁の違い。交渉・調停・仲裁の技法及び紛争の分野と調停モデルとの整合について説明。 - 後半で、紛争の大きなフロー及びとるべきアプローチについて説明。 3. 法総研国際協力部部長歓迎あいさつ。 4. 講義：調停委員の選任手続について。講師は須知雄造弁護士。日本の調停委員について講師自身の経験、選任の手続、活動内容について説明。 5. 講義：民事調停官制度の概要と活動状況について。講師は宮崎陽子弁護士。民事調停官として紛争を調停によって解決してきた経験を説明。 6. 大阪弁護士会民事紛争処理センター見学。講義：裁判外紛争処理手続の各種制度について。講師は小原正敏弁護士。弁護士会が運営している裁判外紛争処理の制度について説明。 7. 講義：関根教官による簡易裁判所に関する説明。簡易裁判所における調停や和解及び少額訴訟について詳説。 8. 講義：和解技法。講師は小久保孝雄判事。大阪地方裁判所判事として調停や和解により紛争解決をしてきた経験に基づいて説明。 9. 講義：労働審判制度の概要及び立法経過について。講師は田中嘉寿子教官・森岡礼子氏。新しく立法によって制度化された労働紛争処理制度について説明。 10. 調停人養成研修 DVD による調停技法の実習。具体的な事例を用いて研修員がロールプレイを行う。 11. 模擬 PCM。研修員が PCM 手法により実際にプロジェクトの立案や活動の評価を行う。 12. 各グループによる政策提言書案の作成及び最高裁判所副長官マリアナ・スタディー氏による指導。 13. 政策提言書案の発表 14. 政策提言書案作成にむけたグループディスカッション。 |
| <p>IV. 問題分析 (Problem Analysis)</p> | <p>現在、インドネシアの裁判所が直面している重大な問題の一つは、司法権に関する法律（2004 年 4 号）に明記されている、簡易・迅速で費用負担の小さい紛争処理制度の導入をどのように実現できるかということにある。ここには一つのジレンマがある。なぜなら、日常に生じる紛争の数が年々増加し、その複雑さも年々増している一方で、それらの紛争事件を審理し裁定して解決する任務を負う裁判所は、その能力に限界があるからである。</p> <p>このような状況を打開する方法の一つが、裁判外紛争処理制度の促進である。インドネシアで裁判外紛争処理を促進する必要性を基礎付ける要素として以下の5つを挙げることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外からの対インドネシア投資を誘致するために必要な、わが国の競争力の向上を図る手段のひとつであること。効率的で信頼できる紛争処理制度 |

の整備を含め、法の確定性を確保することは、投資家がインドネシアを投資の対象とするか否かを決定する際の重要な要素となる。専門技術性に裏打ちされた ADR の存在は、信頼性のある（あるいは公平性の保証された）紛争処理の機会の存否についての投資家の不安を解消するであろう。

2. 効率的で、かつ、国民の公平性に対する要求を満たすような紛争処理機関を、国民が求めていること。
3. 紛争処理への参加要求を伴うような国民の批判意識の高まりにこたえる必要があること。
4. 司法機関に健全な競争の環境が生まれること。ADR 機関や準司法的機関（審判機関）が選択肢の一つに加わることにより、紛争処理に当たって国民がどの機関を選択するかはそれぞれの機関に対する信頼度を反映することになる。ADR 機関という競争相手が登場することによって、紛争処理機関のイメージや信頼度が向上することが期待される。
5. 代替の選択肢があることによって、多くの事件が裁判所に持ち込まれる流れをせき止めることができる。

インドネシアでは、アメリカ、韓国、オーストラリア、日本及びシンガポールなどの諸外国と同様に、裁判の過程におけるメディエーションが行われてきた。特に、2003年11月3日以降は、すべての民事訴訟事件が第一審の審理においてメディエーションを試みなければならないとされた。このことは、現行民事訴訟法 HIR130 条/RBG156 条の規定をより実効的なものとするために定められた裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則 2003 年 2 号に規定されている。

日本の裁判所におけるメディエーションの制度としては、訴訟とは関係なく（訴えが提起される前に）申立てにより行われる調停がある。簡易裁判所を管轄とするこの調停は 3 人のメンバーからなる調停委員会が担当する（1 名は調停を主宰する裁判官であるが、近時、裁判官が多忙であるため、弁護士を調停官に選任する制度が採用されている。任期は 2 年で再任が可能である。ほかの 2 名は調停委員として、弁護士のほか専門技術職にある者などから選任されるが、事件の特殊性に応じて任命される）。

一方、付調停という制度もある。すなわち

- 訴訟の手続の過程で、紛争の両当事者が承諾をした場合に行われる調停で、調停委員が関与する。
- 訴訟で審理をしていた裁判官が紛争の概要及び争点についてメモを作って調停委員に伝えることにより、調停委員は事件を把握することが容易になる。
- 調停委員は解決案を示すことができる。その解決案に対して当事者双方から異議申立てがなく 2 週間を経過したときは、その解決案が裁判における判決と同様の決定となる（民事調停法 18 条）。

以上のほかに、裁判上の和解の制度がある。すなわち、訴訟の審理を担当している裁判官がメディエーターとなって行われるメディエーションである（調停委員の関与はない）。和解は、それぞれの事件の管轄にしたがって、簡易裁判所でも地方裁判所でも行うことができる。

調停及び和解の特徴。申立てによる調停、付調停、裁判上の和解とも、メディエーターの役割は非常に積極的で、当事者の話し合いを促進するという範囲にはとどまらず、和解案・調停案を提示することもできる。

調停・和解の技術

(和解技術論・草野芳郎著)

- 当事者の主張に基づく事案の評価。
- 当事者の言い分を聞く能力。当事者と同じ目線に立つ能力。
- 当事者に対する共感を示すことのできる能力。
- 紛争の原因を理解する（紛争のサイクルを理解した上で、仮説をたててメディエーションを試みる）。
- 紛争当事者双方の有利・不利を明らかにしない。利害に基づくメディエーション (*interest based mediation*) では、一方が有利であるとか不利であるなどの発言は、メディエーターとしての要件である公平性を損なうことになる。公平性とは、偏向のないこと、当事者に対して好き嫌いなどの好みを持ったり当事者の主張する利益や解決策を支持するなどをしていないことである (Moore 2003)。

労働紛争解決の制度として、日本で新しい制度が導入された。すなわち、新たなADRによる紛争処理制度である。このようにして、労働紛争に関して当事者には数種類の紛争処理手続が用意されている。

以上のような調停・和解による紛争処理制度の規定を、最高裁判所規則2003年2号が規定するインドネシアの裁判所におけるメディエーション手続と比較することにより、今後検討すべき課題として、以下の点を指摘することができる。

1. 最高裁判所規則2003年2号の規定の改正の必要性について。すなわち、裁判上の和解の制度と同様に、受訴裁判所裁判官にメディエーターとしての権限を与えるとする改正の必要性。また、将来的に、インドネシアのメディエーション制度に司法委員や専門委員のような制度を導入する必要性や可能性。
2. 国民の司法に対する信頼を確保するために、調停委員、司法委員、専門委員のような制度によって国民の司法参加を積極的に推進することの必要性。仮に必要であると判断した場合に、インドネシアの民事訴訟法と抵触せず、かつ、効果的に機能するためには、どのような制度として導入すべきか。
3. インドネシアのメディエーションに調停委員会のような制度を導入することの可能性。
4. 労働紛争についてメディエーションで解決を図る場合に、どのようなシステムがより効果的か。
5. 民間のADRを促進する目的でメディエーション制度の改革を検討する場合に、1999年30号法律6条の規定を改正することで足りるか、あるいは新しいADR法の立法が必要か。
6. メディエーションが最大限の効果を発揮できるよう弁護士の貢献も必要であるが、どのようにしてその貢献を引き出すことができるか。
7. 紛争処理において正義を求めるといった価値観や法意識が時代とともに変化して、今や人々は紛争で勝つことを求めるようになっているといわれるが、それは正しいのかどうか。

メディエーションを訴訟手続の中に組み込むことは、争いについて裁定し解決するという裁判所の役割にもかかわらない、その機能を強化・最大化するものであることは、広く認められている。しかしながら、裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則2003年2号の制定にもかかわらず、裁判所におけるメディエーション及びその結果である和解による解決が効果的に機能しているとは

いえないこともまた事実である。

以上のような問題点からは、最高裁判所規則 2003 年 2 号の改正の必要性が認められる。すなわち、審理を担当している裁判官がメディエーターとなれるようなオプションを用意すべきである。ここでは、裁判上の和解が、裁判官がそのまま当事者双方の話合いのメディエーターになる制度であることが参考となっている。この場合、判決が言い渡されるまで、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず話合いを試みることができるが、簡易・迅速で費用負担の小さい訴訟手続という理念に常に留意しなければならない。当事者双方が和解的な解決を望んでいるという確かな兆候が見られた場合には、訴訟の審理をいったん中止して、場所をメディエーション室に移した上で、民間人の関与を得て、裁判官がそのまま和解のための話し合いをすすめることができるようにする。

その他に、財政制度及び財政状況に鑑みつつ、調停委員、司法委員、専門委員の導入を検討する。これらの制度は、国民の司法参加を具体化するものであり、司法の透明性を求める国民の要求にもかなうものである。これによって国民の裁判所に対する信頼を確保することができる。その実現のためにすぐに着手できる方策として、最高裁判所が弁護士組織 (PERADI) 及び退官した元判事・その他職能団体などに協力を仰ぎ、裁判官が行うメディエーションを支援する役割を担ってもらうようにすることが考えられる。このような司法への国民参加を実現するには、人選等について注意深く行わなければならない。司法への参加という義務からその者に不利益が生じることを避ける必要があること及び汚職の発生を防止する必要があるからである。

調停委員、司法委員、及び専門委員の役割は、紛争を処理するための提案をしたり和解のための話合いを促進することに限定されることを理解しなくてはならない。意思決定を行うのは、あくまでも裁判所の権限であるということである。したがって、当事者による合意が効果的に履行されるために、その合意には判決によって法的な効力が付与される必要がある。これらのことから、調停委員、司法委員、専門委員等の関与によって和解の合意が成立した場合に、その合意が終局的な拘束力を有する判決となる必要があるが、そのためのメカニズムに関する明確な規定を設けなければならない。

同様に、長期的には、調停制度もインドネシアのメディエーション制度に取り入れることが可能であるが、これは立法によることが必要である。しかし、いずれにしても、裁判所における紛争解決の手段としてこの制度が非常に効果的であることは明らかである。

労働紛争に関しても同様である。インドネシアでは労働紛争裁判所という特別法廷が設けられるようになったが、これは、労働者と企業側との紛争が増加している一方で、これに対応する労働紛争解決に関する法律 1957 年 22 号の問題点が多く指摘されるようになってきたことが背景となっている。

その結果、労働紛争解決に関する法律 2004 年 4 号が立法され、この新法に従って特別法廷である労働紛争裁判所が設置されたのである。

この法律の特徴は、紛争の解決に関して労使双方が合意した場合に、合意内容を記して双方が署名した書面は裁判所に届け出ることができ、それによって執行を申し立てることができる点にある。

民間 ADR 機関促進のための制度改革として、1999 年 30 号法律第 6 条を改正する必要がある。1999 年 30 号法律第 6 条は、裁判外のメディエーションに関する規定であるが、裁判所に届け出ると規定しているのみで、どのようなメカニズムで執行できるのかが明らかにされていない。将来的には、仲裁に関する法律とは別個に ADR (メディエーション) に関する法律を制定することが望ましい。

弁護士がメディエーションによる話合いの促進に関与することに関して、インドネシア弁護士連合会 (PERADI) と最高裁判所が紛争処理のためのメディエーシ

| | |
|---|---|
| | <p>ョンについて理解を共有することができるよう、両者で協力関係を構築する。また、弁護士会による裁判外紛争処理機関であるメディエーション・センターの設立支援を行っていく必要がある。国民がメディエーションによる紛争解決の支援を無料で受けられるような仕組みや制度を確立していく上でも、弁護士の役割は重要である。</p> <p>メディエーションの技術やメディエーターとしての裁判官の姿勢について、小久保判事による講義及び草野芳郎元判事の著書「和解技術論」から学んだ内容は、インドネシアの裁判所でメディエーションを行う裁判官が指針として実践することができるものである。</p> <p>最後に、メディエーションを成功させる上で重要な事柄のひとつに、国民の法意識や価値観がある。裁判所における紛争解決の努力が単に勝ち負けを争うだけのものではなく、法と正義に基づいて行われるのだという意識を高めるよう、広報活動を行わなければならない。</p> |
| <p>V. 日本の制度で、インドネシアに適用できる有用な要素</p> | <p>日本のメディエーション制度の諸原則は、インドネシアの民事訴訟制度や法文化に適合させて適用することが可能であり、またインドネシアのメディエーション制度改革にとって有用である。</p> <p>裁判上の和解の方法によるメディエーション。すなわち、訴訟の審理を行っている裁判官がメディエーターとなって当事者双方の話し合いをすすめるメディエーションである。その際、弁護士や退官した判事が話し合いの支援に加わる。この方法は、最高裁判所規則 2003 年 2 号を改正することにより、すぐに導入することが可能である。ここでは、裁判官が弁護士や元判事の支援を受けながら、積極的に話し合いの機運を醸成することができる。当事者双方が話し合いをしやすい雰囲気や状況を作り出すだけでなく、裁判官自身の判断により当事者に和解案を提示することもできる。草野芳原著「和解技術論」や須知雄造弁護士の講義は、メディエーター研修実施の際の参考資料とすることができる。</p> <p>長期的には、民事訴訟法の改正やその他法律の改正などにより、付調停の制度を導入することが可能である。</p> |
| <p>VI. 政策提言 (Policy Recommendation)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 最高裁判所規則 2003 年 2 号に基づくメディエーションは、実務上多くの問題点が指摘されている。したがって、早急に当該規則によるメディエーション制度の見直しと改正のためのチームを立ち上げる必要がある。それによって、裁判上の和解のような制度を導入するとともに、国民の司法参加を充実させることも可能となる。 2. インドネシアで裁判外紛争処理制度としてメディエーションを促進・充実させることは、裁判所に提起される訴えの数を減らすための方法として、適切かつ賢明な選択肢である。そのため、ADR としてのメディエーション制度について、任官前の研修から、任官後の技能研修に至るまで、あらゆる段階で判事に対して周知・理解を図ることが極めて重要である。 3. インドネシアの文化に照らして考えると、メディエーションによる紛争解決は現在も頻繁に機能していることが分かる。実際、この方法による解決は、裁判による解決に比べて、多くの利点が認められる。したがって、大学の法学教育のカリキュラムに加えるべきである。 4. 今後、具体的に、メディエーションに関する規定の基礎となる法律を制定する。また、その立法の中で、日本で成功している調停制度を導入する。しかし、その立法は、インドネシアに固有の伝統的なメディエーションの原理や特徴を否定するものであってはならない。したがって、協議による全会一致 (ムシャワラ・ムファカット) の伝統を重視するインドネシア社会の文化に |

| | |
|------------------------------------|--|
| | <p>適合するものでなければならず、また、多様な解釈を許したり、その結果実務上の論争を巻き起こしてしまうような規定であってはならない。</p> <p>5. 裁判外紛争処理のためのメディエーション・センター設立を望む国民の要望をくみ上げる努力を続けるべきである。また、1999年30号法律第6条の改正により、民間ADR機関の介入によって成立した当事者の合意が債務名義となり得るような制度改正が必要である。</p> <p>メディエーターとなるにふさわしい知見や専門性を有する人材を養成できる研修を行えるようになることが非常に望まれる。そのためには、最高裁判所は各方面との協力を強化しながら、メディエーションの充実を図っていくべきである。</p> |
| <p>VII. 行動計画 (Action Plan)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 最高裁判所規則2003年2号の改正について研究・検討する特別チームを、早急に立ち上げる。そして、裁判上の和解の制度の導入等を検討することによって、既に指摘されている問題点の改善を図る。 2. 将来的には、立法により、調停制度を民事訴訟手続に導入する。 3. メディエーション制度の運用を直接担う人々を中心的な対象として、研修、セミナー、ワークショップ、実地研修などを行い、メディエーションの更なる普及を図る。これらの研修はインドネシアが単独で、又は他国の支援などを受けながら実施する。 4. インドネシア弁護士連合会（PERADI）など各種職能団体との協力関係を構築する。特に、大学法学部との関係を強化することにより、法学部学生がメディエーションに関する情報や資料を入手できるようにしたり、学生に対する講義などを行う。 5. 裁判所の関与のあるメディエーション及び裁判外の紛争処理としてのメディエーションの充実を図るためのディスカッションを関係者を対象に実施し、その普及を図る。 6. 今後もADR及びメディエーションに関する文献収集や制度の研究を行い、民事訴訟制度の完成を図る。 |

政策提言書

ムハンマド・ルトフィ・ハキム
タヒル・ムサ・ルトフィ・ヤジド
フィルマンシャ

I . 関係者分析 (1/6)

A. 受益者

1. 裁判官
2. 弁護士
3. 法的救済を必要としている人々
4. 司法機関(下級裁判所および最高裁判所)
5. 投資家(とくに、インドネシア市場で経済活動を行っている諸外国の投資家)
6. インドネシアおよび諸外国の商工会議所

I . 関係者分析 (2/6)

B. プロジェクト実施者

1. 第一審および控訴審の裁判官
2. 第一審裁判所・控訴審裁判所
3. 弁護士
4. インドネシア弁護士連合会(PERADI)
5. NGO
6. 学者・専門家

I . 関係者分析 (3/6)

C. 決定権者

1. 短期的計画
 - a) 最高裁判所
 - b) インドネシア弁護士連合会
2. 長期的計画
 - a) 政府
 - b) 議会
 - c) 最高裁判所

I . 関係者分析 (4/6)

D. 財源

1. 国家予算
2. 国内外の援助機関(ひも付き援助でないもの)
3. インドネシア弁護士連合会

I . 関係者分析 (5/6)

E. 潜在的反対者

1. 一部の弁護士(自分の利益を優先してADRを支持しない者)
2. 一部の裁判官(極端に訴訟を志向する考え方を持つ者)

I. 関係者分析 (6/6)

F. 支持者

1. 投資家(特にインドネシア市場で経済活動を行っている海外の投資家)
2. 退官した元裁判官
3. 裁判官および弁護士
4. 全国メディエーションセンター
5. JICA
6. マスコミ

II. 問題点 (1/2)

A. ADRが最大限有効に機能していない

1. 最高裁判所規則が十分に普及していない
2. 最高裁判所規則には欠点がある
3. 法整備が不十分である
4. 訴訟のはじめの段階での和解の話し合いは、あまり効果的ではない
5. 裁判官や弁護士がADRの実施にあまり熱心ではない
6. 裁判官や弁護士が和解の技能を備えていない
7. Win-winよりもwin-loseを求める気持ちが強い
8. 未来志向ではなく、過去を重視する
9. ADRは訴訟に比べて弁護士報酬が少ない、というイメージがある
10. ビジネス環境に悪影響を与える

II. 問題点 (2/2)

B. 無料の法律相談や法律支援を必要としている国民が大勢いる

- 一 弁護士に関する法律2003年18号は、弁護士に対して、無料弁護の訴訟を引き受けるべきことを義務付けている

III. プロジェクトの目的 (1/3)

A. ADRが効果的・効率的に運用され、国民からも法曹関係者からも信頼されている

1. 最高裁判所規則が普及する
2. 最高裁判所規則を見直す
3. 1999年30号法律のADRに関する規定である第6条を見直す。また、可能であれば、ADRに関して包括的に規定する法律を立法する(仲裁、和解、調停をすべて統一的に規定する)
4. 最高裁判所規則に、日本の裁判上の和解の要素を取り入れる。すなわち、控訴審で判決ができるまでは訴訟のすべての段階で和解を試みることができるとする制度を導入する
5. 裁判官や弁護士が、ADRによる紛争解決に熱心に取り組む

III. プロジェクトの目的 (2/3)

6. 裁判官や弁護士のADRスキルが向上する
7. 当事者の双方が満足できる解決策(Win-win solution)を志向する傾向が醸成される
8. 関係者が過去にこだわるのではなく未来を志向するようになる
9. ADRによる紛争解決は訴訟の場合に比べて弁護士報酬が少ないという誤った見方が改まる
10. JICA, 商工会議所, 日本メディエーションセンター, インドネシア商工会議所, 日本弁護士会連合会, インター・パンフィック・バー・アソシエーション, インターナショナル・バー・アソシエーション等との連携により、投資を促進するビジネス環境の整備がすすむ

III. プロジェクトの目的 (3/3)

B. 国民が無料の法律相談や法律支援を受けることができる

- 一 弁護士に関する法律2003年18号が実行される

IV. プロジェクトの提案

1. 裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則2003年2号を改正する
2. 1999年30号法律でADRに関する規定である第6条を改正する。また、可能であれば、仲裁・和解・調停をすべて網羅したADR法を立法する
3. インドネシア弁護士連合会により、民間ADR機関を設立する
4. インドネシア弁護士連合会により、無料の法律相談センターを開設する

インドネシア司法改革支援中間報告

前 JICA インドネシア司法改革支援企画調査員

河 田 宗三郎

第1 はじめに

インドネシアは1万以上の島から成り、アメリカ合衆国のカリフォルニアからワシントン DC までがすっぽり入るほどの大きな領土を有しており、人口も2億2千万人以上を擁する ASEAN 最大の国です。日本との関係も深く、日本の ODA の累積供与額は世界第1位です。政治面では北朝鮮と交流のある国として知られ、日本人拉致被害者の引渡しにも一役を買った日本にとって外交上重要な国の一つです。世界最大のムスリム人口を抱えることから、世界の平和と安定にも重要な位置を占めています。

このように日本が大きな関心を持たざるを得ないインドネシアの法システムが整備され、かつ、法が公正に運用されることは両国民及びインドネシアとかかわる諸外国にとって必要なことです。特に、1997年の経済危機以降、インドネシアが他の ASEAN 諸国と比べ緩慢な経済復興を示している原因の一つに法システムの未整備及び不公正な法運用が挙げられ、司法改革に対する支援は焦眉の課題です。

日本からのインドネシアに対する司法改革支援の試みが本格的に始まったのは2002年の山下輝年法務省法務総合研究所国際協力部教官(当時)を中心とする調査団派遣からであるといえ、同氏編纂による詳細な調査報告書は現在もその重要性を変じていません。その後、2003年から2004年にかけては、東京の平石努弁護士が企画調査員として派遣され、多くの司法改革案件を発掘立案されました。2004年から2006年までは筆者が企画調査員としての業務を引き継ぎました。そして2007年3月末からはインドネシア司法改革支援において長年の懸案であった長期派遣専門家を伴う技術協力プロジェクトが開始され、京都弁護士会の角田多真紀弁護士が派遣されました。

以下の節では、企画調査員業務の概要に触れ、筆者が派遣された期間に行われた具体的な業務について活動ごとに報告させていただきたいと思います。

第2 インドネシア司法改革支援企画調査員の業務の概要

本稿の読者の中には法整備支援の長期専門家の業務には詳しいが企画調査員の業務がどういものであるかはよく知らないという方もおられるかもしれませんが。一般に JICA 企画調査員の業務は国際協力の企画立案を中心になんでも屋的に多岐にわたりますが、私の場合は次のようなものでした。

1 派遣の目的

広範囲かつ複雑な司法制度の概要、その問題点、改革の動向を把握した上で、協力の戦略及び具体的な案件を形成する。

2 活動内容

- (1) 以下の項目に係る詳細な情報収集・整理
 - ・ 「イ」国司法制度の現状と課題
 - ・ 「イ」国司法改革の現状と動向・課題
 - ・ 司法改革分野における他ドナーの支援内容・動向
- (2) 上記(1)に基づく司法改革支援に係る中長期的支援戦略（ポジション・ペーパー）の形成
- (3) 上記(2)に基づく具体的案件の形成
 - ・ 訴訟手続及び裁判所運営ガイドライン（ベンチブック）改正
 - ・ 司法研修所・施設及び制度改善
 - ・ 汚職特別法廷の裁判官選定プロセス支援
 - ・ 法令 Web データベース構築
 - ・ 統一弁護士会形成，他
- (4) 司法改革分野における現行案件の実施促進・調整と支援
- (5) 「イ」国関係機関，JICA，日本大使館等関連機関との連絡，調整
- (6) （在外専門調整員が配属された際の）共同した案件形成，実施促進支援
- (7) 司法改革にかかわる他ドナーとの連絡，協議

3 期待される活動の成果

- (1) インドネシアの司法制度及び司法改革の現状と課題について、また、司法改革分野における他ドナーの支援内容・動向について情報が収集・整理される。
- (2) 上記(1)に基づき、司法改革支援に係る中長期的支援戦略（ポジション・ペーパー）が形成される。
- (3) 上記(2)に基づき、具体的な案件が形成される。
- (4) 司法改革分野における現行案件が実施促進，調整される。

と、以上が業務の概要です。上記のうち、在外専門調整員というものが配属されなかったことを除いては概ね実施できたように思います。この他に、派遣当初には予想だになかったアチェの津波災害後の法関連の支援業務や短期間ではありましたが国家警察改革支援の業務調整等もさせていただきました。

第3 「イ」国司法制度及びその改革の現状と課題，他ドナーの支援内容・動向に関する情報収集・整理

この点につきましては、筆者の研究専門分野がインドネシア法でありますので、元々有し

ていた知見に最新の動向を加味するという形で行いました。量的には紙ベースでは、A4版の8cmのファイルで32冊、電子データでは約60GBの情報を収集しました。分類については、日伊両国の政策に関するもの、イ司法改革支援全般に関するもの、イ法令に関するもの、地方条例、特にアチェ州シャリアに関するもの、他ドナーに関するもの、司法関係人物に関するもの、支援事業（汚職特別法廷裁判官選定・研修支援、ベンチブック改訂支援、ADR強化支援、司法研修所関連、アチェ津波ADR支援、統一弁護士会支援、検察改革支援等）に関するもの等に整理しました。長期派遣専門家及び関係者の間で共有、活用していただけたらと存じます。

第4 中長期的支援戦略（ポジション・ペーパー）の形成

A4版15ページほどのポジション・ペーパーを作成いたしました。内容につきましては、インドネシアの立法、行政、司法における課題を明らかにした上で、司法改革分野における課題は、緊急性の順に、①司法部における汚職の撲滅、②民事訴訟規程の詳細化、③裁判官の能力向上、⑤法曹三者育成、⑥法学教育の強化としました。これらの課題は、インドネシアの2005年—2025年の長期開発計画（2005年6月時点で法案）、及び2004年—2009年の中期開発計画（2005年大統領規則第7号発効済）と整合のとれたもので、日伊両国にとっての必要性及びインドネシア政府の法令根拠上実施可能性の高いものとなっております。

本ポジション・ペーパーについては、平成19年1月13・14日の名古屋大学で開催された「法整備支援戦略の研究全体会議」の関心の一つが支援戦略であったこと、JICAにおいて課題別支援戦略が目下作成中とのことから、拙文ではありますが、広く参照していただければと存じます。

第5 ベンチブック改正

インドネシアの裁判所では、訴訟運営を円滑に進めるためベンチブック（訴訟手続及び裁判所運営ガイドライン）を定めて使用しています。このベンチブックは、民刑訴訟法、裁判所法、国家公務員法等、制度面、設備面、人材面等における細則としての性質を有しています。インドネシアの民事訴訟法は現在もオランダ植民地時代のものが正文として施行されていますし、その他の法律も内容的に多くを下位規範に委任している場合が多いため、ベンチブックのインドネシア司法制度改革に果たすインパクトは非常に広範、かつ、深いものでした。例えば、インドネシアの司法で非常に問題となっている裁判官の汚職についていうと、汚職の手法として有名なやり方に、事件の恣意的配分の方法があり、これは裁判所長が受理した事件のうち、訴額が大きいものなどを自分自身が裁判長を務める裁判体に配分し、そうでないものは他の裁判体に配分するというようなやり方で、その原因は事件配分に関する細かいルールが定められていなかったことも挙げられます。

そのような汚職に限らずとも、スハルト政権崩壊以後のインドネシア法制全体の変革を反映し、より公正で効率的な訴訟を実現するための細則作りの必要性は非常に高いものであります。特に、民刑行政下級裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所がそれぞれ、法務人権省、宗

教省、国防省から最高裁判所のワンルーフへ移行したことから統合的な裁判所運営ルールの制定が必要でした。

このようにインドネシアの訴訟制度全体にかかわるルール作りに関して日本に技術協力が求められ、専門家派遣を含むインドシナ諸国に対する立法支援に比して劣らない規模の技術協力の実現が期待されていました。しかしながら、日本における本分野の人材確保の困難さを主な理由として、ベンチブック改正についての専門家派遣は実現されませんでした。

ただ、本件の重要性に鑑み、日本国最高裁判所においては、日本国最高裁判所規則集の必要箇所の複写、翻訳及び参照を快諾していただき、また裁判実務経験のない著者の東京地方裁判所における研修を受け入れてくださいました。また、法総研工藤教官（当時）のご紹介で宮田法律事務所での弁護士業務の研修もさせていただきました。これらの協力から、例えば事件配点の具体的な改善点について日本の知見をインドネシアベンチブック改正に役立てることができました。

ベンチブックそのものは、インドネシア大学法学部や、退職裁判官、現職裁判官等からなる調査チームとともに改正作業を進め、2006年に完成しました。旧版は全3巻でしたが、改正版は全11巻（インドネシア語版のみ）となり規定が詳細化されました。インドネシアで約1万6千冊（全巻同数ではなく割合的）を印刷し、日本の協力関係者にも配布しました。また、ベンチブックの電子データも引渡し、インドネシア最高裁自身による増刷、公開、再改正に役立ててもらえるようにしました。

第6 司法研修所・施設及び制度改善

既に少し述べたとおり、下級裁判所の行政権はこれまで最高裁判所になかったことから、ワンルーフ化以前は新任裁判官の研修は各省で行われてきました。しかしながら、ワンルーフ化後は各省も研修の部分だけ負担を担うことはなく、必然的に最高裁自前の研修施設が必要となりました。この点につき、司法研修所の施設及び制度改善に関する協力が日本に対して要請されました。日本としては、無償資金協力・技術協力の両面から検討を行いました。ユドヨノ政権がインフラ面での最重要課題の一つである司法研修所について自前の国家予算での設置検討を本格化させたことから国際協力は当面見送ることになりました。

第7 汚職特別法廷の裁判官選定プロセス支援

インドネシアでは、立法部、行政部、司法部ともに汚職が行われており、その撲滅が叫ばれています。この問題に対して既存の機関によって更正させることは不可能と判断され、インドネシアでは、汚職撲滅委員会や汚職特別法廷の新設が定められました。この汚職特別法廷の裁判官の民間人材からの選定に関して日本に対して協力が求められました。選定作業は主にインドネシアのNGOを中心に進められ、インドネシアにおいて廉潔な人材を求めることの困難さを反映して、当初計画よりも少ない9名（3審でそれぞれ3名）だけが選定されました。この新設の汚職特別法廷では、州知事や大臣レベルの汚職事件に対して有罪判決が出されるなど、少しずつですが改革の成果が現れてきているように思います。

第8 法令 Web データベース構築

インドネシアでは、オランダ植民地時代より法制度が一応存在し、法令の名称だけを通覧すると先進国で見られるような法制度がほとんどあるかのような印象があります。しかしながら、それらの法令を詳細に検討してみると、法律レベルでは重要な規定が下位規範にほとんど委任されていて、内容的にスカスカであったり、法律と下位規範が矛盾抵触していたり、法律相互、下位規範相互で規定が矛盾抵触していたりする例が多く見られます。この問題は、法令制定時に、関係各規範を十分に参照していないことから起こると考えられます。インドネシアの法令は冒頭に関連法規の引用がなされているのが通例ですが、実際は名称のみの参照で、内容が十分検討されていません。このことは投資家にとっても頭が痛い問題で、インドネシアで事業展開する場合にどの規定に拠っても、何かしら法的な不具合が生じることを意味し、これを逆手にとって行政機関が投資家に難題を吹っかける（多くは賄賂とひきかえに規定違反を見逃す等）ことの温床にもなっています。

この点、法令データベース構築の試みはインドネシア政府、インドネシア大学法学部等、不統一に行われており、日本の電子政府の技術も生かせる分野ではありますが、技術協力計画は検討中ですが具体化しませんでした。

第9 統一弁護士会形成

裁判所のワンルーフ化とともに行われたのが、統一弁護士会の形成でした。インドネシアには以前は思想信条に基づいた8つの弁護士会があり、弁護士はどの弁護士会に所属するのも自由でした。そうすると、ある弁護士が不正行為を行い、弁護士会の倫理規定に基づいて除名されたとしても、その弁護士は別の弁護士会に入って再び弁護士業務を行うことができ、制裁が実効的なものに成りませんでした。8つの弁護士会から成る統一弁護士会は、弁護士試験を実施し、弁護士を一元的に登録管理するため、上記の問題を解決することができます。全国規模の統一弁護士会の運営全般に関する技術協力が日本に対して要請されましたが、公的セクター（裁判所・検察庁）への支援へ資源を集中させるため、まとまった協力は実現していません。ただし、本邦研修事業へは弁護士会幹部を参加させていますし、実施予定のADR強化支援事業にも運営メンバーに弁護士が参加しています。

第10 アチェ津波災害後の法関連の支援業務

1 アチェ土地権利台帳修復支援

2004年12月26日に起きた北スマトラ沖大地震で発生した津波によりインドネシア単独で17万人以上の死者が出ました。多くの人が被災し明日の生活もままならないという状況でした。これに対して日本を始め世界各国が生活支援の手を差し伸べました。そんな中で、インドネシア国立公文書館館長及び日本人文書修復専門家がアチェ被災地入りし、津波により多くの文書が浸水被害を受けていることを確認しました。特に、土地権利台帳については、人口が集中していた海岸沿いの土地境界線が軒並み津波にかき消されている状況で、今後予想される、遺産相続等土地にまつわる法的紛争を防止、解決する上で決定的に重要

な役割を担うと見込まれ、その保全の必要性が認められました。土地台帳修復に関する技術協力の要請に対して日本政府が応答し、早速修復支援が開始されました。長期専門家の派遣、文書用真空凍結乾燥機の導入により、多くの被災土地台帳の修復を実現しましたが、苦勞の多い案件の一つでした。

2 アチェ津波 ADR 支援

津波災害では、一時に多くの人々が亡くなった結果、多くの相続人と孤児を生じました。アチェの慣習上の服喪期間である一年を過ぎると多くの法的紛争が発生されることが予想されました。家事事件を扱うシャリア裁判所だけでは処理することが不可能と思われ、ADR による解決に関する技術協力の要請が日本に対してなされました。日本においても津波災害の様子は広く報道され、関心も高く、法的に支援できないかと心を痛めていた日弁連が協力要請に対して手を挙げてくださいました。その後、JICA-NET によるアチェ津波被災民のための衛星セミナーが実施され、またアチェ支援も視野に入れた ADR 強化技術協力が実施される運びとなりました。本件について詳しくは、ミネルヴァ書房『法整備支援論』の著者執筆部分及び『法曹』2006 年 12 月号の田中教官執筆部分を参照いただければと存じます。本件は地理的にも、文化背景的にも、また内紛の和平プロセスの最中という政治状況の上でも様々な困難がありましたが、日弁連、法総研を始めとする日本側の関係者の打てば響くような力強い協力が得られ、また、現地のシャリア裁判官をはじめとする多くの人々に深い悲しみの中にあっても非常に喜ばれ、大変やりがいのある仕事でした。身体がばらばらになりそうでしたが、充実していました。

第 1 1 本邦研修とのリンク

JICA インドネシア事務所は JICA の在外事務所のうちで最大のものであり、稼働人員も多く、業務の細分化が行われています。これは効率的な大量業務処理が可能になる一方、比較的縦割りの弊害も生じやすい状況であったといえます。要するに日々の担当業務に追われ、隣の同僚が何をしているかは十分に注意していないと失念されやすいということです。特に、本邦研修は相手国側の参加者にとって非常に思い出深いものであり、相手政府の幹部との人的信頼を醸成するのに適する、効果の高い協力ですが、ともすると相手政府のだれが選ばれたのか、関連する業務を担当する所員が知らなかったり、既に参加した者を相手国における協力事業実施にかかわらせたりすることは非常に効果的であるにもかかわらず、知らないで一から人的ネットワークを構築するはめになりかねません。この点、著者は所内の本邦研修担当者、日本側受入先とも連携を取り、事業の相乗効果が高まるような人選を目指しました。具体的には、ADR 強化事業に関連して、キーパーソンである超多忙な最高裁判所副長官を 2 回本邦研修に参加させたり、いわゆるアジ研 (UNAFEI) での汚職防止に関する研修に JICA 事業で選定支援した汚職特別法廷の裁判官を参加させたりしました。このような効果的な本邦研修員の人選は自然に都合良くなるわけではなく、現場担当者が横に目を光らせて周到に仕組まなければ実現しないのです。

第12 おわりに

このICDニュースへ提出する拙稿のタイトルが「中間報告」とできましたのは、望外の喜びです。といたしますのは、インドネシア司法改革支援に関しましては、主として日本国内の人的リソースを問題として長らく下火状態が続いており、一時はインドネシアに対する当該分野の支援中止が真剣に検討されたほどだったからです。この状態が直接的に打破されたのは、『法曹』2006年12月号に掲載されたとおり、法務省田中嘉寿子教官、JICA専門員佐藤直史弁護士、JICA社会開発部塚本秀夫氏からなる調査団が派遣され、上記ADR強化プロジェクトの開始が決まったことに拠ります。そして日本の貴重なリソースである法曹の中から角田弁護士が長期専門家として手を挙げてくださいました。今後のICDニュースのインドネシア関連の原稿執筆をバトンタッチさせていただくことができます。

上記諸氏を始め、インドネシア司法改革支援を支えてくださった方々、これから支えてくださる方々にこの場を借りて感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

以上

～国際協力の現場から～

「ようこそ！ 国際協力部へ」

主任国際協力専門官
西 林 秀 隆

大阪法務局豊中出張所に勤務していた私が、法務総合研究所（以下、「法総研」という。）国際協力部（正確には「総務企画部国際協力事務部門」）への異動内示を受けたのは、昨年3月1日のことでした。それから、4月に着任するまでの間、新しい職場はどのようなところで、どのような仕事をするのか少しでも知りたいと考え、インターネットで法総研のホームページを調べたり、3月中旬に行われた事務引継ぎの際に頂いた法総研パンフレット・法整備支援パンフレットや事務引継書を見たりはしたのですが、余り具体的なイメージがわいてこないまま、ただあせりと不安を感じ、1か月間を過ごしたような気がします。

そこで、私が当部で仕事をした約1年間の経験に基づいて、国際協力専門官はこんな仕事をしています、というのを国際協力部のことも含めて、若干ですが御紹介いたします。

なお、本誌第28号の「国際協力の現場から」でも、吉川前統括国際協力専門官が専門官の仕事を紹介されていますので、併せてお読みいただくと「専門官のこと」がよくお分かりいただけると思います。

1 国際協力部について

法総研（通称「赤れんが」）は東京の霞が関にあり、法務局職員も高等科、専攻科等の様々な中央研修において、この赤れんがでお世話になっていますし、各地方で行われる初等科、中等科研修等において使用される教材は、この法総研において編集されています。

ところで、大阪の法総研に異動が決まったと職場等で言うと、大抵の職員は、法総研大阪支所に異動になったのかと勘違いをされます。というのも、法務省機関の地方研修が、同フロアにある法総研大阪支所の事務室及びその教室において、各実施機関の研修事務担当者により行われていることから、大阪にある法総研イコール法総研大阪支所（地方研修の実施機関）というイメージができあがっているからだと思います。しかし、法総研国際協力部と法総研大阪支所とは特に仕事上のつながりはありません。

平成13年4月、法総研に法整備支援を専門に取り扱う部署として国際協力部が新設された際、その執務場所として、赤れんが棟内ではなく、この大阪中之島合同庁舎の4階フロアが選ばれたことから、私たち法総研国際協力部の職員はこの大阪の地において働くこととなったわけであり、霞が関の赤れんがの方々と緊密に連絡を取り合いながら、仕事をしています（詳しくは「みんけん」第539号53頁を御参照ください。）。

2 専門官の仕事って？

専門官の仕事の大部分は、「ロジ (Logistics)」と呼ばれる、国別研修、招へい（当部で行う研修・会議等のために、外国にいる関係者の方を日本に招くこと）、会議の準備作業です。中でも研修について取り上げて説明すると、その内容にもよりますが、実施日の大体3か月くらい前からこの準備作業に入ります。日程表・実施要領の決裁から始まり、研修員名簿、名札、机上札の作成、研修講師の派遣依頼、見学先への訪問依頼、経費関係事務、通訳者との打合せ、タイムスケジュールの作成、懇親会の手配、レジュメや講義資料の準備、研修会場の設営など、この紙面には書ききれないほど多岐にわたる事務を研修が開始するまでに、あるいは、その一部は研修をやりながらこなさなければなりません。

さらに、この準備作業の過程で、関係機関の各担当事務の方や研修講師の方と、メールで連絡をとり、きめ細かい調整を行ったり、研修の担当教官とも何度も打合せを行ったりして、研修日程を徐々に具体化していきます。なお、連絡の媒体としては、電話よりも電子メールを使用することが多いのですが、研修が終わった後に、パソコン内に保存した研修関係の電子メールを見て、その膨大な量のやりとりに改めて自分自身、驚かされます。

初日に外国人研修員をお迎えしてから、最終日まで、研修が滞りなく進行し、何事もなく終わり、研修員の方に無事お帰りいただくためには、この「ロジ」と呼ばれる準備作業は、どれ一つをとってみても欠かすことのできない重要な仕事なのです。

3 国際協力部で働いていると感じる瞬間について

今年度、国別研修で当部がかかわった国は、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、ラオス、インドネシア、韓国の6か国です。その中で、私が主担当として受け持った研修は、「日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」（以下「インドネシアセミナー」という。）、「カンボジア法曹養成支援研修」であり、副担当としては「ウズベキスタン法整備支援研修」に携わりました。

その中でも、インドネシアセミナーは、着任後、最初に担当した研修でもあり、大変印象深く記憶に残っています。昨年7月3日の研修初日、私が緊張した面もちで庁舎玄関先にて研修員らを待っていると、研修監理員（通訳）とともに11名のインドネシア人研修員がやってきました（その後、インドネシア最高裁の副長官が参加され、研修員は合計12名でした）。引きつる顔を笑顔でごまかしながら、軽くあいさつを交わし、庁舎に入るために必要な入门票を渡した後、4階の部長室に御案内しました。これが私の外国人研修員とのファーストコンタクトであり、着任後はじめて、国際協力部に異動した、ということを実感した瞬間でした。その後、12名の研修員とともに10日間ほど、行動をともにしたわけですが、国際会議室で当部の教官や外部講師の方の講義（本研修では、日本における裁判上の和解・調停の基本原則やその実務に関する講義が中心でした。）や研修員の発表を聴かせていただいたり、大阪簡易裁判所、大阪弁護士会への訪問に同行させていただき、国際協力部で働いている、ということをより深く実感しました。なお、講義等はインドネシア語の逐語通訳で行われました。

研修員の皆様は、インドネシア国から選ばれて国を代表して参加されているので、優秀な方ばかりであり、非常に熱心に講義を聴かれるのですが、日本人との違いを感じたのは、必ず最後に、あるいは、講義の途中であっても、自分が納得するまで講師に質問をされることでした。国民性という点では、インドネシアの方は陽気で、物怖じせず、今述べたように、疑問に思ったことは遠慮なく質問をされますし、研修員同士のディスカッションの場でも、時には大声で笑いながら陽気に話をされているのを見かけました（インドネシア語なので何を話されているのかは分からないのですが。）。この日本人との国民性の違いは、私にとって軽いカルチャーショックでした。

4 英語でしゃべらナイトいけない？

国際協力部というくらいですから英語が使えないと仕事ができないのでは、と思われるかもしれませんが、実際のところ、専門官の仕事において、どれくらいの頻度で英語を使っているのかと言いますと、まず日常の仕事の中で英語を使うことはありません。また、あったとしても当部には、非常に頼もしい語学スタッフ（Linguistic Adviser）が在籍しており、英語で悩んだ時には、英訳、和訳など語学相談に快く応じていただけます。

また、時には、研修中に英語が必要になるような場合もありますが、その際は担当の教官が関与されますし、さらに言えば、研修中は、ベトナム語、クメール語（カンボジア）、ウズベク語（ウズベキスタン）、ラオ語（ラオス）、インドネシア語、韓国語の各通訳の方が常時ついてくれますので、語学ができないからといって仕事上で特に支障を感じることは、余りありません。

ただ、英語ができると、物事がよりスムーズに進むというのもまた否定できない事実ですので、英語は必須ではありませんが、使えるとよりベターかなとは思いますが。例えば、外務省から英語の文書が送られてくることもありますし、研修で言えば、母国語しか話されない研修員もいらっしゃいますが、多くの方は第二外国語として英語を話されるので、「レジュメがないのですが、いただけますか。」とか「インターネットを使いたいのですが、手伝ってもらえますか。」というような研修員の要望に即座に対応してあげたり、また、こちらが望むことをダイレクトにお願いできたりするので英語ができると便利なこともあります。また、懇親会の時に、子供のことなどプライベートの話をしてくれる研修員もおり、英語に限らず語学ができると、研修員とより親密になる機会は増えると思います。

5 最後に

専門官の仕事としては、上述した国別研修に関する「ロジ」（準備作業）の他に、会議、招へい、国際研究等に関する各「ロジ」、外部機関からの照会・回答に関する事務、広報誌「ICD NEWS」の編集作業、各種庶務事務及び経理事務などがあります。

自分の担当事務が時には重複してしまったり、海外出張が入ったり、また、研修が近づいてきたりすると、どうしても夜遅くまでかかって仕事をしなければならず、終電で帰ることもありましたが、担当教官、統括専門官、回りの専門官に助けをもらいながら、何と

か1年間過ごしてきました。

以上、簡単ですが、一専門官の視点から、国際協力部国際協力専門官の仕事について、紹介をさせていただきました。

ところで、法務省関係機関に勤務されており、法整備支援（詳しくは、法総研H.P.「<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>」を御参照ください。）そのものに興味をお持ちの方、支援対象国に興味をお持ちの方、英語をいかせる仕事をしてみたいと思っている国際派志望の方、また、本号を御覧になって専門官の仕事に興味を持っていただいた方、理由はいずれにせよ、少しでも興味をお持ちであれば、次の異動希望の際には、是非当部のことをお書きいただければ、大変うれしく思います。

そして、皆様が国際協力部国際協力専門官として新しく着任されることを、この大阪中之島合同庁舎4階の事務室で、心待ちにするとともに、皆様を暖かくお迎えしたいと思います。「ようこそ！国際協力部へ」のあいさつとともに。

カンボジア研修員とともに



ウズベキスタン研修員とともに





E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

モツ・チャム・ファン・チャム

私たちのお客様としてハノイに来られた方々が必ず覚えて帰られるベトナム語は、「チュック・スック・ホエ！」（「健康を祝して！」という意味の乾杯時の掛け声）と、「モツ・チャム・ファン・チャム！」でしょう。これを直訳すると、100分の100（「モツ・チャム」＝「100」，「ファン」＝「分」です。），すなわち100パーセントという意味なのですが、飲酒の際にこの言葉を発すると、まさに乾杯，「100パーセント飲み干そう！」という掛け声になってしまいます。ベトナムの宴会では、この「チュック・スック・ホエ！」と「モツ・チャム・ファン・チャム！」の連発で、ウォッカやネップ・モイ（餅米で作った焼酎のような酒）の一气飲みがどんどん繰り返されるので、否が応でも覚えてしまいます。

先日、JICAの次期プロジェクトの事前調査団と一緒に、バクニン省人民裁判所を訪問したのですが、その際、同裁判所長が、日本側からの質問や依頼に対し、大変好意的に対応してくださいました。そのお話を伺っているときに、私の耳に何度も入って来たベトナム語は、なんと「モツ・チャム・ファン・チャム！」。通訳と合わせて聞いてみると、「次期プロジェクトに『100パーセント』協力する！」という心強いお言葉を繰り返されていたことが分かったのです。無事会談が終了したとき、所長が、「ぜひともバクニン省の地酒を味見していただきたい。」とおっしゃり、小さな杯に注がれた魅惑的な液体が配られました。そして、みんなで杯を上げ、言うまでもなく、「モツ・チャム・ファン・チャム！」の掛け声の下、一気に飲み干したのでした。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 國分 隆文)

ICD NEWS — LAW FOR DEVELOPMENT —

(25号～29号) 掲載記事索引

(筆者の肩書は掲載時のものによる)

〈 ベトナム関係 〉

特集 ベトナム民事訴訟法の今後の課題 国際協力部教官 丸山 毅 第26号 p. 1
ベトナム民事訴訟法の今後の課題—日本民事訴訟法との比較法的視点から—

広島修道大学法科大学院・弁護士 吉村 徳重 第26号 p. 2
ベトナム民事訴訟法の将来の問題

関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関 正裕 第26号 p. 13
ベトナム民事訴訟法の将来の改正課題

立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士 酒井 一 第26号 p. 27
特集 ベトナムの統治機構, 司法制度の概観

国際協力部教官 伊藤 文規 第28号 p. 4
資料 政治局決議—2010年までのベトナム法律システムの構築と整備
のための戦略及び2020年までの方針について 第28号 p. 22
政治局決議—2020年までの司法改革戦略について 第28号 p. 33

特集 ベトナムの司法改革と人民検察院

～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位, 組織, 役割等～
国際協力部教官 伊藤 文規 第29号 p. 1

特集 ベトナムの司法制度改革と改正刑事訴訟法の運用等について

国際協力部教官 伊藤 文規 第29号 p. 23
講演録「ベトナム司法制度改革の現状と問題点について」
最高人民検察院検察理論研究所 所長 レ・フー・テー 第29号 p. 24
講演録「ベトナム改正刑事訴訟法の運用状況について」
最高人民検察院検察理論研究所 副所長 ド・ヴァン・ドゥオン 第29号 p. 61

〈 カンボジア関係 〉

特集 カンボジア法整備支援

I 国際協力部教官座談会

私たちのカンボジア法整備支援 国際協力部教官 三澤あずみ 第25号 p. 3
同 関根 澄子
同 柴田 紀子

II カンボジア現地セミナー報告

カンボジアの法曹養成に向けて —民事模擬裁判—
国際協力部教官 柴田 紀子 第25号 p. 33
カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想

| | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 弁護士 木内 秀行 | 第 25 号 p. 56 |
| カンボジア王立司法学院長招へい | 国際協力部教官 柴田 紀子 | 第 26 号 p. 187 |
| カンボジアの統治機構の概観 | 国際協力部教官 小林 俊彦 | 第 29 号 p. 101 |
| 資料 | | 第 29 号 p. 128 |

〈 インドネシア関係 〉

2005 年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー

— インドネシア最高裁判所規則 2003 年 2 号によるメディアエイション制度の考察を中心に —

| | | |
|------------------|---------------|---------------|
| | 国際協力部教官 関根 澄子 | 第 26 号 p. 32 |
| セミナー参加者プレゼンテーション | | 第 26 号 p. 45 |
| プレゼンテーション資料一覧 | | 第 26 号 p. 103 |
| 政策提言のためのディスカッション | | 第 26 号 p. 165 |

〈 その他 〉

特集 第 7 回法整備支援連絡会 (2006. 3. 17 開催)

| | | |
|--|----------------------------|--------------|
| | 国際協力部教官 関根 澄子 | 第 27 号 p. 1 |
| 基調講演「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」 | | |
| | ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン | 第 27 号 p. 11 |
| 基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」 | | |
| 財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授 | 森嶋 昭夫 | 第 27 号 p. 16 |
| 講演「ベトナム民法典の主要な改正点」 | | |
| | 学習院大学法学部教授 野村 豊弘 | 第 27 号 p. 21 |
| 報告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」 | | |
| | 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 杉浦 一孝 | 第 27 号 p. 31 |
| 報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」 | | |
| | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 | 第 27 号 p. 36 |
| 資料 | | 第 27 号 p. 51 |

特集 第 10 回国際民商事法金沢セミナー (2006. 2. 22 開催)

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------|
| | 国際協力部教官 伊藤 隆 | 第 28 号 p. 42 |
| 講演録「日本における敵対的買収とその防衛策」 | | |
| | 東京地方検察庁検事 (前法務省民事局付) 葉玉 匡美 | 第 28 号 p. 46 |
| 講演録「タイの企業動向について」 | | |
| | タイ弁護士 ダグラス・マンシル | 第 28 号 p. 58 |
| 講演録「フィリピンの企業動向について」 | | |
| | フィリピン弁護士 ルイス・ホセ・フェラー | 第 28 号 p. 66 |
| 講義録「法によるアジアの平和のために」 | | |

< 巻頭言 >

東アジアの発展と我が国の関わり方

財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫 第25号 p. 1

「法の支配」確立に向けた「心」のこもった法整備支援

国際協力部長 稲葉 一生 第28号 p. 1

< 国際協力の現場から >

韓国から…そして、カンボジアから…

主任国際協力専門官 土屋 佳代 第25号 p. 59

初めてベトナム・カンボジアを訪れて

統括国際協力専門官 泉野 智彦 第26号 p. 193

国際協力部所属民間人のススメ

JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会 第27号 p. 87

今後とも国際協力専門官をよろしくお願いします

大阪地方検察庁統括捜査官（前統括国際協力専門官） 吉川 勉 第28号 p. 80

ウズベキスタン出張を通して 国際協力専門官 尾世 智浩 第29号 p. 146

— 編 集 後 記 —

新聞やテレビのニュースで暖冬と騒がれた冬でしたが、この号が発行されるころには、更に暖かくなっていて、早い所では、桜が散ってしまっているかもしれませんね。花粉症の私にとって余り歓迎できない、つらい時期が始まります。私と同じように花粉症の症状が始まることで春の訪れを感じる方も多いのではないのでしょうか。鼻水、目のかゆみと闘いながら仕事をする期間が少しでも短くなるよう、まだ春でもないのに、夏の到来を待ち望んでいるのは私だけでしょうか？

巻頭言は松永榮治所長から『法整備支援における「日本のスタイル」』と題して頂戴いたしました。

本号はラオス法整備支援について特集をしております。まず、法整備支援に携わっていただいた先生方に当該研修（プロジェクト）を通じての貴重な経験やこれからの課題について執筆していただきました。昨年5月にラオス法整備支援プロジェクトは実施期間が1年間延長され、現在も継続しています。プロジェクト終了時には、素晴らしい教科書及びマニュアルが完成し、ICD ニュースで紹介させていただけることと思います。本号には、ラオス検察官マニュアル（仮訳）のみを掲載させていただいております。

なお、本号では判決書マニュアル作成支援について触れておりません。判決書マニュアル作成支援については、次の機会に掲載させていただきます。

「国際研修」としまして、インドネシアへの法整備支援について掲載させていただきました。まず、昨年7月に実施された日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの様子を当部田中嘉寿子教官が紹介しています。その時作成された研修員の政策提言書案も掲載しておりますので、ぜひ御一読願います。次にインドネシア司法改革支援中間報告と題して、前JICA企画調査員の河田宗三郎さんに執筆していただきました。インドネシア法整備支援も本年3月からプロジェクト化されています。本年3月からインドネシアへ長期専門家として赴任しておられる角田専門家からの報告が、今から楽しみです。

「国際協力の現場から」は、西林秀隆主任国際協力専門官が、専門官の国際協力部における業務を分かりやすく説明しています。研修員が学びやすい環境を作り、より良い成果が出るようロジ面からサポートする、裏方ではありますが大変やりがいのある職場です。機会があれば希望してみたいでしょうか。

昨年4月に大阪にある当部に転勤してきて早一年が経とうとしています。ただ、がむしゃらに事務をこなした日々の連続で、あっという間でした。来年度は今年の実験を基により良い研修、より良い仕事ができるように一層努力をしていきたいと思っております。来年度も引き続き国際協力部への御協力をよろしくお願いいたします。

国際協力専門官 尾 世 智 浩